

569. 1-E29ㄅ



1200500746985

569.1  
29



始



569.1  
E 29



辯護士 江川六兵衛著

重要鑛物增產法論

株式會社  
科學社  
版



## 序

本書の著者江川君は曩に改正鑛業法解説を公にして、業界並に學界に多大の貢獻を爲した。然るに今亦鑛業法及砂鑛法の特別法であり、且又之等法律にして將來改正せらるべき場合の試金石として、劃期的な改正を見た重要鑛物増産法及其の附屬命令等に付解説書を公にせむとするに際り、其の需に應じて卷頭に一言を述ぶることを得たのは、誠に欣快の至りに堪へない。

今や我國は曠古未曾有の大決戦途上に在る。一億國民は一致團結して戦力の増強に邁進し、敵米・英勢力を大東亞の天地より驅逐し、八紘一字の大理想を顯現することは帝國不動の國是であり、又我等國民の榮譽ある責務である。

重要鑛物増産法の改正は此の要請に應へ、戦争完勝の爲の必需重要鑛物の増産・確保を期せむとするに在るが、同法改正法律は昭和十八年六月一日施行せられたばかりである關係上、未だ之に關する解説書に接し得なかつた。然るに本書の原稿を一讀するに、今回の改正に係る重要鑛物増産法及附屬命令は勿論、鑛業法及砂鑛法の規定其他最近の立法に成る各種關係法令に至るまで、懇切

丁寧に叙述し、就中改正法の中核を爲す使用權に關する説述に至りては、著者の研究と努力に對し滿腔の敬意を拂ふ次第である。加之卷末附録として關係法令を集録し、殊に重要礦物増産法及其の附屬命令中、今回新に設けられた規定や改正點には傍點を附して、舊法との區別を明かにし、併せて改正法の進路を明示したのは實務家は勿論、一般讀者に裨益するところ極めて多きを信ずる。本書の公にせられた上は、從來比較的輕視せられて居た重要礦物増産法に對する世の關心を昂め、戦力増強の爲の重要礦物の増産上、多大の成果を齎すべきことを信じて疑はない。是れ本書を江湖に紹介する所以である。

昭和十八年七月

樞密顧問官  
中央大學學長  
法學博士

林 頼三郎

## 自 序

一、鑛業法及砂鑛法並に其の附屬命令は、曩に相當廣範圍に互つて改正せられ、鑛物の増産に多大の貢獻をしたことは事實である。然しながら重要礦物増産と謂ふ國策に即應するには、鑛業法及砂鑛法等の基本法を根本的に改正するの必要が痛感せられて居る所であるけれども、それは相當の時日を要すべく、殊に現下帝國の直面せる緊迫した決戦段階に處する爲の、重要礦物の増産に依る戦力の増強は、喫緊の急務であるから、政府は基本法の特別法たる重要礦物増産法に大改正を加へて、其の急に應へたのである。即ち第八十一帝國議會の協賛を得て、昭和十八年六月一日より施行せられた改正重要礦物増産法は、鑛業權及砂鑛權に對する使用權を認めて之を活用し、他面從來無効とされて居た斤先掘契約に因る鑛業の絶滅を期し、使用權への合法的進出を企圖した。その他重點主義貫徹の爲に、指定地域に於ける指定礦物を目的とする鑛業の許可制、又は鑛業出願の制限及禁止に關する規定を設くる等、我國鑛業立法上劃期的改正を加へた。勿論重要礦物増産法は臨時的立法であるけれども、本法施行の成果に依つては、將來の

鑛業法及砂鑛法の改正に重大な示唆を與へるものとして、大なる期待を有するものである。

其の他行政事務の簡捷化又は簡易化の爲、行政官廳職權委讓法・行政官廳職權委讓令及同令施行規則・鑛業法ノ規定ニ依ル職權ノ一部鑛山監督局長へ委任ノ件・砂鑛法戰時特例等に依り、鑛業法及砂鑛法に於ける商工大臣の職權が、或は鑛山監督局長へ、或は又石炭統制會又は鑛山統制會へ委讓せられて、行政事務は著しく簡易化せられ促進せられるに至つた。

三、尙政府は帝國鑛業開發株式會社法の一部を改正し、或は又産金獎勵規則其の他鑛業に關する從來の諸獎勵規則を廢止して、新に鑛業獎勵規則を施行して重要鑛物の増産に指針を與へ、又大東亞戰爭の決戰段階に對處すべき重要施策樹立の爲の、第八十二帝國議會を通過した諸法律及豫算の施行に依る企業の整備や、曩に爲された金鑛業及石炭鑛業の整備に依る勞力・資財及資金の轉移を圖り、重點的に必需鑛物の増産を期し、或は昭和十八年七月を準備期間とし、八・九の兩月を重要鑛物非常増産強調期間として、其の飛躍的増産を期せむとする政府の必死的緊急施策に應へ、重要鑛物を目的とする鑛業に携はると否とを問はず、一億國民一丸となつて政府の心を心とし、戦力の増強に邁進し、戦勝の榮譽を獲得しなければならぬ。

五、私は曩に鑛業法及砂鑛法の改正を機として、乏しきを顧ず改正鑛業法解説を公にして、聊かな

りとも職域奉公の實を擧げ得たることを苟かに慰め得たのであるが、今回右の様に大改正成れる重要鑛物増産法の施行に際り、改正法の針路を闡明して、財産法的鑛業より國家的公企業たる鑛業への轉換を鑛業者に體得せしめ、且つ同法附則に於て定められた既營事業の届出、又は繼續許可申請の期間が比較的短期間である爲、改正法を解せざるの結果生ずることあるべき不慮の損失を未然に防止する爲に、本書の公刊を急ぎ、聊かなりとも斯業に裨益する所あらば望外の幸とするところである。

四、本書は重要鑛物増産法を解説するに在るから、勿論主力を同法に注いだ。然しながら同法が鑛業法及砂鑛法に對する特別法たる關係と、新に法認せられた使用權者の鑛業及砂鑛業に關し、鑛業法若くは砂鑛法の規定を準用して居る所極めて多いのみならず、使用權の設定せられた以上は、當該使用權區に於ける鑛業若くは砂鑛業は、使用權者が專行することとなるので、勢ひ鑛業法及砂鑛法の概要を叙述する必要を生じた。

随つて本書叙述の順序としては第一編第一章に於て鑛業權を、第二章に於て使用權を説述し、第二編に於ては鑛業の實施、即ち鑛業權者若くは砂鑛權者並に使用權者の鑛業經營に付ての各種の事項を記述し、之を分ちて第一章では重要鑛物増産法を主とする鑛業の實施と國家の

職權を、第二章では重要礦物増産法に於て準用する鑛業法及砂鑛法の規定の概要を述べ、第三章では外地に於ける本法の關係を述べた。尙右叙述に際りては努めて重要礦物増産法施行令、及同令施行規則等をも解説した。尙卷末附録として鑛業法、砂鑛法及其の附屬命令並に重要礦物増産法・同法施行令・同法施行規則其他重要礦物増産上最も交渉の多い法令を集録した。殊に重要礦物増産法・同法施行令及同法施行規則中今回の改正に係る部分は傍點を附して、改正箇所を一目瞭然たらしめると共に、改正法の動向を明にしたのは私の微衷に過ぎない。

尙本書に於て引用した法令中特に何法たるを示さず、略號を用ひたものは左の例に據つた。

「法」は重要礦物増産法・「法施行令」は重要礦物増産法施行令・「法施行規則」は重要礦物増産法施行規則・「鑛」は鑛業法、  
 「砂」は砂鑛法・「鑛細則」は鑛業法施行細則・「砂細則」は砂鑛法施行細則・「委讓法」は行政官廳職權委讓法・「委讓令」は行政官廳職權委讓令・「委讓令施行規則」は行政官廳職權委讓令施行規則・「獎勵規則」は鑛業獎勵規則・「警」は鑛業警察規則・「民訴」は民事訴訟法を指す。

五、本書の發刊に際しては恩師樞密顧問官中央大學學長林博士から特に序文を寄せられ、又日本産業福利協會理事長楠武夫氏より幾多の便宜を與へられた。茲に謹みて博士及楠氏に對して感謝

の意を表す。

昭和十八年七月

江川六兵衛 識

目次

序  
自序

樞密顧問官  
中央大學學長  
法學博士

林 賴三郎

緒論……………(一)

第一編 鑛業權及使用權……………(五)

第一章 鑛業權……………(五)

第一節 鑛業權の設定……………(五)

第一項 鑛業の出願……………(七)

第二項 鑛業出願の許可……………(七)

第三項 鑛業權設定の登録……………(一〇)

第二節 鑛業權の性質……………(一三)

目次……………(一)

第一項 鑛業權の排他性……………(一五)

第二項 土地物權たる鑛業權……………(一六)

第三項 鑛業權者の鑛物支配權……………(一九)

第四項 鑛業權の不可分……………(二三)

第三節 鑛業權の種類……………(二四)

第一項 試掘權……………(三五)

第二項 採掘權……………(三六)

第四節 鑛業權者……………(三〇)

第一項 鑛業權の享有者……………(三〇)

第二項 共同鑛業權者……………(三一)

一、共同鑛業權の法律關係……………(三一)

二、代表者……………(三三)

第五節 鑛物……………(三五)

第一項 鑛業法上の鑛物……………(三六)

第二項 重要鑛物増産法上の鑛物……………(三八)

第三項 未掘採鑛物……………(三九)

一、未掘採鑛物の國有たる性質……………(三九)

二、未掘採鑛物の國有たることの効果……………(三九)

第四項 廢鑛及鑛滓……………(四三)

第六節 鑛區……………(四四)

第一項 鑛區の範圍……………(四四)

第二項 鑛區と爲し得る土地の制限……………(四六)

第三項 鑛區の重複……………(四六)

一、異種鑛物に付ての鑛區の重複……………(四七)

二、掘進増區及掘進鑛區訂正の場合……………(四八)

三、鑛業法改正に基く經過的處理に依る鑛區の重複……………(五〇)

第四項 鑛區の變更……………(五一)

一、鑛區の分合……………(五一)



二、 鑛區の増減 ..... (五)

三、 鑛區の訂正 ..... (五)

四、 鑛區の改正 ..... (五)

五、 掘進増區及掘進鑛區の訂正 ..... (五)

第七節 鑛業權の強制讓渡及鑛區の増減 ..... (六)

第一項 裁定 ..... (六)

一、 協議 ..... (六)

二、 裁定 ..... (六)

第二項 決定 ..... (七)

第二章 使用權 ..... (七)

第一節 使用權の性質 ..... (七)

第二節 土地物權たる使用權 ..... (八)

第三節 使用權の内容 ..... (八)

第一項 使用鑛區 ..... (八)

一、 概説 ..... (八)

二、 使用鑛區の變更 ..... (八)

三、 鑛區の變更 ..... (八)

第二項 使用權の存續期間 ..... (九)

第三項 使用料 ..... (九)

一、 概説 ..... (九)

二、 使用料の増減 ..... (九)

第四節 使用權の設定 ..... (一〇)

第一項 使用權設定契約 ..... (一〇)

第二項 使用權設定の裁定及決定 ..... (一〇)

第三項 使用權設定の登録 ..... (一〇)

第四項 裁定又は決定に附隨する處分 ..... (一一)

第五項 使用權設定の効果 ..... (一一)

第五節 使用權の移轉及處分の制限 ..... (一一)

第一項 使用權の移轉……………(二二七)

一、相續……………(二二八)

二、讓渡……………(二二九)

三、強制執行……………(二三六)

四、滯納處分……………(二三八)

第二項 使用權移轉の効果……………(二二九)

第三項 使用權處分の制限……………(二三〇)

一、法律上の處分の制限……………(二三〇)

二、差押及裁判に依る處分の制限……………(二三一)

三、本法に依る鑛業權の處分の制限……………(二三三)

第六節 登録……………(二三五)

第一項 登録の種類……………(二三五)

一、鑛業權の移轉又は鑛區變更の登録……………(二三五)

二、裁定申請又は命令ありたる旨の登録……………(二三六)

三、抵當權設定の登録……………(二三八)

四、使用權の設定・移轉・消滅・處分の制限及許可條件の登録……………(二四〇)

第二項 登録の效力……………(二四二)

第三項 登録税……………(二四四)

第七節 使用權の消滅……………(二四六)

第一項 存續期間の滿了……………(二四六)

第二項 使用權の取消……………(二四八)

第三項 本法に於ける鑛業權の取消……………(二五六)

第二編 鑛業の實施……………(二六一)

第一章 鑛業の實施と國家の職權……………(二六一)

第一節 鑛業の意義……………(二六二)

第一項 試掘及採掘……………(二六二)

第二項 附屬事業……………(二六三)

第三項 鑛區の地下使用……………(一六六)

第四項 地下使用に付許可又は承諾を要する場所……………(一六八)

第二節 鑛業に關する國家の監督……………(一七三)

第一項 鑛業又は砂鑛業の著手に就ての許可……………(一七三)

第二項 届出……………(一八〇)

第三項 試掘權の存續期間の停止……………(一八三)

第四項 出願の禁止及制限……………(一八三)

第三節 行政官廳の職權の委讓……………(一八六)

第一項 總説……………(一八六)

第二項 委讓職權……………(一八九)

第三項 委讓職權の處理……………(一九三)

一、軍需大臣の事前の承認を要する事項……………(一九四)

二、一般的處理方法……………(一九六)

第四項 委讓職權處理の效果……………(二〇〇)

第五項 書類の提出及交付……………(二〇二)

第六項 重要鑛物委員會……………(二〇四)

第四節 事業計畫……………(二〇六)

第一項 事業計畫の届出……………(二〇六)

第二項 事業計畫の認可……………(二〇九)

第五節 事業設備……………(二一〇)

第一項 事業設備の新設・擴張及改良の命令……………(二一一)

第二項 事業設備の讓渡……………(二一三)

第三項 事業設備の使用……………(二一五)

第四項 使用權者の事業設備の設置……………(二一〇)

一、鑛業權者の費用分擔……………(二一一)

二、鑛業權の買取請求……………(二一三)

三、事業設備の賣渡請求……………(二一七)

第二章 鑛業法及砂鑛法の規定の適用並準用……………(二二〇)

目次

第一節 土地の使用及收用 .....(三三〇)

  第一項 總 說 .....(三三〇)

  第二項 土地の立入及障礙物の除却 .....(三三一)

  第三項 土地使用權の設定 .....(三三二)

    一、 土地使用の出願及許可 .....(三三二)

    二、 協 議 .....(三三六)

    三、 裁 決 .....(三三六)

  第四項 土地使用權の效力 .....(三四〇)

  第五項 土地の收用 .....(三四一)

  第六項 損失補償 .....(三四四)

    一、 損失補償の意義及原因 .....(三四五)

    二、 補償金額の決定 .....(三四七)

    三、 補償金額決定の標準 .....(三四九)

    四、 補償金の拂渡、供託及擔保の供與 .....(三五三)

五、 補償請求權の差押 .....(三五四)

  第七項 水 の 使 用 .....(三五五)

  第八項 他人の鑛區の實地調査 .....(三五六)

  第二節 鑛 業 警 察 .....(三五七)

    第一項 總 說 .....(三五七)

    第二項 危害豫防警察 .....(三五八)

    第三項 鑛業上の技術管理者其他の係員 .....(三五九)

    第四項 使用權消滅後の鑛業警察 .....(三六〇)

  第三節 鑛 害 の 賠 償 .....(三六二)

    第一項 總 說 .....(三六二)

    第二項 鑛害賠償の原因 .....(三六四)

    第三項 鑛害の賠償義務者 .....(三六六)

    第四項 賠償義務の内容 .....(三六八)

      一、 賠償の方法 .....(三六八)

二、過失相殺……………(三六九)

三、賠償額の豫定……………(三七〇)

四、消滅時効……………(三七一)

第五項 石炭鑛業の供託制度……………(三七二)

第六項 鑛害賠償に關する爭議の調停……………(三七三)

第四節 鑛夫……………(三七五)

第一項 鑛夫の意義……………(三七五)

第二項 鑛夫の雇傭……………(三七七)

第三項 鑛夫の雇傭就業規則……………(三八二)

第四項 賃金の支拂……………(三八四)

第五項 鑛夫の解雇……………(三八五)

第六項 鑛夫の災害に因る扶助……………(三八七)

一、總說……………(三八七)

二、扶助の原因……………(三八九)

三、扶助請求權及扶助義務者……………(三九〇)

四、災害扶助と他の給付との重複に依る扶助義務の免除……………(三九三)

第五節 使用權者の砂鑛業……………(三九五)

第一項 砂鑛業……………(三九五)

第二項 砂鑛權者の土地使用權……………(三九六)

一、砂鑛區内の土地使用權……………(三九六)

二、損失補償……………(三九八)

三、砂鑛區外の土地使用……………(三九九)

第三項 砂鑛業の監督……………(三〇三)

一、施業案の認可及變更命令の權……………(三〇三)

二、報告を徴し臨檢を爲すの權……………(三〇四)

第四項 砂鑛法戰時特例……………(三〇五)

第六節 罰則……………(三〇七)

第一項 鑛業罰則……………(三〇九)

一、詐欺取權罪……………(三〇七)

二、過失侵掘罪……………(三〇八)

三、本法第十九條ノ三の罰則……………(三〇九)

四、本法第二十條の罰則……………(三一三)

五、本法第二十條ノ二の罰則……………(三一五)

六、本法第二十一條の罰則……………(三七)

七、本法附則違反の罰則……………(三八)

第二項 鑛業罰則の責任者……………(三九)

第三章 外地の重要鑛物増産法令……………(三九)

一、樺太……………(三九)

二、朝鮮……………(四〇)

三、臺灣……………(四一)

補……………(四二)

附録(法令)

鑛業法……………(三九)

鑛業法施行細則……………(三九)

砂鑛法……………(四〇)

砂鑛法施行細則……………(四一)

重要鑛物増産法……………(四二)

昭和十八年法律第三十四號重要鑛物増産法中改正法律施行期日ノ件……………(四六)

重要鑛物増産法施行令……………(四六)

重要鑛物増産法施行規則……………(四五)

鑛業法ニ依ル職權ノ一部鑛山監督局長ヘ委任ノ件……………(四三)

砂鑛法戰時特例……………(四四)

行政官廳職權委讓法……………(四六)

行政官廳職權委讓令……………(四七)

行政官廳職權委讓令施行規則……………(五〇三)

鑛業獎勵規則……………(五一五)

鑛業及砂鑛採取業ニ關スル手数料ノ件……………(五五三)

附 録……………(五六三)

使用權ニ關スル手数料及登録稅表……………(五六五)

鑛業出願禁止區域表……………(五六七)

緒論

重要鑛物増産法は支那事變の勃發を楔機として、從來の海外からの輸入依存を脱却し、國內に於て重要鑛物の開發増産を圖る爲に、昭和十三年法律第三十五號を以て公布せられ、同年六月十日から實施せられ有効期間を五箇年とする臨時立法であり、昭和十八年六月九日を以て滿期となり失効すべき運命にあつたのであるが、昭和十六年十二月八日米英に對する宣戰の布告に依り支那事變は大東亞戰爭へと突入し、帝國興廢の關頭に立つに至つた。御稜威の下、皇軍將兵の勇戰奮闘既に緒戰に於て、大東亞に於ける戰略上の要地竝に資源地域は悉く我が占領下に置かれ、着々と建設開發の巨歩が進められて居るけれども、戰爭遂行に必要な重要鑛物は大量消耗戰下に於て、之等資源地域にのみ依存するを許さず、國內に於ても其の増産開發を圖るの必要は愈々増大した。依て政府は本法の有効期間を更らに五箇年間延長すると共に、重點主義と行政事務簡素化の目的を達成する爲に、種々の重要な規定の新設又は改正を爲し、第八十一帝國議會の協賛を得たので、昭和十八年三月八日法律第三十四號を以て公布せられ、昭和十八年六月一日から施行せられた。

今回改正の要點はと謂ふと、

(1) 本法の有効期間を更らに五箇年延長し、結局本法施行の日より十箇年間效力を有することになつた。此の點に付て政府の言明するところに依ると、此の期間内に於ける情勢の變化・推移に依つては、更らに基本法である鑛業法の全般に互り検討を加へて、其の改正の意圖あることを明らかにして居る。

(2) 鑛業及砂鑛業の著手に付て許可制が採用せられたことである。是は從來の様に鑛業又は砂鑛業の實施は鑛業權者又は砂鑛業權者の權利であると同時に、國家に對する義務とも解され、鑛業及砂鑛業の著手を奨勵し寧ろ義務とした觀があり、鑛業法第四十條に依り(砂第二三條)鑛業權者が正當の理由なくして登録の日より一年内に鑛業に著手せず、又は一年以上休業したときは、主務大臣は鑛業權又は砂鑛業權の取消を爲し得る旨を定めて居る位である。然しながら、重要鑛物増産の急なる實情に即應し、重點主義を貫徹せむが爲、指定地域に於ける指定鑛物を目的とする鑛業權者、又は砂鑛業權者の事業著手を政府の許可に繋らしめ、以て供給力の餘裕ある鑛物を目的とする鑛業、又は鑛況の有望でない鑛業等の事業實施に依る資材・勞力及經費の冗費を抑制し、之を高能率鑛山又は重要鑛物を目的とする鑛業又は砂鑛業に集中せしめ、戦力

増強の目的を達成せむとするのである。

又之と同時に此の許可制を實施するに當り、指定地域に於ける指定鑛物を目的とする試掘權の存続期間は其の進行を停止することとし、以て試掘の目的を達しない間に、存続期間の満了に因る鑛業權の消滅等に依る試掘權者の不利益を防止して居る。

尙指定鑛物の種類は政府の言明に依れば、時局に鑑み小數に限定することであつたが、昭和十八年六月一日商工省告示第四百七十二號に依り金鑛・錫鑛・石炭・亞炭・砂金及砂錫が指定せられた。

(3) 鑛業又は砂鑛業の出願制限又は禁止制の採用

鑛業出願の價値なき場合、又は必要な場合には、一定の期間・鑛物又は地域を指定して鑛業又は砂鑛業の出願を制限し、又は之を禁止することを得ることとした。之は鑛業及砂鑛業の出願が近來激増して居るが、其の内には鑛業又は砂鑛業の價値なきもの、又は重複出願等の爲に當然許可を得る見込のないものが相當多數に上つて居り、之が處理に付ては所轄官廳に於て無用の調査及手数を浪費せしめ、行政事務を煩雜ならしめ、出願人に對しては無駄な手数と期待を持たせる弊を除去して、重點主義と行政事務の簡捷化を具現せむとした。



(4) 鑛業權及砂鑛權に付使用權の設定

現行鑛業法及砂鑛法に於ては、鑛業及び砂鑛業は鑛業權者又は砂鑛權者或は其の代理人に於てのみ爲し得べく、之を他人に使用せしむることは無効であるが、重要鑛物増産の爲の一手段として、鑛業權又は砂鑛權に對する使用權を法認し、之を活用せしめて時局の要請に應ずることとした。然しながら使用權制度の制定に依り、從來無効であつた石炭山に於ける所謂片先掘契約に基く片先掘人の地位を、其の儘使用權に移行せしむるものではなく、斯る既存の現象は此の際嚴格に整理し、改正法に依據して設定せられた使用權の健全なる發展を期すべきである。若し此の使用權制度の圓滑なる行使に依り、所期の目的を達するを得ば、來るべき鑛業法改正に際しても當然此の使用權は是認せらるるものと思ふ。

本書では今回の改正に係る右の點を中心として、重要鑛物増産法の解説を爲すのが目的であるが、該法律が鑛業法の特別法である關係上、第一編で鑛業權及使用權を、第二編では本法の改正に依る鑛業權者並に使用權者の鑛業の實施に就て述べる。

第一編 鑛業權及使用權

第一章 鑛業權

第一節 鑛業權の設定

鑛業權は鑛業出願人の出願に對し國家の許可に依り、特定の地域に於て特定の鑛物を掘採し之を取得することを内容とする物權である。本節に於ては鑛業の出願・鑛業出願の許可及鑛業權設定の登録に付て概説する。

第一項 鑛業の出願

鑛業の出願は鑛業權の設定を受ける第一の要件である關係上、鑛業權者たることの出來る者、換言すれば鑛業權の享有能力を有するものでなければ之を爲し得ない。然して鑛業法第五條では、帝國臣民又は帝國法律に従ひ成立した法人でなければ、鑛業權者たることを得ない旨を定めて居るか

ら、外國人又は外國法人は我國では鑛業の出願を爲し得ないのである。鑛業の出願人は一人たることを要しない。二人以上共同して之を爲すことは許される、之を共同鑛業出願と稱する。共同鑛業出願人間の法律關係は民法上の組合と看做されるから（鑛第七條第五項）、總て組合に關する民法の規定に依つて支配されるが、組合契約を以て之に反する事項を特約し得ることは素より當然である。例へば組合員死亡の場合に於ても相續人は被相續人の地位を承繼して、當然組合員となることを得るが如きである。

然しながら法律は共同鑛業出願人の國に對する關係に於ては、其の内の一人を代表者として選定し、之を鑛山監督局長に届出づべきこととして居り、代表者は國に對しては共同鑛業出願人を代表する者であるから、代表者から國に對して爲したる手續其の他の行爲は、共同鑛業出願人全員が爲したると同一の效力を有し、又國から代表者に對して爲したる通知其の他の行爲は、共同鑛業出願人全員の爲に效力を生ずるものである。代表者は出願人間に於て之を變更することも出来るし、又鑛山監督局長に於て之が變更を命じ又は指定を爲すことも出来る（鑛第七條）。

鑛業の出願は鑛業法第二十一條に依り、願書に鑛區圖を添へ試掘に付ては鑛山監督局長に、採掘に付ては主務大臣に差出すことを要する。茲に謂ふ主務大臣は軍需大臣であるが、主務大臣に差出

す場合でも、鑛業出願の願書は鑛山監督局長を経由すべきものであるから、鑛山監督局長へ差出した日時が即ち、軍需大臣に差出した日時となるのである（鑛細則第八條、但此の點に關しては昭和十八年商工省令第九號鑛業法ニ依ル職權ノ一部鑛山監督局長へ委任ノ件ニ依り鑛山監督局長へ委譲せられた）。尙願書の様式に付ては鑛業法施行細則第一條、様式第一號・様式第二號に據ることを要する。又添附圖面に付ては同法施行細則第十九條、様式第十四號に則り作成すべく、試掘に付ては五葉、採掘に付ては六葉を要する（尙出願手續及其の許否に關する詳細は拙著改正鑛業法解説二二頁以下参照）。

## 第二項 鑛業出願の許可

未だ掘採しない地下の鑛物は（廢鑛・鑛滓を含む）鑛業法第三條に依つて國の所有である。其の所有の觀念が私法上の意味に於ての所有權であるか否かは別として、兎に角土地所有者が之を直接支配することを得ないのであるから、之を掘採し取得するには其の所有者である國から、之を許可せられた者でなければならぬ。國は其の有する鑛物に付、鑛業の經營を出願人に對し、一定の法則に準據して特定の地域（鑛區）に於て、特定の鑛物に付鑛業權を設定する意思を表示して、始めて鑛業權が特定の人の爲に設定せられるのである。

随つて鑛業の許可即ち鑛業權の設定は、出願人の願出に對應して國家の授權に依つて生ずるものであるから、國家が未掘採鑛物の所有權を有するとしても、法規に準據して爲さねばならぬ。出願人でない者又は不受理若くは不許可となる様な出願、又は出願地域以外の地域に對しては鑛業は許可せらるべきでない。又國の授權に基くものであるから、同じく行政行爲と謂つても警察行政に基く許可の様に禁止の解除ではない。

右の様に鑛業の許可は鑛業權を設定する行政處分であるから、鑛業權は國の許可に因つて設定(發生)せられるものである。然し特定人に與へられた鑛業權は右の許可のみでは未だ效力を發揮し得ない。鑛業法第十九條・同第二十條に據り其の登録を受けて始めて、其の鑛業權が效力を生ずるので、之は恰も民法第二百二十七條に謂ふ所の停止條件付法律行爲の成立及效力の發生とが異ると同一の觀念で、法律行爲の成立は契約であれば、双方の意思の合致に依り契約其のものは成立するが、其の效力の發生に付將來の事實の發生、即ち條件の成就に繋らせた場合には、其の條件である事實が發生しなければ效力を生じないと同様、鑛業の許可に因つて鑛業權は發生し、被許可者が登録税を納付し、登録を受けて始めて其の效力を生ずるものであるから、私は鑛業の許可は、之等の要件の具備することを條件として效力を生ずる權利であると解するものである。

尙茲に附述すべきは鑛業出願の許否に關する職權委讓のことである。從來は鑛業法の建前としては、試掘出願に對する許可若くは不許可處分は鑛山監督局長に於て、採掘出願の許否は商工大臣の處理する所であつたが、唯昭和十六年商工省令第五十五號「鑛業法ノ規定ニ依リ採掘出願ニ對シ鑛山監督局長へ委任ノ件」第一條に基き、採掘出願其の他に對する不許可處分並に鑛區の増區出願の出願地が間隔地に係る場合に於て、其の間隔地に係る部分の増區に關する許可處分は商工大臣より鑛山監督局長へ委任せられて居たので、鑛山監督局長に於て處理した。然るに昭和十八年商工省令第九號に於ては、

- (イ) 採掘願(鑛業法第二七條の出願を含む)の許可又は不許可に關する件
- (ロ) 鑛業法第二十二條の規定に依る届出の受理に關する件
- (ハ) 鑛業法第二十四條第一項(同條第三項・第三〇條及第三七條第一項に於て準用する場合を含む)又は第二十五條第一項(第三七條第一項に於て準用する場合を含む)の規定に依る命令に關する件
- (ニ) 出願地又は鑛區の訂正及鑛區の改正出願に對する許可及不許可處分を爲すの件
- (ホ) 鑛區の増區・減區・増減區・分割・合併及分合出願の許可又は不許可處分を爲すの件
- (ヘ) 鑛業法第二十八條の規定に依る命令又は鑛業權の取消に關する件

(ト) 礦種名更正の出願の許可又は不許可を爲すの件  
 等の職權は商工大臣より礦山監督局長へ委任せられたから、礦山監督局長の職務は非常に増加し、同時に事務の簡捷化が期待されるに至つた。

又其の結果として礦業法施行細則の規定に依り、從來商工大臣に提出すべき書面又は圖面の内、礦山監督局長へ委任せられた前掲の職權に關するものは、向後は礦業法施行細則の規定に拘らず之を礦山監督局長に提出することを要するものとされた。又右省令は昭和十八年二月六日から施行せられた爲め前記商工省令昭和十六年第五十五號は廢止された。

### 第三項 礦業權設定の登録

前にも述べた通り礦業權は行政官廳の許可處分に因つて、設定(發生)されるものであるが、登録を経なければ其の效力を生じない。礦業法第十九條第一項では「礦業權及抵當權ノ設定、變更、移轉、消滅並處分ノ制限ハ礦業原簿ニ登録ス以下略」と規定し、其の第二項では「前項ノ登録ハ登記ニ代ルモノトス」と定め、亦同法第二十條では「前條第一項ニ掲ケタル事項ハ(中略)登録ヲ爲スニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス」として居る。然し礦業法第十五條では礦業權を不動産とし物權に關する民法の規定を準用して居り、民法第七十七條では「不動産ニ關スル物權ノ得喪變更ハ登記

法ノ定ムル所ニ從ヒ其ノ登記ヲ爲スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス」と規定して居るので、民法では物權の得喪變更に關する登記は效力發生の要件ではなく、單に第三者に對抗するの要件に止るのである。然かも尙判例では其の第三者を制限し「登記ノ欠缺ヲ主張スルニ付正當ノ利益ヲ有スル者」に限ると解して居るので、不法行爲者の如きに對しては登記はなくても物權の得喪變更を以て對抗し得るのである。

然るに礦業法では右の様に「登録ヲ爲スニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス」と謂つて居るのであるから、礦業權に關する登録の效力は民法とは全然異なるのである。要するに民法は一般法であり礦業法は特別法であり、特別法で一般法に異なる定めを爲して居れば、當然特別法に據るべきであるから、礦業權の設定は登録に因つて效力を生ずるものと解するの他はない。唯一部の學說や判例の様に礦業權の登録は其の成立要件であると同時に、效力發生の要件であるとの説には贊同し難い。私は礦業權の成立に付て述べた様に、礦業權は官廳の礦業許可處分に因つて成立するけれども、其の效力の發生は登録に繫つて居るのであるから、登録は礦業權設定の效力發生に付停止條件の成就と解するのが正當であると信ずる。

登録を受くるには登録税を納付することを要する。登録税は礦山監督局長から礦業出願に對し許

可すべきものと認めるときは、出願人に對し其の旨の通知をするから、其の通知書到達後三十日以内に登録税を納付しなければならぬ。登録税は右の通知を受けた者又は其の代理人が鑛山監督局へ出頭するか、又は書留郵便を以て通知書と納付書に収入印紙を貼用して差出すべきものである。然して登録税額は試掘に付ては百圓、採掘に付ては貳百圓である。若し前示の期間内に登録税を納付しないときは、折角許可になつた出願も却下される（鑛細則第三九條第九號）。

尤も鑛業法施行細則第三十六條第二項に依ると、許可書到達後三十日以内に登録税を貼用した納付書を差出したけれども、通知書を添附しなかつた爲、納付書が不受理となつた場合には、特に五日間だけは期限後でも、許可書に登録税納付書を添へて差出せば登録税を納付したことになる。尙鑛業の登録は鑛山監督局長の權限に屬する（鑛業登録令第一條）。

## 第二節 鑛業權の性質

鑛業法第四條第二項は「鑛業權者ハ鑛區ニ於テ其ノ許可ヲ受ケタル鑛物を掘採シ及之ヲ取得スル權利ヲ有ス」と規定して鑛業權の内容を明示して居り、又同條第一項では、鑛業權の種類を試掘權と採掘權とに分類して居る。其の試掘權たるは採掘權たるを問はず、鑛業權は物權である（鑛第

一五條）から、民法の物權に關する規定が準用される。随つて我鑛業法上鑛業權が不動産物權として取扱はれることは疑ひはないが、唯鑛業權は本來の意義に於ての物權であるか或は又本來は物權ではないが、法律の規定に依つて、未掘採鑛物を掘採し取得することを許容せられたのだから、之を正當視する爲に物權として取扱ふに過ぎないのか、學説は岐れて居り、（一）或は鑛業權は本來の性質に於て鑛區である土地に付ての物權であるとの説、（二）公權的性質と物權的性質とを併せて有すと説く説、即ち本來國家に屬して居た未掘採鑛物の所有權たる公權が、分割授與せられた點は公權的性質であり、第三者に對して對抗し得る絶對權である關係から物權たるの性質を併せ有するとの説、（三）鑛業權は便宜上物權と同視されるだけで實は物を直接支配すべき實物がないから、鑛業權の目的は將來權利者が特定の行爲をすることに依つて、特定の法律關係を發生せしめることが出来る無形の權利で、形成權又は得有權の性質を有すとする説等、有力な學者の學説が區々になつて居る。敢て右學説を批判するを要しないが、（三）説は現在支配すべき實物がない點を見て本來の物權ではないと謂ふのであるけれども、鑛業法第三條では存在するか否か不明な未掘採鑛物を國の所有であると規定して居り、該條の「所有」の意義が所謂民法上の所有權であるか或は鑛業權者以外の者の掘採を禁止することを主眼とした立言かは別として、存在するか否か判明しない鑛物

に付て、國の所有である旨を定めて居る以上、實在するか否か不明であると謂ふ理由では擬制説の根據とはならぬ。又(2)説の公權と物權との兩性質を併せ有するとの説は、國家の有する礦物採取の公權が私人に授與せられる點に着眼しての立論であるが、凡そ國民に認められた權利は國家から授權せられ、又は法律に基いて是認せられたものであるのみならず、公權私權の區別は國家から與へられたか否かに依つて區別すべきではなくて、權利の内容に依つて定むべきであると信ずるか否かに難い。故に私は(1)説を正當と思ふ。即ち礦業權は地下に埋藏する礦物を掘採し、之を取得する爲に土地を使用することに存し、土地を直接に支配する權能を有するものであるから、正に物權であると信ずる。

尙礦業法第十五條では礦業權を物權とし、不動産に關する規定を準用すと謂つて居るが、民法上の如何なる物權であるかと謂ふに、所有權なりとの説、或は用役物權であるとの説等があるが、大審院は之を所有權であるとして居る、蓋し正當な見解と思ふ。

## 註

大審院昭和二年一月二十九日の判決は「礦業法第一五條ニヨレハ礦業權ハ不動産ニ關スル規定ヲ準用セラルル權利ナルコト明ニシテ所謂不動産ニ關スル規定トハ不動産所有權ニ關スル規定ノ義タルコト當然ナルハ礦業權ハ不動産ノ一ト解スヘキ事ナリ」と謂つて居るのは正當である。

## 第一項 礦業權の排他性

前述の様に礦業權は物權であるから一般物權と同様に排他的効力がある。所謂物權の排他性と謂ふのは、一方では物權者は直接に物を支配する積極的權能を有すると同時に、他方では物權者以外の第三者は、之を妨害してはならぬと謂ふ消極的内容(不可侵性)を有することの義である。隨つて礦業權は一定の地域で一定種類の礦物に付て、之を掘採し取得する排他的獨占的内容を有して居るから、同一の礦區に於て同一の礦物を掘採する爲の礦業權は並存し得ない。故に第三者は他人の礦區で其の許可礦物を掘採し取得することは許されない。若し之を侵したならば礦業權者に對し掘採礦物の引渡を爲すの外、不法行爲に因る損害賠償義務を負擔すべきは勿論、國家に對する關係では犯罪行爲として處罰せられる。右の様に礦業權が排他性を有する當然の結果として、同一礦區に於て同種の礦物に付二個以上の礦業權の並存は許されない(礦第九條第三項)。唯礦業法第三十六條の掘進増區の場合には例外として、同一礦區で同種の礦物に付て礦業權が並存することが認

められるけれども、此の場合でも尙礦床は別々であるから礦床を主眼とする採掘權では、礦利保護等の立場から特に容認せられるのみである。

又礦業法の改正に依つて新に礦物と指定せられた從來の非礦物掘採者の地位を保護する爲に、經過的規定で礦區の重複することを認めて居る。例へば昭和九年法律第三十七號に依つて新に礦物に指定された、ニツケル礦・コバルト礦・石膏又は重晶石及び昭和十五年法律第百二號に依つて新に礦物に指定せられた、明礬石・螢石・石棉及炭化水素を主成分とする天然瓦斯を掘採して居た者又は其の承繼人は、改正法律施行後六箇月内（昭和一五年法律第一〇二號は昭和一六年六月一日施行）に限り、從來掘採して居た礦物に付從來の掘採地域に限つて、礦業の出願をすれば礦區又は礦業出願地の重複に拘らず、又礦區の最少又は最大面積にも制限なく礦業が許可されるから、此の場合にも礦區の重複を生じ、隨つて礦業權の排他性を犯すことになるけれども、從來の掘採者保護の爲め已むを得ないのである。

### 第二項 土地物權たる礦業權

礦業權は所有權たる性質を有する物權であるから、民法・商法・民事訴訟法等一般法中の不動產に關する規定は礦業權に準用される。其の結果として礦業權の本權に關する訴訟、又は礦業權行使

に付ての妨害の排除（事實上）、又は礦業權の假登錄ある場合の本登錄請求訴訟は何れも不動產に關する規定準用の結果、民事訴訟法第十七條の不動產に關する訴として、礦區所在地の裁判所の特別管轄に屬するものと謂はねばならぬ。

註 礦業權移轉の假登錄は後日本登錄を爲せば、假登錄の時に遡つて礦業權移轉の效力を生ずるのであるから、其の本登錄を爲すに付妨害となるべき他の者に對する礦業權移轉の本登錄の存する場合に、假登錄權利者から其の本登錄の抹消を求め得るや否やに付ては、寧ろ消極説が多かつたのであるが、私は從來から之を積極に解した「拙著改正礦業法解説九四頁」。然るに假登錄と同一の性質を有する不動產登記法の假登記の效力に付、大審院昭和一七年九月一五日言渡判決は積極説を採つて曰く、「假登記ヲ本登記ト同一ノ效力ヲ認メ其目的タル物權ノ得喪ヲ以テ第三者ニ對抗スルノ效力アリト爲シ得サルコト勿論ナリト雖モ既ニ登記簿上不動產ニ付所有權取得ノ假登記アル以上ハ其ノ假登記ノ目的ノ範圍内ニ於テ第三者ニ對シ登記トシテノ一ノ效力ヲ認サルヘカラス即チ第三者ト雖モ登記簿上當該不動產ニ付假登記ヲ爲シタル者アルコトヲ知り得ヘキ地位ニ在ルモノナレハ該登記權利者ニ於テ後日本登記ヲ爲スコトヲ豫期セサルヘカラサルヲ以テ第三者ハ假登記權利者カ本登記ヲ爲スノ妨トナル行爲ヲ爲シ得サルヘク若シ斯クノ如キ行爲ヲ爲シタルトキハ假登記權利者ニ對シテハ其ノ效力ヲ對抗スルコトヲ得サルモノトス從テ假登記權利者ノ後日假登記ニ基ク本登記ヲ爲スニ當リ其ノ障碍トナルヘキ行爲ヲ登記簿上爲シタル第三者ニ對シ其ノ撤廢ヲ求メ得ヘキモノトス

第三者カ所有權取得ノ假登記ヲ爲シタル不動產ニ付所有權取得ノ本登記ヲ爲シタルトキハ該本登記ニ因リ不動產所有者ノ登記名義人ニ變更ヲ生シ爲ニ假登記權利者ニ於テ登記義務者ニ對シ本登記ヲ爲ス手續

ヲ求ムルコト能ハサルニ至リタル場合ニハ假登記權利者ハ所有權取得ノ本登記ヲ爲シタル第三者ニ對シ該本登記ノ抹消ヲ求メ得ヘキモノトス、而シテ斯ル場合第三者ノ本登記ノ原因タル所有權移轉カ法律行爲ニ因リタルト強制執行若ハ租稅滯納ニ基ク公賣處分ニ依リタルト區別スルノ理由ナキハ言フ俟タサル所トス」と判示して居るのは正當である。

共同鑛業權には組合に關する規定が準用せられるが、又民法の共有に關する規定も準用される。其の結果共同鑛業權者が従來自己の經營掘採する鑛區に對し、右採掘禁止の假處分決定を受けた場合に、該執行を排斥し従前の状態に回復する爲、假處分の取消を求むる様な場合は、民法第二百五十二條但書所定の保存行爲に外ならないから、各自單獨で之を爲すことが出来る（大審院昭和一五年一月二六日判決）。又鑛業權に關する強制執行や假差押・假處分等の保全處分も、總て不動産に關する強制執行の規定に従つて爲すべきである。尙商法第五百一條第一號の（舊商法第二六三條）「利益を得て讓渡す意思を以てする不動産の有償取得、又は其の取得したものの讓渡を目的とする行爲」即ち絶對的商行爲の範疇に、鑛業權が不動産として適用されるか否か多少の疑問があり、有力な消極説もあるが、通説及大審院の判例は商法第五百一條の不動産は廣義に解し、鑛業權の如きものをも包含するものとして居る（大審院昭和一五年三月一三日の判決は、法律上の解釋からも現在の鑛業權移轉の狀況からも正當と信ずる）。

鑛業權は一定の鑛區の上に存して居る權利であるが、其の鑛區の土地所有權と鑛業權とは同一の權利者でなくともよい。否寧ろ鑛業權者と土地の所有者とは異なる場合が大部分である。此の場合には鑛業權者の有する土地使用の關係は用益物權としての性質を有する。然し普通の用益物權は所有權の作用を一部制限する效力を有するから、制限物權とも解せられるのであるが、鑛業權と土地所有權とは互に犯すことなく並存した存在であるから、鑛業權は土地所有權に對する關係では制限物權ではない。

随つて鑛業權者が鑛區の土地所有權を取得しても、混同に因つて鑛業權なり、又は土地所有權が消滅するものではない（鑛第一五條但書）。

### 第三項 鑛業權者の鑛物支配權

鑛業權者は許可を受けた鑛區に於て、許可を受けた鑛物を掘採し取得することを内容とする權利を有する者であるから、許可鑛區に存する鑛物を直接支配することを得るのは當然である。随つて鑛業權者以外の者は何人と雖も、他人の鑛區に於て鑛物を掘採し取得することは許されない。然らば鑛業權者か鑛物の所有權を取得するのは、（イ）鑛物の掘採を爲し之を占有した時に始まるか、或は（ロ）鑛業の許可に因つて鑛區内の鑛物所有權は鑛業權者に移轉し、未だ掘採しない鑛物でも既に



鑛業の許可のあつた以上は國の所有を離れて、鑛業權者の所有となるかに付ては議論が岐れ、大審院判決は終始一貫して假令鑛業權者でも、自ら鑛物を掘採したのでなければ、鑛物の所有權を取得し得ないのだから適法な掘採以外の方法、例へば自然力に依り又は他人が不法に盜掘又は侵掘した場合には、該鑛物の所有權は鑛業權者に歸屬するのではなくて國の所有であると解して居る。即ち大正五年三月七日の大審院判決は「鑛業條例第二條第一項」(鑛業法第三條と同趣旨である)ニハ鑛物ノ未タ採掘セサルモノハ國ノ所有トストアリ其所謂鑛物ノ未タ採掘セサルモノトハ同條例ニ依リ採掘セサル鑛物ヲ指稱スル法意ナルコト明白ニシテ土地ヨリ分離セラレタル一切ノ鑛物ヲ除外シタル趣旨ニ非ス故ニ自然力ニ因リ又ハ同條例ニ依リ試掘又ハ採掘ノ權利ヲ有セサル者ノ行爲ニ因リテ土地ヨリ分離セラレタル鑛物ハ同條例ニ依リ採掘セラレタルモノニ非サルヲ以テ所謂未タ採掘セラレサルモノニ外ナラスシテ依然トシテ國ノ所有ニ屬スルモノトス然シテ同條例ニ依リ採掘ノ權利ヲ有スル者ハ鑛物ヲ採掘スルニ因リテ其所有權ヲ取得スルモノナルコトハ同條例ニ規定スル全趣旨ニ徴シ明白ナリ鑛業法第四條第二項ニハ鑛業權者ハ鑛區ニ於テ其許可ヲ受ケタル鑛物ヲ採掘シ及之ヲ取得スル權利ヲ有ストアリ鑛業條例ニハ斯克ノ如キ明文ナシト雖モ其法意同一ナルコト毫モ疑ラ容レヌ故ニ同條例ニ依リ採掘權ヲ有スル者ハ鑛業法ニ依ルモノト同シク鑛物ヲ發掘シ之ヲ採取スルニ因リ

テ始メテ其所有權ヲ取得スルモノナレハ其所有權ヲ取得スルニハ先ツ之ヲ採掘シテ占有スルコトヲ要シ其占有ヲ爲ササル間ハ尙ホ依然トシテ國ノ所有ニ屬スルモノトス」と判示して居り、又鑛業條例は鑛物が土地から分離する時に鑛物の所有權が、當然採掘權者に歸屬することを定めた趣旨ではないから、其の所有權取得に付ては果實に關する民法の規定も適用すべきではないと謂つて居る。右相異なる二個の見解の内其の何れを採るかは、鑛區の賃貸借等所謂斤先掘契約に基いて掘採した鑛物、又は盜掘・侵掘等に因り又は自然力に因つて土地から分離した鑛物等の所有權歸屬問題、及之に關聯して生ずることのあるべき幾多の法律問題の解決に重大な影響があるが、私は大審院の右判決の趣旨には反對で、(ロ)説を正當と思ふ。

鑛業權者が鑛區内に於て鑛物を掘採し取得する權利は、何等先占の法理に因るものではなく、又掘採毎に其の行爲を正當視して鑛物の所有權を附與するものでもない。鑛業權者は鑛業の許可に因つて其の許可された鑛區内に存する鑛物を、自由に掘採することが出来るのであつて、鑛業權の本質は實に茲に存する。換言すれば國家の有する未掘採鑛物に對する所有權は、鑛業權の設定に因つて鑛業權者に移轉せられたのであるから、其の効果として未掘採鑛物を掘採取得することが出来るのであり、茲に法律上の適法性が生ずるのである。隨つて鑛業法第三條の「未タ採掘セサル鑛物ハ

國ノ所有トス」との法意は、既に鑛業權の設定せられた鑛區内に存する許可鑛物に付ては、最早や其の適用はないものと謂ふべきであつて、鑛業權の客體となつて居ない未掘採鑛物の意と解せねばならぬ。

上述の様に未掘採鑛物に對する掘採取得の許可が鑛業權の設定であり、國の有する該鑛物に對する所有權が、鑛業權の設定に因り鑛業權者に移轉した關係を正視すれば、鑛區内の未掘採鑛物は鑛業權者の直接支配下にあり、鑛業權者は其の支配權に基いて鑛區内の鑛物を掘採し取得するに過ぎないことが首肯される。

故に鑛業權者が其の許可を受けた鑛區で許可鑛物を掘採し取得するのは、自己の有する鑛業權の作用に因るものであるから、鑛物を掘採し土地から分離した時に始めて其の所有權を取得するのではなく、自己の有する所有權の客體である鑛物を掘採し、動産として完全な所有權とする作用が鑛業權の特質であり、鑛物所有權の實體であるから、鑛業權設定の時に於て鑛區内に存する總括的鑛物支配權が発生し、其の効果として鑛物の掘採取得を爲すものと解し、土地から分離されたか否かは鑛物所有權の歸屬に何等の關係がないものと思ふ。随つて鑛業權者が適法な鑛業經營の爲に掘採した鑛物のみならず、自然力に因り又は他人の不法行爲或は違法な掘採行爲に因つて、土地から分

離した鑛物でも總て一應は鑛業權者の所有となる。

故に鑛業法第十七條違反の行爲即ち所謂斤先掘契約等、鑛業權者又は其の代理人に非ざる者に依り掘採せられた鑛物の所有權は鑛業權者に歸屬し、盜掘又は侵掘に因る採掘鑛物は理論上は鑛業權者に歸屬するけれども、鑛業法第九十四條及第九十五條の適用上國家に沒收せられるのである。

#### 第四項 鑛業權の不可分

鑛業法第十六條では「鑛業權ハ不可分トス」と規定して居る。茲に所謂鑛業權の不可分と謂ふのは主務官廳の許可がなく鑛業權者が一個の鑛業權を分割して、可分的權利の目的とすることを得ない趣旨で、鑛業權の一部を他人に讓渡し、又は鑛業權の一部に對する抵當權の設定を爲し得ないことを意味する（鑛區の分合・増減及訂正は法律の認めるところで之等は矢張り鑛業權の内容を爲す鑛區に付て爲されるから此の場合には鑛業權は可分となるが、之は法律に根據があり然も主務官廳の處分に因るのであるから不可分の原則の適用は受けない）。

然しながら鑛業法第七條では鑛業權の共有を認めて居るから、二人以上で鑛業權を有することは鑛業權不可分の原則には反しない。但數人が共同して一個の鑛業權を共有することは、其の權利の主體は一團を爲す共同權利者である。随つて共同鑛業權者の一人は他の共同鑛業權者の同意を得て

持分を讓渡し、讓受人が新に共同鑛業權者となることが出来る。又組合契約に於て別段の定めがあれば、共同鑛業權者の相續人が相續に因て被相續人の持分を承繼して、共同鑛業權者となることも又差支ない。

尙共同鑛業權者の持分は鑛區の或る一部に於て、鑛業權の行使を爲すべきものでないから、持分の割合を定める際、鑛區内の或一部の地域のみを、其の持分の範圍と爲すと謂ふが如きは違法であるから、此の場合には其の範圍の比例を以て抽象的に持分と爲す意思であつたと解すべきである。

### 第三節 鑛業權の種類

鑛業權は一定の鑛區に於て一定の種類 of 鑛物を掘採し、之を取得することを内容とする權利であり、其の種類は鑛業法第四條に依つて試掘權と採掘權との二種あることを規定した。然して試掘權と採掘權とは鑛業法上別個の權利であるけれども、兩者均しく鑛物の採掘取得を目的とするもので、鑛業經營者は先づ一定の鑛區に於て探鑛の爲め試掘權を取得した上、其の成績の良否を調査し考慮して採掘權を取得するを通例とする。随つて試掘權は畢竟將來取得することあるべき採掘權の準備的過程であつて、鑛業經營の見地から觀察すれば兩者は極めて緊密な牽聯關係がある。

#### 第一項 試掘權

試掘權は前述の様に一定の鑛區内に於て地中の鑛物を探索し調査考慮の上、鑛業としての價值あるや否やを決する爲の鑛業の準備行爲である。随つて試掘權は採掘權の様に鑛區内に存する鑛物の掘採し終る迄存在させる必要はなく、改正前の鑛業法第十八條では「試掘權ノ存續期間ハ登録ノ日ヨリ二箇年トス」と規定し、二箇年の期間満了に因り當然試掘權は消滅するのであるが、明治四十四年の鑛業法改正の際に新しく第三十三條ノ二の條項が追加された。即ち「試掘權者試掘權ノ存續期間満了後十日以内ニ同種ノ鑛物ニ付更ラニ鑛業ノ出願ヲ爲シタルトキハ舊試掘鑛區ニ係ル部分ニ付テハ他ノ出願人ニ對シ優先權ヲ有ス」と規定せられたから、一旦試掘權を取得した者は鑛業經營の意思があるのと否とに拘らず、又探鑛を爲したか否かに拘らず、存續期間の満了後尙十日間は、同一の鑛區に付同種の鑛物に於て出願をすれば、舊試掘鑛區に係る部分に付優先權があつた。其の結果實際上は此の優先權の行使に依つて、試掘權は存續期間の定めが殆ど意味を爲さない結果となり、日本坑法以來原則として試掘の期間は延長しないと謂ふ主義は没却せられるに至り、それが實際の更新状態から見ても必ずしも良好な結果とは謂ひ得なかつた。

茲に於て政府は該規定の改正の必要を認め第七十五帝國議會に鑛業法改正案を提出し、議會の協

贊を得て昭和十五年法律第百二號を以て公布せられた改正鑛業法に依り、鑛業法第三十三條ノ二の規定は削除され、其の代り鑛業法第十八條の試掘權の存續期間が二箇年であつたのを四箇年とした。然し登録の日から四箇年で存續期間が満了し、之に因つて試掘權が消滅することになると、從來の鑛業法第三十三條ノ二の様な規定がない爲、期間の更新は出來ず、さりとて登録の日から四箇年の存續期間満了間際の試掘權等では、十分鑛物探索の實を擧げ得ない憾があるから、昭和十五年法律第百二號の附則第十條では「本法施行ノ際現ニ存スル試掘權ノ存續期間ハ本法施行ノ日ヨリ四箇年トス」と規定した。此の改正鑛業法は昭和十六年五月十三日勅令第五百八十三號に依り、昭和十六年六月一日から施行されたから、同日以前に存在した試掘權は同日から起算して四箇年間は、全國一齊に存續し然も昭和二十年五月三十一日に消滅するのである。

但石油に付ては他の鑛物と異り鑛物探索に時日を要し、且特異の施設を要するから右附則第十條但書では、主務大臣に於て已むことを得ない事由があるものと認められたならば、石油を目的とする試掘權は更らに四箇年、其の他の鑛物を目的とするものも同様の理由があれば、二箇年以内に限つて存續期間の延長をすることが出来ることとした。

## 第二項 探掘權

探掘權は許可された鑛區に於て許可を受けた鑛物を掘採し、取得することを内容とする權利で、本來の鑛業權は獨り探掘權であると謂ふべきである。試掘の結果又は當初から鑛物の存在及其の品質の良否等が略確認せられた後で、之を掘採し取得する爲に認められる權利であるから、試掘權の様存續期間の定めもなく、鑛區内に存する鑛物を掘採し終る迄は官廳の取消（鑛第四〇條）、又は鑛業權者自身の權利の拋棄（廢業）以外は永久に存續するものと謂ふべきである。

試掘權と探掘權とは別個の權利で相獨立しては居るが、試掘鑛區に於て探掘の出願を爲し（鑛第二四條）許可のあつた場合は、試掘權は探掘權に代つたものであるから消滅する。隨つて試掘權は探掘權取得の準備的過渡的の權利であり、兩者は極めて密接な牽聯關係にあるので一團として法律上の保護を受ける。

註 昭和一〇年二月二八日の大審院判決は「經營者カ試掘權ニ引續キ探掘權ヲ得タル場合ニ於テハ試掘權ニ基キ施設シタル工作物ハ探掘權取得後ハ當然探掘權ニ基キ施設セラレタル工作物ト同視スルヲ妥當トスヘキカ故ニ試掘權存續當時施設セル工作物ニ對スル侵害ノ結果カ探掘權取得後モ尙繼續シ探掘權ノ行使ニ支障ヲ及ホス限リ探掘權ニ對スル侵害トシテ之カ妨害ノ排除ヲ請求スルニ妨ケナキモノトス」と謂つて居るのは正當である。

今試掘權と探掘權との差異に付既に述べた權利の本質、及存續期間の有無を除き法令に表はれた

點に付て略記すれば、

(イ) 出願に付ての差異

採掘の出願には礦業法第二十三條に依つて、出願地に其の掘採せむとする礦物の存在することを證明することを必要とするけれども、試掘に付ては其の必要はない。蓋し採掘は、或る程度の探礦及品位の良否に付て、調査研究された時に爲されるのであるから、礦区内に礦物の存在することは略確認せられて居るけれども、試掘は向後之を探究する爲の礦業準備の行爲であるから之を必要としない。然しながら試掘出願と雖も礦業の價値なきものと認められたときは、該出願は不許可となる(礦第三二條)から、許可される程度の礦物存在の證明は事實上必要と思ふ。

又採掘出願地の位置形狀が礦床の位置形狀と相違して居り、出願の儘で許可すれば礦利を損ずるものと認めたまきは、主務大臣は出願地の訂正を命ずることが出来る(礦第二五條)のみならず、出願人も自發的に之を出願することが出来る(礦第二六條)けれども、試掘に付ては未だ礦床の存在・位置・形狀等が判明して居ないから出願地の訂正はない。

(ロ) 採掘礦物の處分

採掘權に基いて掘採した礦物は、原則として採掘權者の自由に處分し得るのであるが、試掘權者

の掘採した礦物は礦業法第四十八條の規定に依つて、礦山監督局長の許可がなければ之を處分することは出来ない。若し之に違反して許可を受けずに勝手に處分したならば、公法上の制限に違反した點で罰則の制裁がある(礦第九七條)。然し礦山監督局長の許可を得ないで處分した行爲でも、私法上は有效であると思ふ。

(ハ) 採掘權は礦業法第十七條但書の規定に依つて抵當權の目的となり、又礦業抵當法に依り礦業に屬する財産の全部又は一部を、不可分の一體として礦業財團を設定し、之に抵當權を設定することを得るけれども、試掘權には抵當權は認められない。蓋し試掘權は前述の様に存続期間に限度があり、早晩消滅することが豫想されるから、債務の擔保する爲の抵當權としては、不確實であるとの見地から生じた區別であつて素より當然である。

(ニ) 採掘權に付ては礦業法第三十五條に依り礦區の合併及分割を爲し、又は礦區の一部を分割して他の礦區に合併することも出来れば、又第三十六條に依り隣接礦區の礦業者權及抵當權者の承諾を得て、他人の礦區に掘進すること、礦業法第二十五條及第二十六條に依る礦區の訂正並に礦業法第二十七條に依る礦區の増減等を爲すことが出来るけれども、試掘權には之等の規定は其の適用を見なす。

(ホ) 國家の鑛業監督の程度も採掘權に重く試掘權に軽い、又手数料、登録税其の他の租税も同様、採掘に重く試掘に軽いのは權利の内容及其の輕重に依る必然の結果である。

#### 第四節 鑛業權者

##### 第一項 鑛業權の享有者

鑛業權者たり得る者の範圍は鑛業の出願を爲し得る者と同一である。鑛業法第五條では「帝國臣民又ハ帝國法律ニ從ヒ成立シタル法人ニ非サレハ鑛業權者トナルコトヲ得ス」と規定して居るから、外國人又は外國法人が我國に於て鑛業權を取得することは絶対に許されない。是は土地所有權又は船舶を外國人又は外國法人が取得し得ないのと同様である。

帝國臣民である以上は必ずしも内地人に限る譯ではなく、朝鮮人又は臺灣人でも又朝鮮又は臺灣に本店若くは主たる事務所を有する法人でも差支ない。

帝國臣民が鑛業權を有して居り其の後國籍を喪失した場合には、其の者が戸主であれば民法第九百六十四條に因つて、家督相續が開始し、相續人が之を承繼すべき筈であるが、我民法では戸主の死亡に因る家督相續の場合、又は留保を爲さない隱居に因る家督相續の場合には、前戸主の有して

居た權利義務は當然相續人に移轉するけれども、國籍喪失に因る家督相續の場合には、民法第九百九十條に依り、戸主權及家督相續の特權に屬しない鑛業權の如きものは、一箇年内に第三者に讓渡されないときに始めて家督相續人に移轉する。若し又國籍喪失者が家族である場合には、其の者の有する鑛業權を一年以内に他に讓渡さない限り國庫に歸屬する(國籍喪失者ノ權利ニ關スル件)。

● 帝國臣民である以上は男女の別なく、能力者たると無能力者たるとは問ふところではない。又鑛業權は一人で享有すると數人共同で享有するとは自由であり、數人共同の鑛業權は之を共同鑛業權と稱し種々の問題があるから別に之を述べる。

次に帝國法律に依り成立した法人中には公法人・私法人の別なく、又公益法人でも營利法人でも差支ない。國家自身も一の公法人として鑛業權を享有し得ることは鑛業法第十四條に依つて明白である。唯法人は法令の規定に従ひ、定款又は寄附行爲に因つて定められた目的の範圍内に於てのみ權利を享有する能力があり、それ以外に互つては權利能力がないから、鑛業權の取得が法人の定款又は寄附行爲に因つて定められた目的の範圍外であれば、之を享有することは許されない。唯此の目的の範圍内の行爲であるか否かと謂ふことに付ては、判例も學說も漸次擴張して廣義に解され現在では、「法人ノ目的ニ反セサル行爲」、又は「其ノ目的タル事業ヲ遂行スルニ必要ナル行爲」で

あれば、法人に権利能力があると謂ふ風に變遷して來たから、此の範圍で法人の鑛業権享有能力を  
決すべきである。

唯鑛業法第十七條に依ると鑛業権は賃貸借の目的となり得ないから、從來行はれて居た鑛區の賃  
貸に因る對價を得て、鑛物の斤先掘を爲さしめることは許されない。随つて鑛業者自身又は其の  
代理人に依つて鑛業を實施することを要するが故に、之を爲し得ない法人では結局鑛業権者たり得  
ないことになる。

### 第二項 共同鑛業権者

#### 一、共同鑛業権の法律關係

二人以上共同して鑛業を爲す場合を共同鑛業經營と稱し、該鑛業権者を共同鑛業権者と謂ふ。而  
して鑛業法第七條第五項では「共同鑛業出願人又ハ共同鑛業権者ハ組合契約ヲ爲シタルモノト看  
做ス」と規定して居るから、共同鑛業権者間に組合契約の存する場合は勿論、斯る契約のない場  
合でも組合契約を爲したものと看做されるのであるから、當然民法第六百六十七條以下の規定が  
準用される（尙其の詳細は右拙著一一五頁以下参照）。

#### 二、代表者

組合と看做される共同鑛業権に付、内部の業務執行とは別に國に對する關係に於て、共同鑛業権  
者を代表する者を定める必要がある。改正鑛業法第七條は從來の規定に改正を加へ新たな規定を設  
けて其の監督を強化した。即ち鑛業法第七條第一項では共同鑛業権者は其の内の一人を選定し  
て、鑛山監督局長へ届出であることを要する。若し代表者を變更したときは直に其の旨を鑛山監督  
局長へ届出でなければならぬ。

鑛山監督局長は必要ありと認めたとときには、代表者の變更を共同鑛業権者に命令することが出來  
る（鑛第七條第二項）。若し共同鑛業権者が代表者を選定して届出をしなかつたり、又は鑛山監  
督局長から代表者變更の命を受けながら其の變更届出をしなかつたときは、鑛山監督局長が職權  
で代表者を定める（鑛第七條第三項）。

尙鑛業法第七條第四項に依ると、代表者は國に對し共同鑛業権者を代表すべきものであるか  
ら、國に對して爲す出願・届出・申請等の行爲は代表者に於て、全共同鑛業権者の名に於て之を  
爲すものであり、又國から代表者に對して爲された命令又は通知等は、全共同鑛業権者に對して  
爲されたと同一の效力を生ずる。

右の様に代表者の權限は國の鑛業監督の便宜に出でたる性質に鑑み、鑛業権に影響を及ぼすが

如き行爲は單獨では爲し得ない。例へば鑛區の増減・合併・分割の出願や廢業の登録申請の如きは代表者と雖も單獨で専行することは出来ないから、常に他の共同鑛業權者である組合員の承認を證する決議書を添附するの必要がある。

況んや私法上の法律行爲に付ては代表者と雖も全然代表權はなく、組合の本質に従ひ民法第六百七十條に則り決すべきである。大審院昭和五年四月二十三日の判決は此の點を説明して曰く、「鑛業登録令施行細則第三十九條ニ於テ共同鑛業權者カ登録ノ申請ヲ爲シタルトキハ試掘原簿又ハ採掘原簿ノ登録用紙ニ代表者ノミヲ記載スヘキモノト爲シタルハ登録ノ便宜上共同鑛業權者全部ノ氏名ハ之ヲ共同人名簿ニ記載スヘキモノト爲シタルニ因ルモノナルカ故ニ鑛業原簿ニ代表者ヲ登録スルコトハ鑛業ノ共同經營ニ關シ右代表者ノミヲ第三者ニ對シ之カ責ニ任スヘキモノト爲シタルノ趣旨ニ出テタルモノニ非ス」と謂つて居るのは當然である。

次に代表者とは異なる觀念であるが鑛業代理人と謂ふのがある。鑛業法施行細則第五十四條に依る鑛業代理人は一種の委任代理人である（大審院昭和八年二月九日刑事第二部判決）。共同鑛業權者が其の内の一人を、鑛業代理人として當該鑛業經營の衝に當たらせて居た場合でも、鑛業權賣却の様な組合關係を消滅せしむる行爲は、特別の授權のない限り之を爲すことは出来ない。隨

つて假令鑛業經營の爲の資金の調達でも、他の共同鑛業權者を代理して之を爲す權限を有しないから、之等の場合には常に特別な代理權附與がなくてはならぬ（大審院昭和一四年一月四日判決）。

### 第五節 鑛物

鑛業權の目的である鑛物は地中に埋藏して居るものであるから、土地の所有權と密接な關係がある。由來鑛物に對する所有權と土地所有權との關係に付ては、

(イ) 土地合一主義、鑛物の所有權を土地所有權の一部と爲すもの、  
 (ロ) 鑛業専有主義、鑛物を國の専有とし自ら之を掘採するか、或は稼行料を徴收して人民に掘採を許可するもので、日本坑法に至る迄我國で採用した制度である。

(ハ) 鑛業自由主義、鑛物の所有權を全く土地所有權から分離し、或は無主物として先占に依り或は鑛業權者の所有とし、又は我鑛業法第三條の如く未だ掘採しない鑛物は國の所有とする等であり、此の主義を採る以上は國家と雖も一定の法規に準據しなければ鑛業を營むことは出来ない。我國では右の内（ハ）の主義を採用し未掘採鑛物の所有者は國であり、鑛業を許可された者のみ



が其の許可された鑛區に於て、許可を受けた鑛物に付て掘採することを得るのみであるから、未だ掘採しない間は鑛業權者と雖も抽象的には鑛物に對する所有權を有するけれども、之を權利の目的とすることは出來ない。

隨つて鑛業權の客體となる鑛物は、一定の鑛區に定着して居る未掘採鑛物であり（但鑛業法第三條では廢鑛及鑛滓を未掘採鑛物と同様に取扱つて居る）、且鑛業法上の鑛物でなければならぬ。

### 第一項 鑛業法上の鑛物

凡そ鑛物は其の種類極めて多いのであるが、茲に謂ふ鑛物は鑛業法第二條に列擧せられた鑛物に限られる、之を鑛業法上の鑛物と稱する。隨つて鑛業法に規定された以外の鑛物は鑛業權の客體となる譯ではなく、未掘採鑛物と雖も國の所有に屬するものでもなく、結局土地所有權の範圍に屬するから、土地所有者は國の許可を要せず、自ら又は他人をして之を掘採し取得し得るのである。

鑛業法上の鑛物は鑛業法第二條の定むる所である。即ち金鑛・銀鑛・銅鑛・鉛鑛・蒼鉛鑛・錫鑛・安質母尼鑛・水銀鑛・亞鉛鑛・鐵鑛・硫化鐵鑛・格魯謨鐵鑛・滿俺鑛・重石鑛・水鉛鑛・砒鑛・ニッケル鑛・コバルト鑛・磷鑛・黒鉛・石炭・亞炭・石油・土瀝青・硫黃・石膏・重晶石・明礬石・

螢石・石綿の三十種と限定せられる。尙砂金・砂鐵等の砂鑛は別に砂鑛法に規定がある關係上、鑛業法上の鑛物からは除外した。然し亦鑛業法第二條第二項では、從來含油層と密接の關係ある可燃質天然瓦斯は之を石油と看做すと謂ふ規定を改めて、炭化水素を主成分とする天然瓦斯は之を石油と看做すことにした。然し工業用其他營利を目的としないで、一家の自用に供すものは鑛物として取扱はないことになつて居る。

現在鑛業法上の鑛物は右の如く三十種に上つて居るけれども、鑛業法制定の當時から右の全部が鑛物として指定せられて居たのではなく、科學工業及重工業の進歩、經濟界の發展に伴ひ逐次其の必要を認められて増加したもので、近くは昭和九年にニッケル鑛・コバルト鑛・石膏・重晶石が追加せられ、又昭和十五年に至り明礬石・螢石・石綿の三種が追加せられて居るから、將來も尙鑛物として追加せられるものは漸次増加することと思ふ。

既に述べた如く鑛業法上の鑛物でない鑛物（便宜上非鑛物と稱する）の所有權は、假令未掘採鑛物であつても土地所有權の效力として土地所有者の有する所に屬する。土地所有權の效力は土地の上下に及ぶ（民法第二〇七條）のであるから、若し土地所有者が第三者に對し地中の非鑛物の採取を許容するとせば、多くの場合は採取者は土地所有者に對して代償を支拂ふのであらう。然るに若

し法律の改正に依つて新に鑛業法上の鑛物に列擧せられた場合には、從來の採取者は優先的に從來の採取地域に於て鑛業の許可を受けることが出来る（昭和九年法律第三七號附則及昭和一五年法律第一〇二號附則第四條）。若し從來の採取者が鑛業權を取得したとすると、其の者は土地所有者の承諾に基いて非鑛物を採取し、之に對する代償を土地所有者に支拂つて來たのに、新に鑛物に指定せられた結果國の許可に依り鑛業權の設定せられた以上は、最早や土地所有者の承諾を要しないのみならず、土地所有者に對して代償を支拂ふ必要もなくなり、爲に土地所有者は損失を蒙ることとなるので、昭和九年改正に依る鑛物の追加の場合にも、昭和十五年法律第百二號に依る鑛物の追加に際しても、附則に於て詳細な經過規定を設けて双方の利益を保護することとした（尙此の點に關する詳細は右拙著一二六頁以下参照）。

### 第二項 重要鑛物増産法上の鑛物

重要鑛物増産法に於て定めた重要鑛物と謂ふのは、金鑛・銀鑛・銅鑛・鉛鑛・錫鑛・安質母尼鑛・水銀鑛・亞鉛鑛・鐵鑛・硫化鐵鑛・格魯謨鐵鑛・重石鑛・水鉛鑛・ニッケル鑛・コバルト鑛・石炭・亞炭・硫黃・砂金・砂鐵・砂錫其の他勅令を以て定める鑛物であり、右勅令に依る重要鑛物は石膏・螢石・石綿及砂格魯謨鐵の四種である（昭和一七年勅令第二〇號）。隨つて鑛業法第二條

に依る鑛物中主要なものは殆ど之を包含して居り、且つ鑛業法では鑛物としないで別に存する砂鑛法に依る砂金・砂鐵・砂錫及砂格魯謨鐵を含めて居る。

右の様に本法に於ては鑛業法上の鑛業と、砂鑛法上の砂鑛とを一括して重要鑛物とした結果、本法で謂ふ鑛業權者とは砂鑛權者を、鑛業權とは砂鑛權を、鑛區とは砂鑛區を又鑛種名とは砂鑛種名を包含するのである（法第一條第二項・法施行規則第一條）。隨つて本書の説明に於ても特に明示しない限り右の例に據つた。

### 第三項 未掘採鑛物

鑛業法の前身である鑛業條例第二條第一項では「鑛物ノ未タ掘採セサルモノハ國ノ所有トス」とあり、又鑛業法第三條では「未タ掘採セサル鑛物（廢鑛及鑛滓ヲ含ム）ハ國ノ所有トス」と規定して居るが、其の立言の方法を異にして居るのみで、共に未掘採鑛物の國有であることを示す點に於ては變りはない。唯鑛業法では、廢鑛と鑛滓を未掘採鑛物と同一視して居る點に於て異なるのみである。

#### 一、未掘採鑛物の國有たる性質

未だ掘採しない鑛物は土地に定着するものであるから土地の一部と謂はねばならぬ。民法第八

十六條第一項では「土地及其定着物ハ之ヲ不動産トス」と定めて居るから民法上の觀念からすれば、定着物である礦物は土地所有權の客體であると謂はねばならぬ。然し礦業法第三條が地中にある未掘採礦物を國の所有とする旨を宣言した結果、未掘採の礦物に對する「國ノ所有」と謂ふ意義が、果して如何なる性質のものであるかが問題となり、判例及學說が岐れて居る。即ち、(イ)之を以て完全な民法上の所有權であると解するもの、(ロ)未掘採礦物を國の所有とする旨の規定は、國家が未掘採礦物上に民法上の所有權を有するの意ではなく、却つて其の存在する土地の一部を構成するものであり、其の所有權は土地所有權の内に包含せられるけれども、礦業の保護監督の必要上國家の特許行爲に因つて礦業權を創設し、礦業權者に限り礦物の掘採を許容する權利を國家に留保する爲に、礦業法を以て土地所有者と雖も、未掘採礦物に對し其の所有權を行使して之を取得することを制限する爲、換言すれば礦物の掘採取得は之を礦業權の効果として國家の行政處分に留保するの意味を以て、第三條の様な曖昧な規定を生じたものと謂ふ説、(ハ)「國ノ所有」と謂ふことは國が未掘採礦物の上に公所有權を有することを意味するものだと謂ひ、其の結果礦物は何人の所有にも屬しない無主物ではなく、又土地所有者は其の土地に存する礦物の上に何等の權利を有しないと同時に、又國家が民法上の所有權の様に未掘採礦物を自由に使

用・收益・處分する權限を有するものでもないと謂ふ説等である。何れも相當の理由はあるが、法律が明文を以て之を明示して居る立法上の理由からも、又文理解釋上からするも、(イ)の説を相當と思ふ。即ち土地所有權の効力は、法令の制限内に於て土地の上下に及ぶ(民法第二〇七條)ものであり、又土地所有者は法令の制限内に於て自由に其の所有物の使用・收益及處分を爲す權利を有するものであるから(民法第二〇六條)、此の示された法令の制限即ち礦業法第三條に依り、土地所有者には未掘採礦物に付ては絶対に其の所有權を取得せしめないこととなり、隨つて土地所有權の效力制限の結果國は此法令の規定に依り、所有權を保有することを明にする爲め礦業法第三條が生じたものであるから、右(イ)の説を相當とする。我大審院も大正五年三月七日の判決で「礦業條第二條第一項ニ礦物ノ未掘採掘セサルモノハ國ノ所有トストアルハ現行礦業法第三條ノ規定ト同シク未掘採ノ礦物ハ國ノ所有權ニ屬スルモノト看做シ其所有權ヲ民法上ノ所有權ト同視シタル法意ナリトス」と謂つて居るのみならず、尙右大審院判決は更に進んで「蓋シ未掘採ノ礦物ハ其實單ニ土地ノ構成分子タルニ過キスシテ獨立ノ存在ヲ有セサル所ヲ以テ之ヲ觀レハ之ヲ土地ト分離シテ別個ノ所有權ノ目的ト爲スハ所有權ニ關スル民法ノ原則ニ適合セサルカ如シト雖モ國家カ必要上特別ノ法律ヲ以テ之ヲ所有權ノ目的ト同視シ民法上ノ原則ニ適合セサ

ルニ拘ラス其原則ニ從ハシムルコトヲ妨ケサレハ單ニ其原則ニ適合セサルノ故ヲ以テ法律ノ特ニ設ケタル明文ヲ無視スルコトヲ得ス」と附言したのは、愈々以て、未掘採鑛物に關する國の所有權が、民法上の所有權であると謂ふ説の正當であることを知るに足る。

尙此の説を採ればこそ鑛業權者が他人の所有地内に於て、地中に埋藏する鑛物を掘採することを正當視し得るのである。蓋し國が其の有する未掘採鑛物を鑛業法の規定に基いて、許可された者に對し一定の鑛区内で一定の鑛物を掘採し得る鑛業權を附與し得るのは、元來未掘採鑛物の所有權が國に屬するが故である。何人と雖も自己の有せざる權利を他人に與へることの出來ないのは、法律上當然の結論であるからである。

未掘採鑛物が國の所有に屬することの必然の結果として、國は未掘採鑛物に對して排他性を有し國が許可した鑛業權者以外の者は、何人と雖も鑛物を採取し取得することは許されない。唯一般私法の關係からすれば所有權の侵害は不法行爲として損害賠償の請求權を生ぜしめるが、國の有する未掘採鑛物に對する侵犯は犯罪となる。鑛業法第九十四條第一項では鑛業權を有せずして鑛物を掘採した者に對し、二年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處する旨を定め、同第二項では過失に因つて鑛區外に侵掘した者に對し、二千圓以下の罰金を以て臨んで居る點から見ても明白である。

## 二、未掘採鑛物の國有たることの効果

未掘採しない鑛物は國の所有であるけれども、一旦鑛業權が設定せられた以上は、鑛業權者は其の許可せられた鑛區に於て、許可された鑛物を掘採し取得することを得るのであるから、右の範圍内では未掘採鑛物は最早や國の所有から離れて鑛業權者に移轉するものと解する。

隨つて許可鑛區に於て許可鑛物が、鑛業權の正當な移りに依つて掘採されたのではなく、自然力により、又は盜掘・侵掘等に依り、或は法律上禁止された斤先掘契約に基いて、鑛業權者又は其の代理人でない者が掘採した鑛物でも、之は最早や國の所有ではなく鑛業權者の所有としなければならぬ（大審院判決が之に反することは既に述べた）。

### 第四項 廢鑛及鑄滓

未掘採鑛物を國の所有とするのは、地中に埋藏せられた鑛物の掘採及取得を制限するが爲であるが、一旦掘採された鑛物の廢鑛及製鍊の結果生じた殘滓も、之が累積して土地と一體を爲し之を更に掘採しなければ、鑛物とならない程度のもものは、之を未掘採鑛物と同様に鑛業權の客體とした（鑛第三條）。

茲に謂ふ廢鑛とは製鍊をしないで遺棄された鑛物であり、鑛滓とは製鍊の結果遺棄された殘滓のことである。然もそれは遺棄された廢鑛又は鑛滓が其の存在の状態からして、之を採取するのに採掘を必要とする程度に置かれてあることが必要である。蓋し鑛滓は一旦採掘された鑛物の殘滓であるから本來は未掘採鑛物ではないけれども、殘滓の存在する場所及状態からして、之を取るのに更に掘採を要する程度に達した場合には、鑛業法上特に之を未掘採の鑛物と同視し、國の所有として鑛業權の客體としたのである。

隨つて右の程度に達しない廢鑛や鑛滓は遺棄された動産と同様、最早や鑛業權者の所有ではなく民法の無主物先占の法則に因つて、最先の占有者が所有權を取得するものと解する。

## 第六節 鑛 區

### 第一項 鑛區の範圍

鑛業法第九條第一項は鑛區の意義を定め、「本法ニ於テ鑛區ト稱スルハ鑛業權ノ登録ヲ得タル土地ノ區域ヲ謂フ」と規定して居る。鑛業權者は其の地域内で許可を受けた鑛物を掘採することを得るもので、試掘では試掘鑛區と謂ひ、採掘では採掘鑛區と稱する。

鑛業の出願をするときには鑛區圖を添附する必要がある。鑛區圖に表示された出願鑛區が其の儘許可せられて鑛區となる場合、又は出願地域に増減又は訂正を爲さしめて鑛區となることもある。鑛區圖は鑛業原簿の一部を爲し之に依つて鑛區が判然するのであるから、鑛區の位置や境界に付て紛議があれば鑛區圖に依り之を決せねばならぬ。

鑛區の境界は其の周圍は直線で之を劃し曲線に依るを得ない。之は唯鑛區確定の簡易明瞭を期するが爲であつて、必ずしも鑛床の限界に符合するものではなく、又土地の區域の境界と一致するものでもない。又其の下底は直線で劃された境界の垂直下に限られるのである。

鑛區の面積は石炭鑛區は五萬坪以上、其の他の鑛物の鑛區は五千坪以上であつて、共に百萬坪を超へることは出来ない（鑛第九條第二項）。石炭に付て五萬坪以下其の他の鑛物に付て五千坪以下の鑛區は存在しない。然し例外として最大限百萬坪以上の鑛區は存在し得る、即ち鑛業法第九條第二項但書では鑛利保護の必要上又は鑛區の分合上已むことを得ない場合には、百萬坪を超へることが出来ると規定して居るから、之等の理由に基き鑛業出願人から其の理由書を願書に添附して申請し、行政官廳が之を相當とすれば百萬坪以上の鑛區が生ずる。

註 鑛業法第九條第二項では石炭以外の鑛物に付て五千坪以下の鑛區はないのであるが、昭和一五年法律第

一〇二號附則第四條、第五條に依ると、新に鑛物として指定せられた明礬石・螢石・石棉及炭化水素を主成分とする天然瓦斯を掘採して居た者又は其の承繼人が、改正鑛業法施行前から之を採取して居たならば、昭和一六年六月一日以降六箇月内に從來の掘採地域に限り鑛業の出願をしたときは、第九條第二項の最少限五千坪以下でも鑛業は許可せられるから、此の場合のみ五千坪以下の鑛區が生ずる。蓋し從來の採取者を保護する關係と斯る區域を目的とする鑛業權は早く消滅するから弊害を生じないとの見地から生じた便宜的措置である。尙斯る經過規定は昭和九年法律第三七號に依つて、新に鑛物と指定されたものに付ても従前の採取者に付ても同一の保護があつた。

## 第二項 鑛區と爲し得る土地の制限

鑛區とすることの出来る土地に付ては鑛業法第十條で制限がある。それには絶對的禁的止地域と相對的禁的止地域との二個の場合があり、(イ)絶對的禁的止地域は鑛業法第十條第一項に規定されてある。即ち宮城・離宮・神宮・皇陵の周圍三百間以内の場所は絶對に鑛區と爲すことを得ない。(ロ)相對的禁的止地域は同法第十條第二項の陸海軍所轄の軍港・要港・火藥製造所・火藥庫及彈藥庫の周圍三百間以内・要港地帯第一區及第二區内並に陸軍輸送港域第一區内の場所では、所轄官廳の許可がなければ之を鑛區と爲し得ないのである。

## 第三項 鑛區の重複

同一鑛區に於ては原則として二個以上の鑛業權を設定することを得ない(鑛第九條第三項)。但其の目的異種の鑛物であるとき、及掘進鑛區の設定された場合又は昭和九年及昭和十五年の改正法律附則に依る經過規定に基いて、從來の掘採者保護の場合には尙鑛區の重複を生ずる。

### 一、異種鑛物に付ての鑛區の重複

鑛業法第三十一條では「鑛業出願地他人ノ異種ノ鑛物ノ鑛區ト重複スル場合ニ於テ他人ノ鑛業ニ妨害アリト認メタルトキハ其ノ妨害アリト認メタル部分ニ付テハ其ノ出願ヲ許可セス」と規定したので、同一鑛區に於ても鑛床が異なり異種の鑛物であれば、鑛業權が並存することとなるから、此の兩者を調和する爲に新に鑛業法第四十三條ノ二及同條ノ三の規定を設けた。之に依ると異種の鑛物の鑛區が重複するときは、其の重複する部分に付て鑛業權の設定又は増區に依る變更の登録を受けた日の後のものは、其の先きの者の承諾がなければ、其の重複して居る部分に付ては鑛業をすることは出来ない。然し鑛業權設定の登録又は増區に因る變更の登録の先である者は、正當の理由がなければ其の承諾を拒むことは出来ない。若し正當の理由のないのに拘らず承諾を拒まれ又は承諾を得ることの出来ない場合には、鑛山監督局長に對して裁決の申請を爲すべく、其の裁決に不服ならば訴願を提起することも出来れば、又違法に權利を傷害されたならば、

無論行政訴訟を以て其の救済を求められる。

若し異種の鑛物の鑛區が重複する場合に其の重複する部分に付て、鑛業權の設定又は増區に因る變更の登録を得た日が同日であつたならば、鑛業權者は其の部分に付ての鑛業に關して協議を以て之を決することにした（鑛第四三條ノ二第一、二項）。

尙協議不調の場合又は協議不能の場合には、鑛山監督局長に對して裁決を申請することが出来る。鑛山監督局長の裁決に不服な者は訴願を、又若し裁決に依り違法に權利を傷害せられたと主張する場合は行政訴訟の提起も出来る（鑛第九二條第三項）。

要するに鑛業法第三十一條の改正に依つて同一の鑛區に於ての異種鑛物に關する鑛業權は、從來の鑛業權者の鑛業の妨害とならない限度に於て從來の鑛業權者の意思如何に拘らず、鑛業權は設定せられ鑛業を並行し得るものであるが、若し鑛區の重複する部分に於ての鑛業が、他人の鑛業に妨害ありと認められたときは、主務大臣は新鑛業權者に對して其の妨害の排除又は鑛業の停止を命ずることが出来る（鑛第四三條ノ三）。蓋し鑛業法第四條第二項但書に於て「鑛區ノ重複シタル場合ニ於テハ鑛業權者ハ互ニ其ノ權利ヲ制限セラル」と規定して居る當然の結果である。

## 二、掘進増區及掘進鑛區訂正の場合

鑛業法第三十六條第一項では「鑛業權者ハ隣接鑛區ノ鑛業權者及抵當權者ノ承諾ヲ得タルトキハ其ノ鑛區ニ掘進スル爲増區ヲ出願スルコトヲ得」と規定して居る。之を掘進増區の出願と謂ひ、該出願に對して許可があればそれを掘進増區と稱する。又同條第二項では「鑛床ノ位置形狀ニ依リ隣接鑛區ニ掘進スルニ非サレハ鑛利ヲ保護スル能サル場合ニ於テハ其ノ鑛業權者ノ承諾ヲ得テ鑛區ノ訂正ヲ出願スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ鑛業權者ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ承諾ヲ拒ムコトヲ得ス」と規定して居る、之を掘進鑛區の訂正と稱する。

右何れの場合も共に採掘權に限られるもので、既存の鑛區に於ての鑛業の遂行上隣接する他人の鑛區に掘進する必要がある、又は之を爲さなければ鑛利を保護する所以でないときには、隣接の鑛業權者及抵當權者の（但掘進鑛區訂正の場合には抵當權者の承諾を要しない）承諾を要件として、掘進が許容せられるのである。例へば隣接の鑛區は上層の石炭を掘採し、自己は下層の石炭を掘採する場合の如きである。右の様掘進増區の出願には隣接の鑛業權者及抵當權者の承諾を要するけれども、一旦掘進増區が許可になり掘進鑛區が設定せられた以上は、既存の鑛業權は之に依つて其の效力を制限される。隨つて掘進權者は許可を受けた鑛床に付て許可鑛物に限り、被掘進權者を排して鑛業を爲し得るのである。

次に鑛業法第三十六條第一項に依る掘進増區の出願に付ては、隣接鑛區の鑛業權者及抵當權者の承諾を得た場合に限られるが、同條第二項の場合には鑛利保護と謂ふ公益上の理由に因るのであるから、被掘進鑛區に抵當權の設定があつても其の承諾は要しないのみならず、隣接鑛區の鑛業權者は正當の理由がなければ其の承諾を拒否することは出来ない。若し正當の理由なくして承諾を拒否せられ、又は承諾を得ることの出来なかつた場合には、出願者は鑛山監督局長に對し裁決を申請することが出来る（鑛第九〇條）。又若し其の裁決に不服であれば訴願又は行政訴訟が許される。

### 三、鑛業法改正に基く經過的處理に依る鑛區の重複

昭和九年法律第三十七號昭和十五年法律第百二號に依り新に鑛物と指定されたものに付ては、從來は土地所有權の効果として、土地所有者の許諾に依つて掘採して居た者又は其の承繼人保護の爲、之等の者が改正法施行後六箇月内に新鑛物の掘採を出願すれば、從來の掘採區域に限り他の鑛區、又は鑛業出願地と重複し、又は鑛區面積が鑛業法第九條第二項の最低限に達しない場合でも許可されるから、茲に鑛區の重複を生ずる。尙此の點に付ては既に鑛區の範圍の所で述べたから詳説しない。

### 第四項 鑛區の變更

鑛區は鑛業權の登録を得た土地の區域を謂ふものであるが、一定の條件を具備して居れば鑛區の變更をすることが出来る。（一）鑛區の分合、（二）鑛區の増減、（三）鑛區の訂正、（四）鑛區の改正、（五）掘進増區又は掘進鑛區の訂正等が即ち之である。尙之等鑛區の變更に關する職權は前述の様に、昭和十八年商工省令第九號「鑛業法ニ依ル職權ノ一部鑛山監督局長ヘ委任ノ件」に依り、商工大臣より鑛山監督局長へ委任された。

#### 一、鑛區の分合

鑛業法第三十五條では「採掘權者ハ鑛區ノ合併又ハ分割ヲ主務大臣ニ出願スルコトヲ得鑛區ノ一部ヲ分割シテ之ヲ他ノ鑛區ニ合併セムトスルキ亦同シ」と規定して居る。隨つて鑛區の合併及分割は採掘鑛區に限られ試掘鑛區には存しない。蓋し試掘では未だ鑛床の位置形狀等が明確でないに反し、採掘權では鑛床の位置・形狀・方向等が略ぼ判明して居り、鑛物掘採の進行に従つて鑛床の狀態が愈々明かとなつた爲、鑛業經營の上からも鑛利保護の關係からも、鑛區の分合を必要とするに至つて出願せられ、許可されるものであるから、試掘鑛區に付て鑛區の分合の生じないのは寧ろ當然である。尙鑛區の分合には右法條から見ても明かな如く鑛區の合併・鑛區の分



割・鑛區の一部の分割と合併の三種がある。

イ 鑛區の合併とは隣接する二個以上の採掘鑛區を合併して、一個の採掘鑛區とすることである。

随つて二個以上の鑛業權は合體して一個の鑛業權となるのであるから、從來同一人に屬する二個以上の鑛區が隣接して居り、鑛山監督局長が鑛業監督の必要上鑛業法施行細則第十八條に據つて、兩鑛區間に中間地區を設けて居た場合には、該地域は鑛區ではないから鑛區の合併があれば最早中間地區の必要はないので、該地區に於て鑛業を爲すには増區の出願を爲すべきである。

ロ 鑛區の分割は一個の鑛區を二個以上の鑛區と爲し二個以上の鑛業權に變更することである。此の場合には前號とは反對に二個以上の鑛區が生じたのだから、兩鑛區間に中間地帯の設置を必要と認めるときは、鑛山監督局長は相當の期限を附し鑛區の減少を命ずることが出来る（鑛細則第一八條）。

ハ 鑛區の一部の分割と合併と謂ふのは、鑛區の一部を分割して之を他の鑛區に合併する場合であつて、一方に於ては分割に依り鑛區の減少を來し、他方に於ては合併に依つて鑛區の増加を生ずる。

鑛區の分合は採掘鑛區に於てのみ認められることは既に述べたが、同一の鑛業權者に屬するこ

とを要するか否かに付て別に法律には制限がないが、鑛區の分合に因つて共同鑛業權を生ぜしめる様なことは、法の欲せざるところであるから之を消極に解する。又同一人に屬する鑛區であつても異種の鑛物であれば分合は許されない。蓋し鑛區の分合は主として鑛區と鑛床とを一致させる便宜に胚胎した趣旨から當然である。

尙鑛區分合の結果鑛區の面積が石炭鑛區に於て五萬坪以下其の他の鑛物に於て五千坪以下となり、又は最大百萬坪を超えることは出来ない。唯鑛業法第九條第二項但書に依り鑛利保護上、又は鑛區分合上已むを得ない場合には百萬坪を超えることが許される。

鑛區分合の手續に於ては鑛業法第三十五條第二項では、「抵當權ノ設定アル場合ニ於テ前項ノ出願ヲ爲サムトスルトキハ抵當權者ノ承諾及抵當權ノ順位ニ關スル協定ヲ經ヘシ」と規定して居り、鑛業法施行細則第三十一條では鑛區の合併又は分割の願書には理由書を添附し、且添附圖面には合併又は分割すべき區域の關係を明示することを必要として居り、又分割の場合には分割すべき地域毎に圖面を作成して添附する必要があるものとして居る。尙抵當權の設定ある場合には、抵當權者の承諾書又は順位に關する協定書を添附しなければならぬ。

若し鑛區分合の出願に付添附することを要する抵當權者の承諾書、又は抵當權の順位に關する

協定書を添附しなかつたときは、鑛業法施行細則第三十八條第九號に基き右出願は不受理となる。

新に設けられた鑛業法施行細則第三十六條ノ三の規定に依ると、鑛區の合併・分割・減區又は増減區の出願に付て、許可決定の通知があつたならば合併、分割又は減少前の鑛業權に付て、登録上利害の關係を有する第三者の承諾書又は之に對抗することの出来る裁判の謄本を、登録税納付書に添附して差出すことを要するものとした。茲に所謂「登録上利害ノ關係ヲ有スル第三者」とは抵當權者は勿論、鑛業法第十七條に依つて權利の目的となり然も現に登録の存する者を謂ふのであるから、鑛業權に付滯納處分又は強制執行に依り現に差押の登録があり、尙競賣の完結しない場合、或は假差押假處分の登録ある者、權利移轉の假登録の存する場合等であつて、鑛區分合の登録の際には之等の者の承諾書又は承諾に代る裁判、若くは登録の抹消を爲すべき裁判等の謄本を登録税納付書に添附すべきである。尤も鑛區分合の願書と共に承諾書が差出してあれば、納付書に其の旨を記載すればよい（鑛細則第三十六條ノ三但書）。

又鑛區分合の出願に對する許否は鑛業出願に於けると同様であり、其の許可があれば鑛山監督局長は出願人に對して其の旨を通知する。出願人が右の通知を受取つてから三十日以内に、許可

書に登録税納付書（収入印紙を貼用すべく分合は一件毎に五拾圓）を添附すべきであり、納付書に許可書を添附しなかつたとか又は鑛區の合併・分割等に付て、合併又は分割前の鑛業權に付て登録上利害關係ある第三者の承諾書、又は之に對抗することの出来る裁判の謄本を添附しなかつた爲に、登録税納付書が不受理になつた場合でも、五日間内は尙登録税の納付が出来る（鑛細則第三十六條第二項）。鑛區の分合に依つて從來の鑛區に變動を生じ、鑛業權の内容に變化を來すのは明かであるが、合併・分割及一部の分割と合併に因る鑛業權は登録等の關係から、形式的には新鑛業權の設定の如く見えるけれども、實質上は唯權利の一部に變更を來すのみである。

## 二、鑛區の増減

鑛業法第二十七條では「鑛業出願人ハ出願地ノ増減ヲ出願スルコトヲ得」と規定して居り、又鑛業法第三十七條では右第二十七條の規定を鑛區に準用して居るから、鑛業權者は鑛區の増減を出願することが出来る。鑛區の増減には別に採掘鑛區に限る旨の定めがないから、試掘鑛區に付ても之を許されるのである。鑛區の増減は鑛區の増加であり、減區は鑛區の減少である。尙鑛業法施行細則第三十五條に依ると、鑛區の増減區と謂ふのがある。増減區とは一鑛區に付一方では減區し他方で増區をする場合である。

増區又は増減區の爲に鑛業法第九條第二項の鑛區の最大面積を超過することは出来ない。隨つて右制限坪數を超過した増區の出願があつた場合には、鑛利保護の爲め已むことを得ない場合を除くの外は、超過部分に付ての増區出願は許可されない。之と同様に減區に依り石炭に付て五萬坪以下、其の他の鑛物に付て五千坪以下となるときにも又減區の出願は許されない。尙減區の場合に於てそれが採掘權であり、之に對して抵當權が設定してあるときは、抵當權者の承諾を必要とする（鑛第三七條第三項）。

鑛區の増減に關する願書には勿論圖面を添附することを要するが、其の圖面には從來の鑛區及新に増減せむとする出願地の關係を明示しなければならぬ（鑛細則第三四條・同第二九條）。

尙右の様に鑛區の減少又は増減區の出願に付ては、抵當權の設定がしてあれば抵當權者の承諾書の添附が必要である（鑛細則第三五條）。若し之を添附しなかつたならば鑛業法施行細則第三十八條第十號に依り出願は不受理となる。

鑛業法第二十七條では鑛業權者の自發的な出願に依つてのみ鑛區の増減を爲し得べく、行政官廳は鑛業權者に對し鑛區の増減を命じ得ない様に見えるけれども、特別法である重要鑛物増産法では、重要鑛物増産の爲に鑛區の強制讓渡と共に、鑛區増減の裁定又は決定を爲し得ることを定

めて居るから、結局鑛區の増減は鑛業權者の自發的に、又は行政官廳の命令に因つて爲されるものと解すべきである。

重要鑛物増産法第四條に依ると重要鑛物の増産を圖らむとする者は、其の爲に必要とする隣接鑛區との間の鑛區の増減に付て、隣接鑛區の鑛業權者との間に命令の定むる所に従つて協議を爲すことが出来る。若し協議を爲すことが出来なかつたとき、又は協議が調はなかつたときには、重要鑛物の増産を圖らむとする者は、政府に對して裁定を申請することが出来る。又政府に於ても必要ありと認めるときは、當事者間に協議を爲すべき旨を命ずるのであるが、然も尙鑛業權者が協議を爲さざる場合、又は之を爲すこと能ざる場合、或は協議不調の場合には政府は必要な決定を爲すことが出来る。然し此の場合でも鑛區の増減に因つて不利益を蒙る鑛業權者に對して、支拂を爲すべき對價、及其の支拂時期を定めるのである（法第八條、尙其の詳細は後に述べる）。

### 三、鑛區の訂正

鑛業法第二十五條第一項では採掘出願地の位置形狀が、鑛床の位置形狀と異つて居り鑛利を損ずるものと認められたときには、主務大臣は鑛業出願人に對して出願鑛區の訂正を出願すべき旨を命ずることが出来る。又同法第二十六條では右と同様の理由に依つて、採掘出願地の訂正を自

發的に出願することの出来る旨を定めて居り、又鑛業法第三十七條に依ると鑛業法第二十五條第一項及第二十六條の規定を鑛區に準用して居るから、採掘鑛區に付て前示理由があれば主務大臣から鑛區の訂正を命ぜられ、又は自發的に鑛區の訂正を出願することを得るのである。

軍需大臣に於て採掘鑛區の位置・形状と鑛床の位置・形状とが相違して居り、其の儘で鑛業を爲すことは鑛利を損ずるものと認めて、鑛區訂正の出願を爲すべき旨を採掘權者に通知したるに對し、採掘權者が右の命令書到達の日から三十日以内に其の出願をしなかつたときは、採掘權は取消される（鑛第三七條第二項・第二五條第二項）。

#### 四、鑛區の改正

鑛業法第三十八條では「錯誤ニ因リ鑛業ノ出願ヲ許可シタルトキハ主務大臣ハ鑛區ノ改正ヲ命シ又ハ鑛業權ヲ取消スヘシ」と規定して居る。即ち試掘又は採掘の出願が許可せられ鑛業權の設定を得て鑛區が定まつたけれども、主務官廳の錯誤に因つて全然鑛區とすべからざる地域、又は他人の鑛區或は出願地と全部が重複した様な場合には、主務大臣は鑛業權を取消すべきものであるけれども、錯誤が其の程度には達しないが他人の鑛區又は先願の出願地と一部分が重複し、又は鑛區と爲すことの出来ない地域、或は所轄官廳の許可を要する地域である爲、該官廳の許可を

要するに拘らず、其の許可のない地域に跨り存する出願鑛區を、其の儘許可鑛區としたことを發見した場合、又は鑛區の重複があるものと誤認して該部分に付て出願を拒否したけれども、其の後重複して居ないことが判明した場合には、眞實の鑛區を實現させる意味で、軍需大臣は鑛業權者に對して鑛區の改正を命ずることが出来る。之を鑛區改正命令と稱する。

鑛業權者が主務大臣から右の鑛區改正の命令を受けてから、三十日以内に鑛區改正の出願をしなかつたときは、主務大臣は右の鑛業權を取消すべきである（鑛第三八條第一項）。

#### 五、掘進増區及掘進鑛區の訂正

鑛業法第三十六條に依る掘進増區及掘進鑛區の訂正も鑛區變更の一場合であるが、之に付ては既に鑛區の重複の説明で詳説したから茲には再説しない。唯昭和十五年法律第百二號改正鑛業法第三十一條との關係上、掘進増區又は掘進鑛區の訂正は同一鑛物に限るものと解すべきことである。右第三十一條に付ては前項に於て述べたが、該條に依ると鑛區又は出願鑛區が異種の鑛物の鑛區と重複する場合でも、他人の鑛業に妨害とならない限り鑛區の重複は許容せられ、敢て其の承諾を必要としないのであるから、掘進増區又は掘進鑛區の訂正が異種鑛物を目的とする場合であるとすれば、鑛業法第三十一條は全く空文に歸するから、法の趣旨は結局鑛業法第三十一

條の場合は異種鑛物を目的とする場合であり、鑛業法第三十六條の掘進増區及掘進鑛區の訂正は同種の鑛物に限るものと謂はねばならぬ。

### 第七節 鑛業權の強制讓渡及鑛區の増減

鑛業權は物權であり財産權であるから自由に之を讓渡することが出来る。又鑛區の増減も一定の條件を具備して居れば爲し得るところであるが、其の詳細は鑛業法の解説に譲り、重要鑛物増産法に特別規定の存するものに付て述べる。即ち、本法第四條及第五條では重要鑛物の増産を爲る爲に必要とする鑛業權の讓渡、又は隣接鑛區に付鑛區の増減を爲し得ることを規定した。之れ所謂鑛業權の強制讓渡又は鑛區の強制的増減である。

即ち重要鑛物の増産を圖らむとする者は、其の目的達成の爲に必要な鑛業權の讓渡又は隣接鑛區との間の鑛區の増減に付、當該鑛業權者に對し命令の定むる所に從つて、其の協議を爲すことが出来る旨を定めて居る。若し協議を爲すことの出来なかつたとき、又は協議をしたけれども協議が調はなかつたときは、之に關する裁定を政府に對して申請することが出来る(法第四條)。

又政府の側に於ても重要鑛物増産の爲め必要ありと認むるときは、鑛業權の讓渡又は鑛區の増減

に付當該鑛業權者に對して、重要鑛物の増産を圖らむとする者と、協議を爲すべき旨を命ずることが出来るが、若し鑛業權者に於て協議を爲さず、又は協議を爲すことの出来なかつた場合、若くは協議不調の場合には、政府は當該事項に付必要な決定を爲すことが出来るのである(法第五條)。依つて本節では説明の便宜上第四條の場合を總括して裁定と稱し、第五條の規定を總括して決定と稱する。尙鑛業權の讓渡と鑛區の増減とは一括して説明する。

#### 第一項 裁定

前述の様に第四條の場合は重要鑛物の増産を圖らむとする者が、主動的に當該鑛業權者に對して鑛業權の讓渡、又は鑛區の増減に付協議を爲すべきことを申入れ、之に因つて協議が調へば鑛業權の移轉又は鑛區の増減が實現すべく、協議を爲すこと能はず又は協議不調の場合に於て、企業者側(重要鑛物の増産を圖らむとする者の意)より政府に對して裁定の申請を爲し、茲に始めて政府が裁定を以て其の許否を決するのである。

然らば如何なる場合に右の如き活動を起し得るかといふに、重要鑛物増産法施行令第二條に依ると左記事項を必要とする。

イ 當該鑛業權者が事業に著手せず、又は休業中なるとき、

口 鑛利保護上必要なとき、

ハ 合併施行其他操業の合理化の爲め必要あるとき、

要するに重要鑛物増産の爲の鑛業權の強制譲渡又は鑛區の増減は、資材・資金及勞力等の不足の爲に現に休眠中の鑛區に於て、鑛利を保護し合理的な鑛業の經營に依り、不當な支出もなく鑛物の増産を期せむとするものである。

一、協 議

企業者は重要鑛物増産の爲に必要な場合には、鑛業權の譲渡又は鑛區の増減に付て隣接する鑛業權者に對して協議することが出来る。此の協議に因つて鑛業權の譲渡契約が成立すれば、企業者は普通の鑛業權譲渡に關すると同様、移轉登録を受けて鑛業權者となり、又鑛區増減に付て協議が調へば、企業者及鑛業權者はそれぞれ増區又は減區の登録を経べきである。尤も鑛山統制會統制規程（昭和一七年商工省告示第五〇號）第十七條に於ては、統制會の會員又は組合員たる重要鑛物を目的とする鑛業權者が、鑛業權の譲渡若くは譲受、又は隣接鑛區との間の鑛區の増減に付契約を爲さむとするときは、統制會の定むる所に従ひ、其の旨を記載した書面を會長に提出し其の承認を受けねばならぬ。尙今回の改正法施行規則第四條ノ二に於ては、重要鑛物の増産を圖らむとする者よ

り、鑛業權者に對して鑛業權の譲渡若くは事業設備の譲渡、又は鑛區の増減に付協議を爲さむとするときは、相手方に對し三十日を下らない一定の期間内に、諾否の回答を爲すべき旨の申込を爲すことを要することとした。改正前には斯る規定がなかつた爲め企業者より鑛業權者に對して協議を爲すも、鑛業權者に於て何時までも諾否を表明しない爲、企業者は裁定申請を爲すに付協議不調又は協議不能の時期を劃すること能はず、裁定申請の時期を失し、又は尠くとも遅延は免れなかつたので、之が急速な處理を爲す爲であつて洵に正當な改正である。

二、裁 定

然るに企業者から鑛業權者に對し、鑛業權の譲渡又は鑛區の増減に付協議を爲したるに拘らず、協議を爲すこと能はず又は協議不調の場合には、企業者は政府に對して裁定の申請を爲すことが出来る。裁定の申請書は正副三通を作成して（尤も關係人があれば其の數に應ずる副本及添附圖面の提出を要する）鑛山監督局長を経由して軍需大臣に差出すことを要する（法施行令第一五條）。尤も後述するが如く昭和十八年勅令第二十六號行政官廳職權委讓令第三條第三項及同令第六條第六項に依り、石炭統制會又は鑛山統制會が、同令第三條第一項第三號乃至第五號及第六條第一項第四號乃至第六號、即ち

イ 重要鑛物を目的とする鑛業權者に對する事業計畫の届出命令・右事業計畫變更の場合の届出の受領・事業計畫變更の命令（但鑛山統制會に付てのみの職權で、石炭統制會にはない）。

ロ 重要鑛物を目的とする鑛業權者に對し、鑛業に著手し又は休業中の鑛業の繼續を命ずる場合（法第三條）。

ハ 鑛業權讓渡の裁定又は決定に依り鑛業權を取得した者、又は鑛區の増區を得た鑛業權者に對し、事業計畫を定めて認可を受け、又は一旦認可を受けた事業計畫を變更する場合の認可及該事業計畫の變更命令（法第一四條）。

ニ 重要鑛物を目的とする鑛業權者に對し其の業務及財産の狀況に關し、報告を爲さしむる場合（法第一七條）。

ホ 重要鑛物増産法第四條第二項に基く鑛業權の讓渡・同法第十二條の規定に依る事業設備の讓渡並に鑛區増減に關する裁定、又は同法第五條第一項に基く右に關する協議命令・同條第二項に依る決定・同法第七條の規定に依る對價及其の支拂時期に關する決定、

等を爲す場合には重要鑛物増産法施行令第十五條の規定は適用せず、統制會に於て處理することとなつたので、鑛山監督局長を経由する書面に付ては統制會に、鑛山監督局長より鑛業權者等に交付

すべき書類等は統制會より之を爲すこととなつた。

尙裁定の申請書には左記事項を記載するを要する。

- イ 當該鑛業權の登録番號及鑛業權者、又は事業設備の所有者並に關係人の氏名名稱及住所、
  - ロ 申請の目的及理由、
  - ハ 對價並に其の算出の基礎及其の支拂方法、
  - ニ 事業設備を讓受けむとする場合に於ては、其の設備の範圍・所在地並に對價及其の支拂方法、
  - ホ 讓渡又は鑛區の増減後に於ける事業計畫の概要、
- 尙右申請書には（一）當該鑛業權者との協議の顛末、又は協議を爲すこと能はざる事由を記載した書面、（二）鑛區圖及鑛床圖又は當該鑛區の増減範圍を示した圖面及鑛床圖（鑛床圖は平面圖・截面圖の二種を要す）、（三）事業設備を讓受けむとする場合に在りては建物の登記簿謄本、（四）企業者が會社なる場合は定款・登記簿謄本・最終の財産目録・貸借對照表・營業報告書・損益計算書・利益金の處分に關する書類、及株主名簿又は社員名簿を、又申請者が個人であればその履歴書を、又企業者が組合なるときは組合契約書を添附すべきである（法施行規則第五條）。
- 統制會に於て裁定申請書を受理したときは、裁定申請書の複本を添附し鑛山監督局長に對し、當

該鑛業權に付裁定申請のあつた旨の登録を囑託すべきである（法施行令第三條・委讓令第四條第一項、第三項・同令第七條）。

之は恰かも豫告登録と同様に、裁定の結果將來當該鑛業權の移轉、又は鑛區の増減の行はれることがあるかも知れぬと謂ふことを、第三者に豫知せしめる爲である。

此の裁定の申請があつたときは當該鑛業權者は、(1) 其の申請を拒否する旨の裁定のある迄、(2) 又は企業者の裁定申請に基き統制會が鑛業權の讓渡、又は鑛區増減に關する裁定を爲すと同時に、鑛業權者に對して支拂ふべき對價を、其の指定期日迄に企業者に於て支拂はず、又は供託を爲さなかつたときに、鑛業權者から六十日を下らない期間を定めて支拂又は供託すべき旨を催告したるに拘らず、企業者が之を怠つた爲め裁定が失效する迄の間は、當該鑛業權を讓渡し、又は當該鑛區の分合・減區若くは増減區の出願も爲すことは出来ない（法第六條）。蓋し右の様な不確實な時期に於て讓渡又は鑛區増減の對象となるべき鑛業權に付、讓渡又は鑛區の變更を許すときは、權利關係が錯雜し、之が處理に無駄な手数を要するからで、行政事務簡素化の今日としては寧ろ當然なことである。

統制會が裁定申請書を受理したときは、申請書の副本を鑛業權者又は當該事業設備の所有者に交付し、一定期間を定めて答辯書の差出を命ずる。又當該鑛業權若くは事業設備に付て、登録又は登記したる擔保權者所謂關係人に對しては、申請書の要旨を通知して、一定期間内に意見書の提出を爲し得る機會を與ふることを要する（法施行令第九條）。尤も申請人が關係人に交付すべき數の複本を添附したならば、之を交付し要領の通知に代へることの出来るのは當然である。

統制會は申請書・答辯書・關係人の意見書の外重要鑛物委員會の議を経た上、理由を附して裁定を爲すべきであり、裁定書は申請人たる企業者・鑛業權者・事業設備の所有者及關係人に交付する（法施行令第一一條）と同時に、官報に公示する（法施行令第一二條）。

鑛業權の讓渡又は鑛區の増減を爲す旨の裁定を爲すときは、該裁定中に於て鑛業權者に對して支拂ふべき對價及其の支拂時期を定むべきである（法第七條）。右裁定中對價に付て不服があれば、企業者及當該鑛業權者は通常裁判所へ出訴が出来る。但右訴訟又は調停に付ては鑛害賠償に關する調停の様に特別管轄の定めはないから、被告の普通裁判籍ある裁判所に出訴すべきであり、出訴期間は裁定の通知を受けた日（裁定の通知を受けない者に於ては公示の日）から三十日以内と定められて居るから、期間後は訴の提起は許されなす。

本法第八條に於ては右の様に対價に付てのみ不服申立の途を認めて居るから、鑛業權の讓渡又は



礦區の増減を爲すべき旨、又は之を拒否する旨の裁定に對しては、訴願又は行政訴訟の提起を許さないものと解すべきであるが、立法論としては礦業權者に酷であると思ふ。

對價の支拂を爲した場合又は對價を供託した場合、或は對價の全部又は一部の支拂延期に付礦業權者の同意があつたならば、對價を支拂ふべき者は其の支拂又は供託を爲したる事實を證明する書面を添附し、又支拂延期の承諾を得たときは當事者連署の書面を添附して統制會へ届出づべく、此の場合に於て企業者が登録税額に相當する金額を統制會に納付したならば（委讓令施行規則第四條第四項・第六條第六項）、統制會は礦山監督局長に對して、當該礦業權の移轉又は變更の登録を囑託し、又對價の支拂延期の承諾を得た旨の届出のあつた場合には、當該礦業權の移轉又は變更の登録と同時に、當該礦業權に付て抵當權設定の登録を囑託すべきである。若し礦山監督局長に於て右の登録を爲したならば、裁定申請ありし旨の登録を抹消しなければならぬ（委讓令第四條・第七條）。尙此の點に付ては後に詳述する。

本法第九條に依ると對價の供託を以て支拂と同一の効果を定めて居る。即ち、（一）對價を受くべき者が其の受領を拒みたる時、又は之を受領する能はざる時、（二）裁定中對價に付不服ある爲め出訴あるとき、（三）礦業權に付て抵當權の設定があるとき（尤も抵當權者の同意があれば供

託を爲さず直ちに支拂ふことが出来るから供託を要しない）には對價を供託すべきであり、對價の供託が爲された場合に於て若し礦業權に抵當權が設定してあれば、抵當權者は右の供託金に對して其の權利を行ふことが出来るのである。

然しながら茲に所謂「權利ヲ行フコトヲ得」と謂ふのは、礦業法第六十九條の様によつて物上代位の趣旨であるか、或は供託物に對して權利質を設定したものと解すべきか疑問である。法文の上でも民法第三百四條第一項但書では、代位物の拂渡又は引渡前に差押を爲すことを要する旨を定め、礦業法第六十九條但書でも同一趣旨を規定して居るに拘らず、本法では右但書の如き規定を缺いて居る點や、本條に依る供託が抵當權者保護の爲に爲されるものである關係からして、供託物に對し法律上當然に權利質を設定したものと解すべきである。

企業者が裁定に於て定められた指定期日迄に對價の支拂を爲さず、又は供託をしなかつたときは、礦業權者は對價を支拂ふべき者に對して六十日を下らない一定の期間を定めて、對價の支拂又は供託を爲すべき旨を催告することが出来る（法第一〇條第一項）。若し企業者に於て右の指定期間内に、尙對價の支拂又は供託をしなければ裁定は其の效力を失ふ（同條第二項）。

尤も此の場合に於ては礦業權者は催告を爲した事實を證明する書面を添附して、對價の支拂又は

供託のない旨を統制會長に届出でなければならぬ（法施行令第七條・委讓令第三條第一項第六號・第六條第一項第七號・第四條・第七條）。又若し企業者に於て裁定中に定められた對價の支拂又は供託を爲した場合には（鑛業權者からの催告に依り支拂又は供託を爲した場合を含む）、其の事實を證する書面例へば對價の領收證又は供託證書等を添附して、統制會に届出づべきであることは前に述べた。

又鑛業權者が對價の全部又は一部に付支拂延期を承諾したならば、企業者と鑛業權者の連署を以て統制會へ届出づべきである（法施行令第四條及右摘示委讓令の規定）。

註 行政官廳職權委讓令第三條第一項第五號・同令第六條第一項第六號に基く本法第四條第二項の規定に依る前記裁定は、石炭統制會及鑛山統制會に於て之を處理することとなつたから、裁定の申請も又統制會に對して爲すを要する。又右委讓令第三條第一項第六號・同令第六條第一項第七號に依れば、重要鑛物増産法施行令第四條・第五條及第七條の規定に依る届出の受理、及同令第九條・第十條の規定に依る軍需大臣の職權は、統制會に委讓せられたから、前記の各種届出は統制會に對して爲すべく、又前記事項の處理は統制會に於て之を爲すのである。随つて統制會に於ては重要鑛物増産法施行令第三條及第六條の規定に拘らず、行政官廳職權委讓令の規定に據り事務の處理を爲すべきであるから、統制會に於て前記裁定の申請書を受理したとき、又統制會自らが重要鑛物増産の爲に鑛業權の讓渡・事業設備の讓渡或は鑛區増減の必要ありと認めて、鑛業權者に對して其の旨の命令を爲したときは、裁定申請書又は命令書の

複本を添附して、鑛山監督局長に對し當該鑛業權に付決定の申請、又は命令のあつた旨の登録の囑託を爲すのである（委讓令第四條第一項及第三項並に同令第七條）。  
若し裁定又は決定に於て定められた對價の全部の支拂を爲し、又は供託したる場合の鑛業權の移轉、又は鑛區變更の登録の囑託に付ても亦同様である（委讓令第四條第二項・同令第七條）。

## 第二項 決定

前項に於て述べたところとは異り本法第五條に於ては、企業者からの働掛けに依るのではなく、政府（行政官廳職權委讓令第三條第一項第五號・同令第六條第一項第七號に依り統制會へ委讓された）に於て重要鑛物の増産を圖る爲に必要ありと認めた場合に、鑛業權若くは事業設備の讓渡、又は隣接鑛區との間の鑛區の増減に付、當該鑛業權者に對して重要鑛物の増産を圖らむとする者と、協議を爲すべきことを命ずることが出来ることを規定した。

右の命令に依つて企業者と鑛業權者との間に於て協議が進められて、鑛業權の讓渡又は鑛區増減の協議が調へば、夫々其の登録を爲すことが出来るのであり、若し鑛業權者が協議を爲さず、若くは協議をすること能はず、又は協議が調はなかつたときは、統制會は右の命令に即した決定を爲すことを得るのである。統制會に於て鑛業權若くは事業設備の讓渡又は鑛區の増減に付決定を爲さむ

とするときは、期間を指定して關係人に意見書提出の機会を與へることを要する（法施行令第一〇條・委讓令第三條第一項第六號・第六條第一項第七號）。又統制會に於て右の決定を爲すときは其の理由を附することを要し（法施行令第一一條第一項）、該決定書の謄本は重要鑛物の増産を圖らむとする者・鑛業權者・事業設備の所有者及關係人に交付すべく（同條第二項）、又該決定は官報を以て公示するのである（法施行令第一二條）。右決定は本法第四條の裁定と同様の效力を生ずるのであるから、

- イ 鑛業權の讓渡又は鑛區の増減に付協議すべき旨の命令のあつたときは其の登録を爲すこと、
  - ロ 統制會から協議を爲すべき旨の命令があつてから、本法第十條第二項の規定に依り決定が其の效力を失ふとき迄の間は、鑛業權の讓渡又は鑛區の分合・増區若くは増減區を爲し得ないこと、
  - ハ 決定中に於て鑛業權者に對して支拂ふべき對價及其の支拂方法を定めること、
  - ニ 對價に付不服ある者は通常裁判所に出訴し得ること、
  - ホ 對價の供託及抵當權者の保護、
  - ヘ 對價の供託又は支拂の遅延に依る鑛業權者の催告及其の効果、
- 等は總べて裁定の場合に付て説明したところと同一である。尙前項に於て述べた如く石炭統制會及

鑛山統制會は、行政官廳職權委讓令及同令施行規則に依り、前記裁定に付て述べたると同一の職務權限を有するから、之等事務處理の態様及其の効果に關しては、裁定に付ての説明を参照すべきである。

## 第二章 使用權

### 第一節 使用權の性質

從來鑛業法及砂鑛法の建前としては、鑛業權又は砂鑛權の賃貸借所謂斤先掘契約は、鑛業法第十七條に違背するので無効であるとされて居た。然るに改正法は其の第十七條ノ二乃至第十七條ノ二十五なる二十四箇條に互る詳細な規定を設けて、鑛業權及砂鑛權の使用權を認めたのである。之れ彙にも述べた様に、重要鑛物増産の爲の臨時的措置として登場したものであるが、其の運用の結果に依つては、將來の鑛業法及砂鑛法の改正に大なる示唆を與へるものとして注目される。

然らば此の使用權の性質如何と謂ふ點に付ては頗る議論があり、法案審議の委員會に於ても大い

に論議せられたところである。即ち第十七條ノ二に於ては「礦業權ハ本法ノ定ムル所ニ從ヒ之ニ使用權ヲ設定スルコトヲ得」と規定し、第十七條ノ三に於ては「使用權ハ使用礦區ニ於テ礦物ヲ掘採シ及之ヲ取得スル權利ヲ有ス」と規定し、恰かも礦業法第四條第二項本文の「礦業權者ハ礦區ニ於テ其ノ許可ヲ受ケタル礦物ヲ掘採シ及之ヲ取得スル權利ヲ有ス」とある趣旨と全く同一であり、且又使用權が登録に因つて發生すること（法第一七條ノ九）、使用權は物權であり不可分なりとの礦業法第十五條及第十六條の準用あること（法第一七條ノ二）、使用權處分の制限（法第一七條ノ六）等、殆ど礦業權と同一趣旨の規定がある關係上、使用權は礦業權の上に更に礦業權を設定するものではないかとの疑問を生じたが、議會に於ける政府委員の説明に依れば使用權は一種の物權であり、用益物權的な性質を有するものであるから、礦業權とは全然別個の權利であり、使用權は礦業權の上に設定せられた一種の物權で、然かも存續期間の定めがある外、其の設定・變更・移轉及消滅は原則として政府の許可事項、又は命令事項として強度に管理せられる點、或は礦區の一部分又は一礦區の内に數個の礦床があれば、それが同一礦物であつても、其の内の一又は二の特定礦床に對して使用權の設定せられ得る點等を擧げ、要するに使用權は暫定的、且つ部分的な權利に過ぎないと説明して居る。隨つて使用權が礦業權でないことは明瞭になつたのである。

故に茲に謂ふ所の使用權とは、礦業法又は砂礦法上の他人の土地に對する使用權とは全然異り、「他人の礦區又は砂礦區の全部又は一部に於て礦物の掘採・取得を目的として、期限及使用料を定めて設定せられた物權である」と解する。今之を分析説明すれば、

イ 使用權は礦區又は砂礦區の全部又は其の一部に對して設定せられる物權である。

礦業權は礦業法第十六條に依り原則として不可分であるから、礦業權の一部に對して讓渡、又は抵當權（採掘權に限る）の設定等を爲し得ないのであるが、使用權は礦業權の讓渡でもなく、又礦業權に對する礦業權の設定でもないから、礦業權の目的たる土地の區域の全部に及ぶことを要しない。勿論礦區の全部に對する使用權の存在は法の禁ずるところではなく、寧ろ普通の使用權は此の場合であるが、第十七條ノ五に依ると「使用權ハ特定ノ礦床ヲ目的トシテ之ヲ設定スルコトヲ得」と規定して居る點からすれば、同一の礦區に於て同一の礦物を目的とする數個の礦床の存する場合は勿論、同一地域に於て異種の礦物を目的とする礦業權の並存する場合に於て、各礦業權に對する使用權の設定も又有効に爲し得るものと解すべきであり、礦區の一部に對する使用權の設定は、礦業權不可分の原則に對して如何なる關係に在るかとの疑問もあるが、私は此の場合は法律の規定に基き、主務大臣から礦區の増減又は分合を命ぜられた場合と同様、法律の規

定に基く例外であると解する。

■ 使用權は使用礦區に於て礦物を掘採し及之を取得する爲め土地を使用する物權である。

之れ本法第十七條ノ三に規定するところであるが、曩にも述べた如く此の規定の立言法は、恰かも礦業法第四條第二項本文と同様であるから、議會に於ける同法委員會に於ても政府委員は、礦業權と使用權とは同一であると説明した爲め疑義を生じ、結局右は使用權の權利の内容、即ち礦物の掘採・取得と謂ふ點では同一であるが、法的性質は全然別個の權利であると辯明した程である。随つて使用權は礦業權者から礦業權の設定せられた礦區の全部又は一部に於て、許可礦物を掘採・取得する權利を附與せられ、又は法律の規定に基いて設定せられるのであるから、使用權は礦業權それ自體ではなく、又使用權者は礦業權者ではないから、礦業權者の様に礦區の分合・礦區の増減・礦區の訂正・礦區の改正・掘進増區又は掘進礦區の訂正・試掘權の採掘權への變更及礦種名の變更や、礦業權表示の變更等は之を爲し得ない。但使用礦區の増減は礦山監督局長の許可に依つて爲し得るのである（法第一七條ノ一四・第一七條ノ一一）。

我が民法に於ては土地に關する使用關係に付、地上權及永小作權なる物權を認むる一方、債權的性質を有する賃貸借を認めて居る。即ち地上權とは他人の土地に於て工作物又は竹木を所有す

る爲に其の土地を使用する權利であり。永小作權とは永小作人が小作料を支拂つて、他人の土地を耕作又は牧畜の爲に使用する權利であり。又土地の賃貸借とは當事者の一方が相手方に對して土地の使用及收益を爲さしむることを約し、相手方は其の對價として賃金を支拂ふことを約する契約關係であり。右三者は孰れも他人の土地を使用することに付ては差異はないが、其の使用目的及法律上認められた效果から差異を生ずるに過ぎない。

然かも借地法に於ては地上權と賃貸借とを同一視し、民法に於ても債權關係である賃貸借と雖も登記をすれば第三者に對抗が出来る（民法第六〇五條）。又地上權でも登記がなければ、之を以て第三者に對抗することを得ない（民法第一七七條）のみならず、建物保護法に迄押し進めて觀ると、立法の傾向としては兩者は益々近接の一途を辿り、學說としても賃貸借物權論の生ずる所以である。

然らば本法に謂ふ所の使用權は右孰れの部類に屬する權利であるかと謂ふに、等しく用益物權であつても地上權では地代や、存続期間の定めは必要な要件ではないが、使用權では使用料（法第一七條ノ一六・第一七條ノ一〇及同條ノ一三）・存続期間（法第一七條ノ七）は其の必要な要件である點は、寧ろ賃貸借に近似し地上權とは異なるが、使用權には礦業權者の承諾を要せず使用

權者の任意に依る讓渡性が認められた點（法第一七條ノ六）は、物權として必然的な結論で、地上權と同様で賃借權とは異つて居る。

随つて使用權を以て土地の賃借權とか、又は地上權とかの典型的な權利に當敵めるには難點があり、結局兩者を含む借地權に類似する物權であると解するの外はない。

要之に礦業權が礦區内に埋藏する礦物を掘採し之を取得する爲に土地を使用することに存し、土地を直接支配する權利であると同様、礦業權者の有する右權能を使用權者に附與するに在る以上、使用權は礦業權の設定せられた礦區内に存する礦物を掘採し之を取得する爲に、土地を使用する物權であると謂はねばならぬ。

（ハ）使用權は存續期間の定めある物權である。

地上權は前述の様に存續期間の定めは其の要件ではないが、土地の賃借權又は借地權では之を要件とし、唯期間の定めなきものも一定期間を以て終了するのである。使用權も亦存續期間が定められて居り、重要礦物増産法第十七條ノ七に於ては、使用權は一定期間を限るものとすべき旨を定めて居る。然しながら民法の買戻權の様に最長期限の定めはないが、本法が臨時的・暫定的立法である點から觀察すれば、法律の趣旨は最長五箇年を超へざるものと解すべく、又之より短

き期間を定むるも、之を更新することを得るは勿論である（法第一七條ノ七第二項）。又反對に當事者の合意を以て之を短縮することも許容せられて居る（法施行規則第七條ノ二）。

使用權の存續期間の定めは礦業權者と使用權を得むとする者との契約に依るべきは當然であるが、若し當事者間に協定の出来ない場合に於ける裁定又は決定に因つて使用權の設定される場合には、之等處分の内に於て期間を定むべきである。

## 二 使用權は使用料の支拂を要件とする物權である。

重要礦物増産法に於ては、使用權の設定に伴ふ使用料の必然性を規定しては居ないが、第七條に於て礦業權の強制讓渡、又は隣接礦區との間に礦區の強制的な増減を爲すに付、鑛山監督局長が裁定又は決定を爲す場合に於て、礦業權者に支拂ふべき對價、及其の支拂時期を定むることを要する規定は、第十七條ノ十六に於て使用權の設定に準用せられて居るから、使用權設定の裁定又は決定を爲す場合には、鑛山監督局長は常に礦業權者に對して支拂ふべき使用料、及其の支拂時期を定むることを要する。又改正法第十七條ノ十に於て、使用權は使用權設定の登録前に於て既に當該礦業權に付て登録を爲したる抵當權、又は當該礦業權の屬する礦業財團に付抵當權の登記ある債權者に對しても、效力のあることを規定して居ると同時に、之等抵當權者保護の爲に、使

用權者が礦業權者に對して支拂ふべき使用料を供託することを要する旨を定めた點、又は第十七條ノ十三に於て礦産物の價格の變動其の他の事由に依り、使用料の額が不相當となりたる時は、當事者は將來に向つて其の増減を請求し得ることとした點等からすれば、使用權が當事者の契約に依りて設定せらるると、將又礦山監督局長の裁定又は決定に因つて生ずるとを問はず、使用料の定めは其必須要件であると解さねばならぬ。

## 第二節 土地物權たる使用權

使用權は礦業權と同じく絶對權であり、排他的効力がある。使用權者は使用礦區に於て許可礦物を掘採し之を取得する權利であるから、其の權利の内容としては礦業權と同一であり、礦業法第十五條に依つて物權である（法第一七條ノ二二）。

隨つて一般の物權と同じく排他的効力がある。茲に所謂物權の排他性とは、物權は積極的には物を直接支配する權能があると同時に、他面物權者以外の者は、之を妨害してはならぬと謂ふ不可侵性を有することを意味する。故に使用權者は使用權の設定せられた地域に於て礦業權者の得た許可礦物に付、之を掘採し取得する排他的・獨占的の權利を有して居るから、同一礦區に於て同一礦物

を目的として（但礦床が異れば使用礦區の重複は存在する、法第一七條ノ五第一項後段）、別個の使用權を設定することは出来ない（法第一七條ノ五第二項）。

故に第三者は勿論礦業權者と雖も使用權の設定せられた使用礦區内に於て、礦物を掘採し取得することは許されない。蓋し礦業權者と雖も一旦使用權の設定せられた以上は、該地域に於て礦業を爲す權利・義務は使用權者に移轉したのであるから素より當然のことであり、改正法第十七條ノ四第二項に於て「礦業法又ハ砂鑛法ノ規定ニシテ使用權者ノ礦業若ハ砂鑛業ニ關シ適用若ハ準用スヘキモノニ依ル礦業權者ノ權利義務ハ（中略）使用權ノ設定又ハ消滅ト共ニ使用權者又ハ礦業權者ニ移轉ス（後略）」と明記した所以である。

隨つて若し第三者は勿論礦業權者が、該使用礦區に於て礦物の掘採・取得を爲せば、使用權者に對する權利の侵害となり、損害賠償義務を負擔するは勿論、礦業法第九十四條に依り處罰せられる。

又使用權は礦業權と同様不可分であるを原則とする。改正法第十七條ノ二十二は礦業法第十六條の規定を準用して居るから、使用權は不可分である。使用權の不可分と謂ふのは、礦業權のそれと同じく、法令に據るに非ずして使用權者が一個の使用權を分割して、可分的權利の目的とすること

を得ない趣旨である。故に使用權の一部を分割して他人に讓渡し、又は使用權の共有は存しない。尤も改正法第十七條ノ十四及同條ノ十六では使用礦區の増減を認めて居るけれども、之は法律の認めるところであるから、使用權不可分の例外としては認されるのである。

唯礦業法では二人以上の者が、一礦業權を共同して享有することが許され、此の場合の共同礦業權者相互間の關係は、民法の組合と看做されるのである（礦第七條）が、使用權には同條の準用がないから、重要礦物増産法では共同使用權なるものは認めないのであり、礦業法では共同礦業權の存在を、礦業權不可分の例外であるが如く説かれて居るが、使用權には此の種の例外も存しないのである。

其の他使用權が不動産物權として、民法其の他不動産に關する規定の適用又は準用せられることや、使用權者の使用權行使に因る使用礦區内に存する礦物支配權に關しては、礦業權のそれと同一であるから第一章第二節第二項及第三項の解説を参照すべきである。

### 第三節 使用權の内容

#### 第一項 使用礦區

#### 一、概 説

礦區が礦業權の登録を得た土地の區域であると同様に、法律は使用礦區の意義を明かにし第十七條ノ五に於て、「本法ニ於テ使用礦區トハ使用權ノ登録ヲ得タル土地ノ區域ヲ謂フ」と規定して居る。然して本法第十七條ノ二十二第二項に於ては、礦業法第九條第二項本文前段を準用して居るから、使用礦區の境界は直線を以て定め地表境界線の直下を以て限界とするのであるが、第十七條ノ五第一項に依ると特定の礦床を目的として使用權の設定を爲し得ることを定めて居るから、右境界の定めは特定礦床に付使用權の設定せられた場合には自ら制限せられるのである。即ち一礦區の内に於て異種の礦物を目的とする礦業權が並存する場合（礦第四三條ノ三）に於ては、各礦業權に付別個の使用權を設定し得べく、又は同一礦區内に於て同一礦物を目的とする二以上の礦床の存する場合には、特定の礦床に對して使用權の設定をも爲し得るのであるから、同一礦物を目的とする一礦業權に付數個の使用權が設定せられ得るのである。

然しながら同一礦區内に於て數個の使用權が並存し、各使用權者が独自の事業計畫に基いて礦業を爲すときは、濫掘等に依り礦利を損する虞あるのみならず、他の使用權者の礦業を著しく阻害することとなる危険があるので、本法第十七條ノ二十二第二項では礦業法第四三條ノ三及砂礦法第



五條の規定を準用した。其の結果同一鑛區に於て使用權者の鑛業の重複する場合、又は使用權者と鑛業權者の鑛業と重複する場合に於ては、使用權者は鑛業權者又は使用權者に對して鑛物の採掘・試掘及採取に付て協議をすることを要する。若し協議を爲すこと能ざる場合又は協議不調の場合には、使用權者又は鑛業權者は鑛山監督局長に對し裁決の申請を爲すことが出来るが、右の裁決に不服な者は主務大臣に對して訴願を提起することが出来るのみならず、違法に權利を傷害せられたとする者は行政訴訟の提起を許されるのである（砂第五條）。尙協議・裁決若くは判決等に因つて鑛業の並存する場合に於ても、其の重複する部分に於ける鑛業が、他人の鑛業に妨害ありと認められたときは、鑛山監督局長は使用權者に對して、妨害の排除又は鑛業の停止を命ずることが出来るのである。使用權者が右の命令に従はなかつたときは使用權の取消を爲し得るのである（法第一七條ノ二・鑛第七二條）。

## 二、使用鑛區の變更

使用鑛區は之を増減することが出来る（法第一七條ノ一四）。然しながら使用鑛區の増減に付ては、使用權設定の場合と同様鑛山監督局長の許可を受けなければならぬ。又鑛山監督局長は使用鑛區の増減に關する許可に條件を附することも出来る（法第一七條ノ一四第二項・第一七條ノ一

120。

使用鑛區の變更として本法に認めて居るのは、使用鑛區の増區・減區・増減區（法第一七條ノ一四）及其の改正の四種であり、使用鑛區の増減の内にも當事者間の契約に因る場合と、鑛山監督局長の裁定又は決定に因る場合とがあるから之を概説する。

イ 任意の使用鑛區の増減は使用權者と鑛業權者との合意（鑛業權者が使用鑛區に該當する部分に付、鑛區の減區を出願せむとする場合に於て使用權者が之に承諾を與へむとする場合には、鑛山監督局長の許可を要することは後に述べる）に因つて爲されるのであるが、鑛山監督局長の許可を要するから、使用權者より鑛山監督局長に對して其の許可を申請すべきである。

使用鑛區増減の許可申請書に記載すべき事項及添附書類に付ては、使用權設定の許可申請に關する本法施行規則第七條ノ十第一項及同條第二項中第一號乃至第五號の規定が準用されて居るか（法施行規則第七條ノ一二）之を列記すれば、（一）當該使用鑛區の所在地、（二）當該鑛業權及使用權の登録番號、（三）鑛種名、（四）當該鑛業權者の氏名名稱及住所、（五）申請面積、（六）特定鑛床を目的とする使用權に於ては其の鑛床、（七）使用權の存續期間、（八）使用鑛區の増減を必要とする理由、（九）申請人の氏名名稱及住所等であり、該申請書に添附すべき書

類としては、(一) 使用鑛區増減に關する契約書、(二) 使用鑛區圖(新舊區域の關係を明示することを要する、法施行規則第一三條)、(三) 特定鑛床を目的とする使用鑛區の増減に在りては鑛床圖(平面圖及截面圖の二種を要する)の説明書、(四) 鑛業又は砂鑛業の價值に關する説明書、(五) 事業目論見書等である。

前にも述べた如く使用權設定契約は鑛山監督局長の許可を要しないが、一旦使用權の設定された後に之を變更せむとする場合には、鑛山監督局長の許可がなければならぬ。然しながら契約の變更が使用鑛區の増減に關する場合には此の許可を要しない(法施行規則第七條ノ一〇第三項)。

□ 使用鑛區の改正と謂ふのは使用權設定の登録を経たる後に於て、鑛山監督局長の錯誤に因つて使用權の設定を許可したことが判明した場合には、本法第十七條ノ二十二に於て準用する鑛業法第三十八條の規定に依り、其の錯誤が重大で全然使用鑛區と爲すことの出来ない地域、又は使用權の設定せられた地域の全部が他人の使用鑛區と重複するが如き場合には、使用權を取消すべきであるが(鑛第三八條第一項)、右の錯誤が其の程度には達しないが、使用鑛區の一部に付て既に使用權の設定されて居る場合、又は使用鑛區として決せられて居る地域が、當該鑛業權者の鑛業權の範圍に屬しない様な場合、即ち當初許可せられた使用鑛區の一部は適法であるが、一部分

は其儘存續せしめ得ない場合には、使用權者をして使用鑛區の改正を命じ得るのである(鑛第三八條第一項)。

鑛山監督局長から使用權者に對して、使用鑛區改正の命令が發せられたならば、使用權者は命令書到達の日より三十日以内に使用鑛區改正の出願を爲すことを要し、若し該期間内に其の出願を爲さなければ使用權は取消される(法第一七條ノ二二・鑛第三八條第二項)。

使用鑛區改正の許可申請は鑛山監督局長に對して爲すべく、其の申請書に記載すべき事項並に之に添附すべき書類は、前號(イ)に於て述べた所と同一である(法施行規則第七條ノ一二及同條ノ一三)。

ハ 使用鑛區の増減及改正の許可申請を爲すには、鑛業及砂鑛採取業ニ關スル手数料ノ件に従ひ手数料を納付すべく、又之が登録を爲すときは登録税を納付しなければならぬ。然して其の手数料及登録税は左の通りである。

甲 手数料

- 1 試掘權を目的とする使用權の使用鑛區變更の許可申請  
増區又は増減區は一件に付金十圓

減區及改正は一件に付金一圓

2 採掘權を目的とする使用權の使用礦區變更の許可申請

増區又は増減區は一件に付金十五圓

減區並に改正は一件に付金一圓

3 砂礦權を目的とする使用權の使用礦區變更の許可申請

増區又は増減區は一件に付金三圓

減區又は改正は一件に付金五十錢

乙 登録税

1 試掘權を目的とする使用權の變更登録

増區又は増減區は一件に付金五圓

減區は一件に付金一圓

2 採掘權を目的とする使用權の變更登録

増區又は増減區は一件に付金十圓

減區は一件に付金二圓

3 砂礦權を目的とする使用權の變更登録

増區（採取區域河床は二里迄其の他は十萬坪迄を一件とす）は一件に付金一圓五十錢

減區は一件に付金二十錢（但し増區と同時に爲す減區は本號に據るのではなく増區の場合に

準すべきである）

三、礦區の變更

礦業法第三十五條では採掘權者に限り礦區の合併・礦區の分割・礦區の一部の分割と他礦區への合併を主務大臣に出願し得る旨を定めて居る。茲に所謂礦區の合併とは、隣接する二個以上の礦區を合せて一個の採掘礦區とすることであり、二個以上の礦業權は一個の礦業權となるのである。又礦區の分割とは一個の礦區を區分して、二個以上の礦區と爲し、二個以上の礦業權に變更することである。又礦區の一部の分割と合併と謂ふのは、礦區の一部を分割して之を他の礦區に合併する場合で、一方に於ては分割に依り礦區の減少を來し、他方に於ては合併に依り礦區の増加を來すのである。

然るに本法第十七條ノ十二では、若し礦業權に對して使用權が設定せられた場合に於ては、使用礦區に該當する礦區に付て礦區の分合・減區又は増減區を出願せむとする場合には、先づ使用權者

の承諾を受くることを要するものとした。蓋し使用權の設定せられて居る使用礦區に該當する地域に付て、右の様な礦區の變更を礦業權者の任意に爲し得るものとするれば使用權者は礦業權者の意思のみに依り、使用礦區の減少等を招來し、使用權の設定を得た目的を達成し得ない結果となるので、之を保護する爲に設けられた規定で素より當然である。

使用權者が右の承諾を爲さむとする場合に於て、礦區の變更が滅區なるときは、使用礦區に付ての滅區を鑛山監督局長に申請し其の許可を受くるか、又は存續期間満了前の使用權の消滅の許可を受くることを要する（法施行規則第七條ノ一一）。

### 第二項 使用權の存續期間

使用權の存續期間は一定期間を限ることを要するから、民法の賃貸借や借地法・借家法に於けるが如く、期間の定めなき場合の擬制期間は存しない。随つて「本法の施行期間中存續す」と謂ふが如き場合には、期間の定めなき使用權ではなくて一定期間の定めあるもの、即ち五箇年の存續期間を有するものと解すべきである。使用權の存續期間は之を變更することが出来る。茲に所謂使用權の存續期間の變更とは、（イ）使用權の存續期間の更新、（ロ）短縮、（ハ）存續期間満了前の消滅の三場合であるから之を概説する。

イ 使用權の存續期間の更新と謂ふのは、鑛山監督局長の許可を受けて使用權の存續期間の満了前に、使用權者と礦業權者との合意を以て更に一定期間使用權を存續せしむることの義である。

重要礦物増産法第十七條ノ十一に依り使用權の設定を受けむとする者は、同法施行令第七條ノ十の規定に依り、鑛山監督局長に對して使用權設定の許可申請を爲すことを要し、該申請書には使用權の存續期間を記載すべく、又該申請書に添附すべき使用權設定契約書には、當然其の存續期間に關する定めを爲すべきであるが、該契約書の内容に付ては事前に鑛山監督局長の許可を要しないことは既に述べた。然るに一旦使用權設定の許可を得た後、更に契約書の内容を爲す使用權の存續期間を變更して之を更新せむとする場合には、鑛山監督局長の許可を必要とする。蓋し存續期間の更新は、畢竟使用權の設定に比すべきである關係上當然と謂はねばならぬ（法施行令第七條ノ一〇第二項）。

使用權の存續期間の更新に付許可を申請するには、存續期間満了の日前一月以上六月以内に鑛山監督局長に對し、（一）使用礦區の所在地、（二）使用權の登録番號、（三）使用權者の氏名名稱及住所、（四）更新を必要とする理由、（五）使用權の存續期間中に於ける年別稼行實績を記載した許可申請書に、（一）使用權の存續期間更新に關する契約書、（二）更新後に於ける事

業目論見書を添附することを要する（法施行規則第七條ノ二第三項・第四項）。尙此の場合の手數料は昭和十八年勅令第四百六十六號鑛業及砂鑛採取業ニ關スル手數料ノ件に依り、試掘を目的とするものに在りては一件金十圓・採掘を目的とするものに在りては一件金十五圓・砂鑛區を目的とするものに在りては一件金三圓である。

鑛山監督局長に於て使用權の存續期間を更新する旨の許可處分をしたならば、之を申請人に通知することを要する（法施行規則第七條ノ一七第五項及第一項）。申請人は右の通知を受けた日から三十日以内に登録税を納付することを要する（尤も鑛業法施行細則第三六條と同じく、右の期間内に登録税納付書を差出したるも、許可通知書を添附しなかつた爲め不受理の處分を受けたときは、處分後五日間内は有効に登録税の納付が許される）。登録税は第一項の通知を受けた者若くは其の代理人が、鑛山監督局へ出頭し又は書留郵便を以て之を納付すべきであり、其の額は（一）試掘權を目的とするものに在りては一件に付金十圓、（二）採掘權を目的とするものに在りては一件に付金二十圓、（三）砂鑛權を目的とするものに在りては採取區域が河床二里迄、又は其他の砂鑛區に於ては十萬坪迄を一件とし、一件毎に金一圓五十錢であり、之を納付書に收入印紙を貼用して納付することを要する（法施行規則第七條ノ一七第五項及第二項乃至第四項）の

であり、申請人より右登録税の納付があれば、鑛山監督局長に於て使用權の存續期間の更新の登録を爲す（法施行令第一二條ノ七第二項）。

□ 使用權の存續期間の短縮とは、鑛山監督局長の許可に依り使用權の存續期間満了前に於て、使用權者と鑛業權者との合意に依り、該存續期間の内將來の一定期間に關する權利を消滅せしむることの義である。

使用權の存續期間の短縮は其の更新と同じく、鑛山監督局長の許可を受くることを要する。然して其の申請書は短縮に依る存續期間満了の日前、一月以上六月以内に提出することを要するのであり、其の許可申請書には、（一）使用鑛區の所在地、（二）使用權の登録番號、（三）使用權者の氏名名稱及住所、（四）短縮を必要とする理由、（五）使用權の存續期間中に於ける年別稼行實績等を記載した申請書に、使用權の存續期間短縮に關する契約書を添附することを要する（法施行規則第七條ノ二第三項及第四項）。

尙期間の短縮許可申請の手數料は、前示鑛業及砂鑛採取業ニ關スル手數料ノ件に依り、試掘及採掘を目的とするものは共に一件に付金一圓、砂鑛權を目的とするものは一件に付金五十錢である。

鑛山監督局長に於て許可を爲したるときは、之を申請人に通知すべく、登録税の納付があれば使用權の存續期間短縮の登録を爲すべく、此の場合の登録税に付ては登録税法第十四條第十三號ノ二に準じ、試掘權及採掘權を問はず一件毎に金五十錢、又砂鑛權を目的とするものに在りては、同法第十五條第九號ノ二に依り一件に付金二十錢である。尙許可通知・登録税の納付等に付ては右(イ)の場合と同様である。

ハ 使用權の存續期間の更新及其の短縮は、孰れも使用權者と鑛業權者との間の合意即ち契約に因るものであるが、本號の使用權の存續期間滿了前の使用權の消滅は、使用權者又は當該鑛業權者の申請に依り、鑛山監督局長の許可に基き將來に向つて使用權を消滅せしむることの義である。使用權者又は當該鑛業權者が使用權の存續期間の滿了前に使用權を消滅せしめむるときは、本法第十七條ノ十五第一項及同法施行規則第七條ノ十五の規定に依り、鑛山監督局長の許可を受けなければならぬ。唯茲に注意すべきは、同じく存續期間滿了前の使用權の消滅であつても、本法第十七條ノ十九第五號に依る使用權の取消された場合・當該鑛業權の消滅に因る使用權の消滅の場合・當該鑛業權の變更に因る使用權の消滅した場合・若くは當該鑛業權と使用權とが同一人に歸屬し混同に因り使用權が消滅した場合等は、本號には該當しないから、鑛山監督局長

の許可を要しないのである。随つて本號は使用權者又は當該鑛業權者が使用權の存續期間滿了前に、使用權を消滅せしむることを直接の原因とする場合、例へば本法第十七條ノ十二に依り、鑛業權者が使用鑛區に該當する部分に付て、鑛區の分舍・減區又は増減區を爲すには、使用權者の承諾を要するものであるが、使用權者が鑛區の減區の承諾を爲さむとする場合には、使用權の存續期間の滿了前の使用權の消滅に付、鑛山監督局長の許可を要することとした場合の如く(法施行規則第七條ノ一一)、又は使用權者が廢業を爲さむとする場合の如きである。

使用權の存續期間滿了前の使用權の消滅に關する許可申請書には、(一)使用鑛區の所在地、(二)使用權の登録番號、(三)鑛種名、(四)消滅を必要とする理由を記載することを要し、且つ使用權設定契約の消滅に關する書類を添附しなければならぬ(法施行規則第七條ノ一六第一、二項)。尙該申請に付ては前掲勅令に依り試掘權及採掘權を問はず之を目的とする使用權に在りては一件に付金一圓、砂鑛權を目的とするものに在りては一件に付金五十錢の手續料を納付することを要する。

鑛山監督局長に於て使用權の存續期間の滿了前の使用權の消滅を許可したときは、其の旨を使用權者に通知すべく、該通知を受けてから三十日以内に登録税を納付すべきこと、其の他に關する

諸手續は、總て右（イ）に於て述べた所と同一であるから再説しない。尙本號に依る登録税は右（ロ）に於けると同様、試掘權及採掘權を目的とする使用權に付ては孰れも一件に付金五十錢、砂鑛權を目的とするものに在りては一件に付金二十錢であり、右登録税の納付があれば鑛山監督局長に於て其の旨の登録を爲す（法施行令第一二條ノ七）。

## 第三項 使用料

## 一、概 説

斤先掘契約に於ては斤先料の支拂は、土地の賃貸借の場合に於ける賃料に相當するもので、契約の要件たるの觀があつた。使用權に付ては前にも述べた通り使用權の設定に付、直接使用料の額及支拂方法を定むることを要する旨の規定はないが、裁定又は決定に因り使用權が設定せられた場合には、其の裁定又は決定中に於て、鑛業權者に對して支拂ふべき使用料、及其の支拂時期を定めることを要すとして居り（法第一七條ノ一六・第七條・法施行規則第七條ノ一九及第五條）、又第十條ノ十では使用權は使用權の設定登録前に於て、既に當該鑛業權に對して登録した抵當權者（鑛業抵當權をも含む）があつても、其の抵當權者に對抗し得る旨を定めて居るのであるが、斯くては抵當權者に不測の損害を及ぼす虞があるので、使用權者が鑛業權者に對して支拂ふべき使用料を供

託することを要すとした點、又は第十七條ノ十三に於て使用料の増減を爲し得ることを定めた點等からすれば、使用權が當事者の協議に因つて生ずる場合であると、又は裁定若くは決定に因つて發生する場合たとを問はず、使用料の定めは使用權設定の要件であると解さねばならぬ。

使用料は使用鑛區に於て鑛物を掘採し取得するの對價であるから、金錢を以て回歸的に支拂はるべきものであり、之が受領權者は鑛業權者であるを本則とする。然しながら前述の様に使用權の設定登録のせられた以前に、當該鑛業權又は鑛業財團に付登記した抵當權者に對しても、使用權を以て對抗し得る關係上、之等抵當權者保護の爲に第十七條ノ十第二項では、右の場合に於ては使用權者は鑛業權者に對して支拂ふべき使用料を、供託することを要するものとした。此の供託は抵當權者保護の爲であるから、若し抵當權者に於て使用料は鑛業權者に直接支拂ふことを承諾したならば、供託を要しないのは勿論である（同項但書）。右の供託は第九條第三號の場合と同一趣旨に依るのであるから、同條第二項と同條第十七條ノ十第三項に於ては「抵當權者ハ供託金ニ對シテモ權利ヲ行フコトヲ得」と規定した。此の趣旨は既に述べた如く、供託せられた使用料に對して權利質を設定したものと解する。

## 二、使用料の増減

使用料は礦物掘採の爲の對價たる性質を有するから、使用權者に於て礦業の實施を爲したるも、礦産物の賣却又は製鍊に依る収益が事業經費・使用料・租稅其の他の支出を償ふに足りないとき、又は礦産物の價格の下落其の他の理由に依り採算の採れない様な場合には、使用權者は使用權の拋棄を爲し得るけれども、期間の定めある使用權に付ては、期間満了前の消滅に付ても礦山監督局長の許可（法第一七條ノ一五）を要するのであるから、一旦設定せられた使用權の任意の拋棄は、此の點に於て制限せられるのである。茲に於て法は之を調節する爲に使用料の減額請求を認めた。又之と反對に礦業權者の側に於ても、使用權者は礦産物の價格の變動其の他の理由に依り、相當の收益あるに拘らず、使用料を従來の儘とするのは公平を失するに至る等の場合には、將來に向つて使用料の増額を請求し得るものとした。要するに使用料の額が不相當となつたときは、當事者は將來に向つて其の増減を請求することが出来るのである。

本條に依る使用料の増減請求は、賃貸借又は借地・借家關係等に於ける賃料増減の請求と同じく、當事者の一方的意思表示に因つて效力を生ずる形成權であるか、或は相手方の承諾に因つて其の效力を生ずる使用料改訂の申込であるか、法文上多少の疑問がある。民法又は借地法・借家法等の解釋としては、賃料増減の請求は形成權と解せられて居るけれども、此の場合に於ても當事者の

表意に依る増減請求が、賃料の額に迄絶對的の效力を認めるのではなく、結局裁判所に於て認定せられた額が、増減請求の時に遡つて效力を有するに過ぎない。

然るに本法に於ては同條後段に於て「此ノ場合ニ於テハ相手方ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ承諾ヲ拒ムコトヲ得ス」と規定して、相手方の承諾を要求して居る點や、第十七條ノ二十一第一項に於て相手方の承諾を得ること能はざる場合には、裁定に因つて之を決する點からすれば、正當の理由の有無・判斷は別として、本條に依る使用料増減の請求は、契約の例に依れば申込であり、相手方の承諾は右申込に對應する承諾たるの性質を有し、此の承諾に因つて使用料増減の契約が成立したものと解すべきである。随つて本條の使用料増減の請求は形成權の行使ではなく、其の旨の契約に因つて效力を生ずるものと解すべく、若し相手方が使用料の増減請求に對して承諾を拒絶し、又は其の承諾を得ること能はざる場合には、礦山監督局長に對して裁定の申請を爲すことが出来る。此の裁定申請に依る礦山監督局長の裁定は、承諾と同一の效力を有するものと解すべきであるから、當事者が之に拘束されるのは當然である。

右の裁定申請を爲すには左記事項を記載した裁定申請書正副三通を礦山監督局長に提出することを要する（法施行規則第七條ノ二一及第五條）。



- 一 當該鑛業權及使用權の登録番號竝に當該鑛業權者及使用權者の氏名稱及住所
- 二 申請の目的及理由
- 三 使用料竝に其の算定の基礎及其の支拂方法

尙右の裁定申請書には、(一) 鑛業權者及使用權者との間に於て使用料増減に關する協議を爲したる顛末、又は協議不能の事由を記載したる書面、(二) 本法施行規則第五條第二項第四號の書類を添附することを要する。

#### 第四節 使用權の設定

前にも述べた様に此の廢法制化された使用權は、既存の斤先掘契約を其の儘使用權に移行せしめるものではなく、其の設定・變更・移轉・消滅等は總て政府の許可事項又は命令事項に屬して居り、時局下鑛物増産上特に必要なものに限られることは勿論である。隨つて既存の斤先掘契約は改正法施行後と雖も素より無効であるのは當然である。

然らば使用權は如何にして設定せられるかと謂ふに、(イ) 本法第十七條ノ十一第一項では「使用權ヲ設定セントスル場合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クヘシ」と規定して居るから、

使用權を得むとする者と鑛業權者との間に於て使用權設定契約を締結した後、政府の許可を受けた上使用權設定の登録(法第一七條ノ八)を受けた場合と、(ロ) 本法第十七條ノ十六第一項に依る裁定又は決定に因り使用權が設定せられ、同條第三項に依り登録を受けた場合とであるから、之を分説する。

##### 第一項 使用權設定契約

使用權設定契約の内容に付ては法令に別段の定めはないが、本法施行規則第七條ノ十に規定されてゐる所の、使用權設定の許可申請書に記載すべき事項、及使用料の額竝に其の支拂時期・使用權存續期間の短縮又は更新に關する特約あるときは其の特約・本法第十七條ノ十八に依り、使用權者が使用權の存續期間を超えて存續すべき事業設備の設置を爲さむとする場合に於ける費用の負擔、竝に該條に因る處理方法・本法第十七條ノ二十に依る使用權消滅の際、現存する事業設備の賣渡に關する事項、其の他使用權行使に必要な事項は之を記載するを便宜とする。

右の如く使用權設定契約は本法其の他強行法規に違反しない限り、當事者間に於て任意に定めることが出来るけれども、一旦使用權設定許可申請書に添附書類として提出した、使用權設定契約書中の契約條項を變更せむときは、該事項が(1) 使用權の存續期間の短縮の場合又は、(2) 使

用鑛區増減に關する場合の外は、契約を變更するの必要ある事由を具申して鑛山監督局長の許可を受けることを要する（法施行規則第七條ノ一〇第二項但書）。蓋し使用權設定の契約は使用權設定の許可に付て重要な資料となり、鑛山監督局長に於ては右の申請を許可するも鑛利を損せず、公益を害せず、寧ろ重要鑛物増産の見地から必要なりと認めて許可したるに拘らず、其の後當事者が自由により契約内容を變更し得るものとすれば、却つて使用權の設定を受くるに急なるの餘り許可に適する契約を爲し、後に至り之を變更することとなるが如く、使用權設定の本來の意義を没却するに至るが爲である。然しながら契約條項中でも存續期間の短縮又は使用鑛區の増減は、夫れ自體鑛山監督局長へ届出で其の許可を受くべき事項であるから、公明を害しないとの理由に據るものとして除外せられたのである。

使用權設定の契約成立後、本法第十七條ノ十一の規定に依り政府に對して許可を申請するには、左記事項を記載した使用權設定許可申請書正副三通を鑛山監督局長へ提出することを要する。

- イ 當該鑛區の所在地
- ロ 當該鑛業權の登録番號
- ハ 鑛種名

ニ 當該鑛業權者の氏名名稱及住所

ホ 申請面積

ヘ 特定の鑛床を目的とする使用權に在りては申請に係る鑛床

ト 使用權の存續期間

チ 使用權の設定を必要とする理由

リ 申請人の氏名名稱及住所

尙右の申請書には左記の書類を添附することを要する。

イ 使用權の設定に關する契約書

ロ 使用鑛區圖

ハ 特定鑛床を目的とする使用權に在りては鑛床圖（平面圖及截面圖の二種に分ちて調製すること）及其の説明書

ニ 鑛業又は砂鑛業の價值に關する説明書

ホ 專業目論見書

ヘ 許可申請者が鑛業の實績を有する者であるならば其の實績の概要

ト 申請者が會社であるならば定款・登記簿謄本・最終の財産目録・營業報告書・損益計算書・利益金の處分に關する書類・株主名簿又は社員名簿  
個人が申請人であれば其の履歷書

使用權設定の許可申請を爲すには昭和十八年勅令第四百六十六號を以て改正された「鑛業及砂鑛採取業ニ關スル手数料ノ件」第一條ノ二に依り、試掘權を目的とする使用權設定の許可申請は一件に付金十圓・採掘權を目的とする場合は每一件金十五圓・砂鑛權を目的とする場合は每一件金三圓（但砂鑛區が河床であれば二里毎に、其の他の場合は十萬坪毎に一件分の手數料を要する）の手數料を納付することを要する。

### 第二項 使用權設定の裁定及決定

#### イ 裁 定

改正法第十七條ノ十六第一項に於ては、本法第四條の鑛業權の強制讓渡、又は隣接鑛區に付ての鑛區の強制的増減に關する裁定に關する規定、及第五條の決定に關する規定は使用權に準用してゐるから、鑛業權者又は既に使用權を有して居る者が重要鑛物の増産を圖る爲に必要とするときは、當該鑛業權者に對して使用權設定に付（使用鑛區の増減に付亦同じ）協議を爲すことが出来るので

ある。若し鑛業權者に對して協議を爲すこと能はず、又は協議を爲すも協議が不調の場合には、使用權を得むとするものは鑛山監督局長に對して裁定を申請することが出来る。尙使用權設定に關する協議を爲す場合に於ては、増産企業者は鑛業權者に對して、三十日を下らざる一定の期間内に諾否の回答を爲すべき旨の申込を爲すことを要する（法施行規則第七條ノ一九・第四條ノ二）。是れ使用權設定に付ての契約の成立を促進し、若し協議不調の場合には裁定の申請を速にせしめる爲である。

使用權設定の裁定申請を爲すには、本法施行規則第七條ノ十九・第五條の規定に従ひ、曩に鑛業權の強制讓渡に關する裁定申請に付て述べた如き事項を記載した書面、及添附書類を具備して鑛山監督局長に對して申請することを要する。

鑛山監督局長に於て右申請書を受理したときは、當該鑛業權に付使用權設定の裁定申請ありたる旨の登録を爲すことを要する（法施行令第三條・同令第一二條ノ一一）。此の場合に於ては鑛山監督局長は申請書の副本を當該鑛業權者に交付し、期間を定めて答辯書の提出を命じ、且つ申請書の要旨を當該鑛業權に付ての關係人に通知して、一定の期間内に意見書を提出せしめる。

鑛山監督局長に於て使用權設定の裁定を爲したる場合に於て、申請人が登録税を納付したなら

ば、使用權設定の登録を爲すのであり（法施行令第一二條ノ一〇）、此の登録の爲されたときは鑛山監督局長に於て、曩に爲した本法施行令第三條の登録を抹消する（法施行令第八條・第一二條ノ一一）。

其の他裁定に理由を附すること、及裁定は官報を以て公示すべきことは、鑛業權讓渡の裁定に付て述べた通りである（法施行令第一二條ノ一一・同第一一條・第一二條）。

#### □ 決 定

又第五條準用の結果は鑛山監督局長に於て、重要鑛物増産の爲め必要ありと認めたらば、當該鑛業權者に對して重要鑛物の増産を圖らむとする者と、使用權の設定に付協議すべきことを命ずることが出来るのみならず、鑛業權者が右命令に拘らず協議を爲さざるとき、又は協議を爲すこと能はず、若くは協議不調の場合には、鑛山監督局長は當該事項に付て決定を爲し得るのであり、結局協議（許可を要す）・裁定若くは決定に依り使用權が発生するのである。但協議に依り當事者間に使用權設定の契約が成立しても、之のみで設定登録を爲し得るのではなく、更に政府の許可を必要とするのであるが、然らば政府の裁定又は決定のあつた場合に尙許可を要するかと謂ふに、然らず即ち、鑛山監督局長の裁定若くは決定夫れ自體政府の使用權設定に對する意思表示であるから、改め

て許可を必要としないのである。第十七條ノ十六第三項に於ても「前略決定ヲ爲シタルトキハ使用權ノ設定又ハ變更ノ登録ヲ爲ス」と規定し此の疑點を明らかにした。

然しながら何れの場合に於ても使用權設定の登録を要することは勿論であり、其の登録手續に付ては別に述べる。

鑛山監督局長に於て鑛業權者に對して、使用權の設定を受けむとする者との間に使用權の設定に付、協議すべき旨の所謂協議命令を發した場合には、鑛山監督局長が使用權設定の裁定申請書を受理した場合と同様、本法施行令第三條の登録を爲すことを要する。

鑛山監督局長に於て使用權設定の決定を爲さむとする場合は、一定の期間を定めて關係人に意見書提出の機會を與ふることを要し（法施行令第一二條ノ一一及第一〇條）、鑛業權者が使用權設定に付協議を爲さず、又は協議不能或は協議不調の場合には、鑛山監督局長に於て使用權設定に關する決定を爲すのであり、使用權を得むとする者が登録税を納付したならば、使用權設定の登録を爲す（法施行令第一二條ノ一〇及同條ノ一一）。

又右登録を爲したる場合には、前記豫告的登録を抹消すべきこと、決定書には理由を附すること、並に要し、且つ使用權を得むとする者・鑛業權者及關係人には決定書の謄本を交付すべきこと、並に

右決定は官報で公示すべきことは總て裁定に付て述べた所と同様である。

第三項 使用權設定の登録

使用權設定の登録は使用權設定の效力發生の要件であり、民法の登記の様に對抗力附與の制度ではないから（法第一七條ノ九）、恰かも礦業法第十九條及第二十條と同一趣旨であり、礦業權設定に付ての許可處分に因つて礦業權が設定せられるのであるが、登録を得ない間は未だ其の效力を發生せず停止せられて居り、登録に因つて礦業權設定の效力を生ずると同様、鑛山監督局長の爲す使用權設定の許可處分に因り使用權は發生するが、右は登録を停止條件とするものであるから、登録に因り其の效力を生ずるものと解せざるを得ない（尙礦業權の許可處分と登録との關係に付ては、前掲拙著六八頁以下及八六頁以下参照）。

使用權の設定が鑛山監督局長の許可に因つて發生する場合の登録に付ては、本法施行規則第七條ノ十七に規定があり、又鑛山監督局長の裁定又は決定の場合の登録手續に付ては、同規則第七條ノ十八に規定されて居るから之を概説する。

イ 鑛山監督局長に於て使用權の設定を許可したときは、申請人たる使用權を得むとする者に對して通知することを要する。

申請人は右の通知を受けてから三十日以内に登録税を納付することを要するが、若し申請人が右の期間内に登録税納付書を差出したけれども、許可通知書を添附しなかつた爲め不受理の處分を受けた場合には、右處分後五日間内に限り更に登録税を納付することが出来る。

登録税は通知書と共に収入印紙を貼用して、申請人又は其の代理人が鑛山監督局へ出頭し、又は書留郵便を以て納付することを要するのであり、郵便で納付する場合は礦業法施行細則第七條の規定が準用せられる。

ロ 次に使用權の設定が鑛山監督局長の爲す裁定又は決定に基く場合に於ては、使用權設定に關する裁定書、又は決定書の謄本を申請人・礦業權者等に交付すべきものである（法施行令第一一條第二項）。申請人が右書面の交付を受けたときは、十四日間に登録税を納付することを要する。尙登録税の納付手續に付ては右（イ）の場合と同様である。

ハ 使用權の設定が右（イ）の場合たると（ロ）の場合たるとを問はず、登録税法第十四條及第十五條の改正規定に依り、左の區別に従ひ納付することを要する。

- 1 試掘權を目的とする使用權の設定登録は一件に付金十圓
- 2 採掘權を目的とする使用權設定の登録は一件に付金二十圓

3 砂鑛權を目的とする使用權の設定登録（河床は二里迄、其の他は十萬坪迄を一件とする）は一件に付金一圓五十錢

#### 第四項 裁定又は決定に附隨する處分

使用權設定の裁定又は決定に於ては、同時に其の存續期間、並に鑛業權者に對して支拂ふべき對價及其の支拂時期を定むることを要する。又使用權設定の裁定又は決定には一定の條件を附して爲されることがある。若し條件附使用權設定のあつた場合には、該條件が具備しなければ使用權の發生しない場合もあるべく、又使用權行使の要件である場合もある。又右の條件の内本法第十七條ノ八に依り使用權の設定登録に付登録すべき許可條件は、本法施行令第十二條ノ四の規定に依り、使用權者の權利の制限に關する條件とせられたから、其の他の條件は登録を必要としない。又後者の場合に許可條件を缺くに至れば、本法第十七條ノ十九第一號に依り使用權は取消される。

使用權設定の裁定申請又は鑛山監督局長より鑛業權者に對して、使用權の設定を受けむとする者と協議を爲すべき旨の命令があつたときは、右申請を拒否する迄の間、若くは裁定又は決定に依る使用權設定の登録の爲される迄の間に於ける鑛業權の移轉又は變更を防止し、手續の簡易化を圖る爲め本法第十七條ノ十六第四項では、斯る時期に於ては鑛業權者は鑛業權の讓渡、又は鑛區の變更

を爲し得ないこととした（尙此の點に付ては鑛業權の處分の制限に於て述べる）。但茲に附言すべきは行政官廳職權委讓令（昭和一八年勅令第二八號）第三條第一項第五號・同令第六條第一項第六號に依れば、重要鑛物増産法第四條第二項に依る裁定・同法第五條第一項に依る命令・同條第二項に依る決定、並に同法第七條に依る對價及其の支拂時期に關する決定（事業設備の讓渡に關する裁定又は決定に付亦同じ）等の處分は、從來政府に於て爲す處分であつたが、行政事務簡捷化の爲め鑛山統制會及石炭統制會に於て、政府の委任に基き之を處理することになつたので、之等統制會の處分は政府の爲す裁定又は決定としての效力を有することである。又統制會の會員又は組合員が其の有する鑛業權若くは砂鑛權の讓渡、若くは讓受又は隣接鑛區との間の鑛區の増減に付契約を爲すときは、統制會の承認を受くべきこと（鑛山統制會統制規程第一七條）、及統制會に於て必要ありと認むるときは、之等の行爲を爲すべき旨の指示を爲し得べき旨（同規程第一八條）を定めて居る。之等規定は右委讓令の施行に依り、更に一段の強化を見たものである（尙此の詳細は行政官廳職權委讓令の説明を参照）。

然るに本法其の他の附屬法令では、使用權に關する右の處分を鑛山監督局長の職權と爲して居り、行政官廳職權委讓令でも未だ之に關する改正を見ないから、統制會の職務とは謂へぬ。然し本

法第四條及第五條の權限が前記の如く統制會へ委譲せられて居る現状と、均衡上からも早晚其の實現を見るものと思ふ。

次に本法施行規則第七條ノ十九に於ては、本法第四條又は第五條の規定に基く裁定又は決定に依り、使用權の設定を受けた使用權者には、本法施行規則第三條及第四條の規定を準用して居るから、右の使用權者は鑛業權の讓渡に關する裁定又は決定に依り、鑛業權を取得した場合と同様、本法第十四條及右施行規則の規定に依り、鑛山監督局長の定むる一定期間に付、各鑛山毎に事業計畫を定めて鑛山監督局長の認可を受くることを要する。尙該事業計畫を變更する場合は鑛山監督局長の認可を要し、又鑛山監督局長に於て其の變更を命ずることも出来る。又事業計畫に記載すべき事項は、右施行規則第四條に規定せられて居るが、之等に付ては事業計畫の説明に譲る。

#### 第五項 使用權設定の効果

鑛業權に對して使用權の設定せられた場合には、當該使用鑛區に於ての鑛業を實施する權利は使用權者に移轉し、最早や鑛業權者の爲し得べきところではない。随つて鑛業實施に關する鑛業權者の權利・義務は、殆ど總べて使用權者に移轉すべく、本法第十七條ノ四第二項に於ては此の趣旨を明かにする爲め、「鑛業法若ハ砂鑛法ノ規定ニシテ使用權者ノ鑛業若ハ砂鑛業ニ關シ適用若ハ準用

スヘキモノニ依ル鑛業權者ノ權利義務（中略）ハ（中略）使用權ノ設定ト共ニ使用權者ニ移轉スル旨を定めた反面、使用權が鑛業權の消滅に因り之と運命を共にして、消滅した以外の理由に依り消滅したときの法的説明として、鑛業法若くは砂鑛法の規定中、使用權者の鑛業若くは砂鑛業に關し、適用若くは準用する場合に於て、當該規定に依る使用權者の權利義務は、使用權の消滅と共に鑛業權者に移轉（復歸の意味なり）する旨を定めて居るのは當然である。然かも尙本法第十七條ノ二十二に於ては、本法及鑛業法若くは砂鑛法の規定、就中鑛業の實施に關する規定は殆ど全部使用權者の鑛業、及砂鑛業に準用されて居るから之を概説すれば、

一 使用權者の鑛業又は砂鑛業に準用ある本法の規定、並に鑛業法及砂鑛法の規定（法第一七條ノ

#### 二二第一項）

イ 事業計畫の届出及政府の變更命令（法第二條）、

ロ 鑛業權者に對する政府の鑛業著手命令及休業中の鑛業に對する繼續命令（法第三條）、

ハ 鑛業權者たり得る適格者（鑛第五條）、

ニ 鑛區の訂正・増減・改正の出願は鑛業出願手續に準すべきこと（鑛第一二條）、

ホ 鑛業權が物權にして不可分なること（鑛第一五條・第一六條）、

- へ 鑛區の改正又は鑛業權取消に關する規定（鑛第三八條・第三九條）、
- ト 他人の鑛區の實地調査（鑛第四九條）、
- チ 鑛業警察に關する規定（鑛第七二條乃至第七四條）、
- リ 鑛害賠償に關する鑛業法第五章中、石炭鑛業の供託制度の規定を除外したる以外の規定（尤も該部分に付ても後記（二）に於て準用される）全部（鑛第七四條ノ二・三及第七四條ノ八乃至同條ノ一五）、
- 又 鑛夫に關する鑛業法第六章の規定中、鑛夫名簿（鑛第七六條）、鑛夫解雇の場合の證明書（鑛第七七條）、賃金支拂の時期及方法（鑛第七八條）、
- ル 土地の使用若くは收用及擔保に關する救濟方法（鑛第九二條第一項乃至第三項及第九三條）、
- ヲ 砂鑛區が鑛區と重複せる場合に於て、砂鑛權者と鑛業權者との間に於ける採取・採掘又は試掘に關する協議・裁決・訴願及行政訴訟の規定（砂第五條）、
- ニ 使用權者の鑛業（砂鑛業を除く）に關してのみ準用ある規定（法第一七條ノ二二第二項）
- イ 鑛區の定め方に關する規定（鑛第九條第二項本文前段）、
- ロ 鑛業權者に對し報告を命じ、事業場・事務所等に臨檢し、業務の狀況・帳簿書類及物件を檢査する規定（鑛第一二條ノ二）、
- ハ 異種の鑛物の鑛區重複する場合に於て重複部分に付、妨害の排除又は鑛業の停止に關する規定（鑛第四三條ノ三）、
- ニ 採掘權者の施業案に關する規定（鑛第四四條乃至第四六條）、
- ホ 鑛業に關する明細表差出の規定（鑛第四七條）、
- ヘ 鑛業法第三章の鑛業權者の土地使用に關する全規定（鑛第五〇條乃至第七〇條）、
- ト 石炭鑛業に付て鑛害賠償擔保の爲の供託規定（鑛第七四條ノ四乃至第七四條ノ七）、
- チ 鑛夫の雇傭就業規則を定めて許可を受くべき規定（鑛第七五條）、
- リ 鑛夫の災害扶助に關する規定（鑛第八〇條乃至第八〇條ノ四）、
- 又 金鑛を目的とする鑛業權者は、採掘鑛區内に存する砂金の採取を爲し得べき砂鑛權者と看做す規定（砂第六條）、
- 三 使用權者の砂鑛業に關してのみ準用ある規定（法第一七條ノ二二第三項）
- イ 砂鑛權者の土地所有者及土地に對する使用權を有するものに對する補償、及其の保全手續（砂第一二條乃至第一六條ノ二）。



- ロ 砂鑛業に關する施業案（砂第一六條ノ三）、
- ハ 砂鑛業の爲の土地使用に關する規定（砂第一七條）、
- ニ 砂鑛業に關する報告を徴し臨檢及検査を爲す規定（砂第一八條）、
- ホ 砂鑛法第二十三條の規定（該規定は鑛業法の規定の準用なれば、準用條文のみを摘記すれば、鑛業法第五條・第六條・第七條第一項乃至第四項・第一〇條・第一二條・第一五條・第一六條・第一九條・第二〇條・第二七條・第三二條・第三三條第一項、第二項・第三五條・第三八條乃至第四三條・第四九條・第七一條乃至第七四條ノ三・第七四條ノ八乃至第七四條ノ一五・第七六條乃至第七九條・第八七條乃至第八九條・第九一條乃至第九三條・第一〇三條乃至第一〇五條、並に昭和一六年厚生省令第一八號に依り常時五十人以上の砂鑛夫を使用する砂鑛業に關しては、鑛業法第七五條も準用せられる）。

右の如く鑛業及砂鑛業に關する規定は殆ど鑛業權及砂鑛權の使用權に準用せられるから、其の準用せられる限度に於ては、鑛業權者若くは砂鑛權者は基本の權利を有するのみで、該權利を活用する方面は使用權者に移行せるものと謂ふべく、茲に近時の事業形態としての投資と、企業との分離が示唆せられた觀がある。隨つて使用權の存する間は、前掲（一）乃至（三）に於て列舉した事項

中、主として鑛業（砂鑛業を含む）の實施に關する各種の規定は、概ね鑛業權者の鑛業又は砂鑛權者の砂鑛業に關しては適用しないことを明示した（法第一七條ノ二二第四項）。

尙本法施行規則第七條ノ二五に於ては鑛業法施行細則中多數の規定を使用權者の鑛業又は砂鑛業に準用し、又同規則第七條ノ二六に於ては鑛業警察規則の規定を、又同規則第七條ノ二七に於ては鑛夫就業扶助規則の規定を、使用權者の鑛業又は砂鑛業に準用して居るのみならず、鑛業調査規則・石炭品位取締規則・石炭増産獎勵金交付規則・石炭山新坑開發助成金交付規則・石炭配給統制規則に於て鑛業權者である場合には、使用權者の鑛業に關しては之を使用權者とし、又鑛業獎勵規則第一條中に於て鑛業權者及砂鑛權者であるは、使用權者の鑛業又は砂鑛業に關しては之を使用權者とする等（法施行規則第七條ノ二八）使用權者の使用權行使は鑛業權者又は砂鑛權者の鑛業又は砂鑛業の經營と殆ど同様である。

### 第五節 使用權の移轉及處分の制限

#### 第一項 使用權の移轉

使用權は物權であるから、使用權者は鑛業權者の承諾を要せず、使用權を第三者に移轉すること

が出来る。本法第十七條ノ六に於ても、鑛業法第十七條本文と同様の趣旨で、使用権は相続・譲渡・強制執行及滯納處分に因つて移轉せられ得ることを認めた。随つて右列挙以外に於ては、使用権は権利の目的となり得ないから、使用権に對する抵當權の設定又は使用権の賃貸借は之を認むるを得ない。

### 一、相 續

相続には家督相続及遺産相続の二種があり、被相続人の有せし使用権は相続の開始に依り相続人に移轉する。又遺産相続と同一の效力を有する包括遺贈に因つても、使用権は受遺者に移轉する。尙使用権の譲渡・強制執行又は滯納處分に因る使用権の移轉の場合には、移轉登録を経なければ其の效力を生じないのであるが、相続に因る使用権の移轉に付ては、登録がなくとも相続開始の原因が発生すれば、當然に相続人に對して移轉の效力を生ずる（法第一七條ノ九）。之れ鑛業法第二十條と同一の趣旨である。

又使用権の移轉に付ては原則として鑛山監督局長の許可を要するのであるが、相続の場合には之を要しない。蓋し相続の場合は被相続人の有して居た權利・義務が包括的に相続人に繼承せられるのであるから、若し此の場合でも其の移轉を許可に繋らしめることとするときは、鑛山監督局長の

處分に因つて、相続の効果を左右する結果となるので之を除外した（法第一七條ノ一五）。

尙法人の合併も相続と同一視すべきものと解するから、合併に因る使用権の移轉には鑛山監督局長の許可を要せず、又其の登録がなくとも使用権移轉の効果を生ずる。

相続に因る使用権移轉の登録税は、（一）試掘権を目的とする使用権の移轉は一件に付金一圓、（二）採掘権を目的とする使用権の移轉は一件に付金二圓、（三）砂鑛権を目的とする使用権の移轉は一件に付金五十錢であり、之が納付手續に付ては使用権の存続期間の更新に付て述べた所と同じである。

### 二、讓 渡

讓渡は賣買・贈與及交換等を法律原因とする使用権移轉の物權契約に因つて生ずる。使用権は物權であるから、民法の本則に従へば當事者間に於ては、物權移轉の契約に因つて權利の移轉を生じ、登記は之を以て第三者に對抗するの效力を生ずるに過ぎないのであるが、前にも述べた様に使用権の設定は政府の許可のみで發生せず、登録に因つて始めて其の效力を生ずると同様、本法第十七條ノ九後段に於て「登録ヲ爲スニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス」と規定して居るから、先づ當事者間に於て使用権讓渡の契約が成立した後、命令の定むる所に従つて政府の許可を受け（法第一七條

ノ一五第一項)た上、登録をしなければ其の效力を生じない。  
 使用權の移轉は使用權の設定の場合と同様、(イ)使用權者と使用權を讓受けむとする者との間の契約(後に述ぶる協議命令に基く場合を含む)に因る場合と、(ロ)鑛山監督局長の爲す裁定又は決定に因る場合とがあるから之を分説する。

イ 契約に因る場合

使用權の移轉が任意の契約に因る場合には、本法施行規則第七條ノ十四の規定に依り、使用權移轉の許可申請書に使用權者(讓渡人)及當該使用權の讓受人連署して、鑛山監督局長に提出することを要するのであり、其の記載事項は、(一)使用鑛區の所在地、(二)使用權の登録番號、(三)鑛種名、(四)讓渡價格、(五)移轉を必要とする理由等である。尙該申請書には(一)使用權の讓渡に關する契約書、(二)讓渡價格算定の基礎を明かにする書類、(三)使用權讓受人に於て讓受後の事業目論見書、(四)使用權者が鑛業の實績を有する者であれば其の實績の概要、(五)讓受人が會社であるならば定款・登記簿謄本・最終の財産目録・貸借對照表・營業報告書・損益計算書・利益金の處分に關する書類・株主名簿又は社員名簿、又使用權の讓受人が個人であるならば、其の履歷書を添附しなければならぬ。

使用權移轉の許可申請書には鑛業及砂鑛採取業ニ關スル手数料ノ件第一條ノ二に基き、左の手数料を納付することを要する。

- 1 試掘權を目的とする使用權移轉の許可申請は一件に付金十圓
- 2 採掘權を目的とする使用權移轉の許可申請は一件に付金十五圓
- 3 砂鑛權を目的とする使用權移轉の許可申請は一件に付金三圓

鑛山監督局長に於て使用權讓渡の許可處分をしたならば、之を申請人に通知を爲すべく、申請人は該通知を受けてから三十日以内に登録税を納付することを要するのであり、登録税の納付があれば、鑛山監督局長に於て使用權移轉の登録を爲す。尙登録税納付に付ての猶豫期間及其の納付手續等に付ては、使用權の存續期間更新及使用權設定の場合に詳述したから再説しない。尙使用權移轉の登録税は、(一)試掘權を目的とする使用權の移轉(但相續の場合を除く)は一件に付金五圓、(二)採掘權を目的とする使用權の移轉(同上)は一件に付金十圓、(三)砂鑛權を目的とする使用權の移轉(同上)は一件に付金一圓五十錢である。

□ 右は使用權讓渡の契約に因る場合であるが、改正法第十七條ノ十七では、本法第四條・第五條・第七條・第九條第一項第一號・第十條・第十一條第一項及第二項前段・第十三條乃至第十五條

及第十七條ノ十六第二項の規定を使用權の讓渡に準用して居る。右準用規定たる第四條及第五條に付ては、鑛業權の強制讓渡及使用權の強制的設定等に付て述べた所と略同一であるが、之を概説すれば、

重要鑛物の増産を圖らむとする者は、之が爲に必要な鑛業權に付、當該鑛業權者に對して使用權設定に付ての協議を爲し得ると同様（法第一七條ノ一六）、使用權の讓渡に付當該使用權者に對し協議を爲すことが出来る（法施行規則第七條ノ一二・第五條）。此の協議に依り使用權の讓渡契約が成立すれば、前示讓渡の法則に依り鑛山監督局長の許可を得て移轉の登録を爲せば、使用權移轉の效果を生ずるのは當然である。

然しながら若し右の協議を爲すこと能はず、又は協議が不調に了つたならば、使用權を讓受けむとする者は鑛山監督局長に對して之が讓渡に付裁定の申請を爲し得るのであり、該申請書に記載すべき事項は、本法施行規則第七條ノ二十に於て準用する同規則第五條に依り、左記事項を記載した申請書正副三通を鑛山監督局長へ提出することを要する。

一 當該使用權の登録番號・當該使用權者及關係人の氏名名稱及住所

二 申請の目的及理由

### 三 對價並に其の算出の基礎及其の支拂方法

#### 四 讓受後に於ける事業計畫の概要

尙右申請書には、（一）當該使用權者との間の協議の顛末、又は協議を爲すこと能はざりし事由を記載した書面、（二）使用鑛區及鑛床圖、（三）申請人が會社なる場合は本法施行規則第五條第二項第四號記載の書類、若し申請人が個人ならば其の履歷書、（四）申請人が組合ならば組合契約書、尙關係人ある場合には前記申請書及添附書類の外、其の數に應ずる申請書、及添附圖面の複本を鑛山監督局長へ提出すべきである（法施行規則第五條第三項）。

鑛山監督局長に於て裁定申請書を受理し又は後に述ぶるが如き協議命令を發したならば、本法施行令第三條の登録を爲すことを要するけれども、若し裁定又は決定に依り使用權移轉の登録の爲されたとき・裁定申請を拒否する旨の裁定の爲されたとき・裁定申請の取下げられたとき・本法第十條第二項の規定に依り裁定又は決定が失効した場合には、右の登録の抹消を爲すべきこと、及右期間中は鑛業權若くは使用權の讓渡等を爲し得ないこと、並に本法施行令第十二條ノ十二に依り準用する同令第四條・第五條・第六條第一項・第七條乃至第九條・第十一條及第十二條の規定等は鑛業權の強制讓渡に付て述べた所と同様である。但し右準用規定たる第九條では鑛業權者

に對しては答辯書の提出を命じ、其の他の關係人には意見書の提出をなす機會を與へることを要するのであるが、改正令第十二條ノ十二では、ともに答辯書の提出を命ずべきである。又鑛山監督局長に於ても重要鑛物の増産を圖る爲め必要ありと認めたるならば、使用權の讓渡に付當該使用權者に對して、使用權を讓受けむとする者と協議を爲すべきことを命ずることが出来る。若し使用權者が協議を爲さず、又は協議を爲すこと能はず、若くは協議不調の場合には、鑛山監督局長は進んで使用權讓渡の決定を爲すことが出来るのである（法第一七條ノ一七・第五條第二項）。

右の裁定又は決定を爲す場合には、同時に使用權者に對して支拂ふべき對價及其の支拂の時期を定めることを要する（法第一七條ノ一七・第七條）。若し使用權者が使用權を讓受けむとする者よりする、右の對價の支拂に付現實の提供あるに拘らず、其の受領を拒み又は受領すること能はずるときは、對價の支拂義務者は之を供託することが出来る（法第一七條ノ一七・第九條第一項第一號）。又對價を支拂ふべき者が、裁定又は決定に於て定められた期間内に、對價の全部又は一部に付支拂を爲さないときは、使用權者は使用權を讓受けむとする者に對して、一定の期間を定めて催告することが出来る（法第一七條ノ一七・第一〇條）が、若し使用權を讓受けむとする者が、指定期間内に對價の全部又は殘額に付支拂を爲さないときは、使用權讓渡に關する裁定又は決定

は其の效力を失ふ（法第一七條ノ一七・第一〇條第二項）。又對價の支拂を了したとき、又は讓渡人が對價の全部又は一部に付支拂の延期を承諾したときは、使用權の讓受人は所轄鑛山監督局長に對して、使用權移轉の登録を申請すべく、鑛山監督局長に之に基く登録を爲すのである（法第一條第一項及第二項前段）。尙本法施行令第十一條第二項に依れば、使用權移轉の裁定又は決定ありたるときは、鑛山監督局長は裁定書又は決定書の謄本を申請人及使用權者に交付するのであるが、申請人が其の交付を受けたならば十四日以内に登録税を納付することを要する（法施行令第七條ノ一八）。尙此の場合の登録税及登録申請の手續に付ては右（イ）の場合と同様である。使用權移轉の裁定又は決定は單純なるを要せず、之に條件を附することが出来る（法第一七條ノ一七第一項・第一七條ノ一六第二項）。此の種の條件は本法に幾多認められる所で、例へば第一條ノ二の事業著手の許可に條件を附し、又は第十七條ノ十一に於て使用權の設定の許可に對し條件を附し、或は第十七條ノ十四に依る使用鑛區の増減の許可に條件を附するが如く、何れも鑛物増産の目的達成と監督強化の爲である。

尙裁定又は決定に依り使用權の讓渡を受けた者は、重要鑛物増産法施行規則第三條及第四條に定められた事業計畫を定めて、鑛山監督局長の認可を受けなければならぬ。若し之を變更せむと

する場合も同様其の認可が必要である。加之若し鑛山監督局長に於て必要ありと認めたらば、右の事業計畫の變更を命ずることが出来るのであり（法第一四條第二項）、使用權者に於て鑛山監督局長の認可を受けざる事業計畫を實施し、又は鑛山監督局長より事業計畫の變更を命ぜられたるに拘らず、從來通りの事業計畫に依つて鑛業を繼續すれば、罰則の制裁あるは勿論、使用權は取消される（法第一五條・第一七條ノ一七）。

### 三、強制執行

使用權には抵當權の設定は爲し得ないから、抵當權の實行に依る競賣に依る移轉はないが、使用權が物權であり財産權である關係上、強制執行の目的とはなり得る。随つて使用權に對して金錢債權を有する債權者が、判決・和解調書若くは公正證書等に基く債務名義を有するときは、使用權區所在地の區裁判所に對して、使用權の強制競賣の申立を爲し、競落人に於て競買代金を裁判所へ納付した後、執行裁判所より鑛山監督局長に對して、移轉登録の囑託を爲す（民訴第七〇〇條）のであるが、此の場合に於ても鑛山監督局長の許可がなければ、使用權移轉の登録を爲すことが出来ず、登録がなければ使用權移轉の効果の生じないことは、讓渡に付て述べた所と同様である。尙不動産に關する強制執行の内には、右の強制競賣と強制管理とがあるけれども、強制管理は鑛業權者又は

使用權者、若くは其の代理人に非ざる者に依り鑛業の實施を爲さしむる結果となるので、使用權に對する強制執行の方法としては強制競賣のみで、強制管理を包含しないものと解すべきである。

強制執行に因つて使用權を競買した者は、讓渡の場合に準じて鑛山監督局長に對して許可申請を爲し、許可處分の通知を受けてから一定の期間内に登録税を納付して、登録を受くべきことは讓渡の場合と同様である。唯茲に疑問となるのは、（一）強制執行に因り使用權を競落した場合に於て、競落人が鑛山監督局長に對して使用權移轉の許可申請をしたるに對し、鑛山監督局長は之を拒否することが出来るや否や、（二）若し不許可となつた場合に於ける競賣の效力如何と謂ふことであるけれども、私は右（一）の場合には鑛山監督局長に於て自由なる裁量に依り、右許可申請を許否することが出来るのみならず、（二）の場合でも競賣を無効とすべきでないと解する。蓋し本法第十七條ノ十五では、使用權移轉の各場合中特に相續に因る移轉に付てのみ許可を要しないものとして居るから、假令裁判所又は行政官廳の處分に因る場合でも、之を除外すべき理由がないからであり、又（二）の場合に於て假りに使用權移轉に付不許可處分を爲す場合でも、鑛山監督局長は唯使用權の移轉後に於て、果して讓受人に於て適當に使用權を行使し得るや否やを決して許否を決するに止るから、競落人に對しては不許可處分があつたけれども、競落人より更に第三者へ讓渡す場

合に許可を爲し得べき場合もあり得るから、競賣手續の效力には消長はないものと解する。

#### 四、滯納處分

使用權は使用權者の租税滯納に基く滯納處分の目的となり得る。滯納した租税は必ずしも當該使用權に付て生じた租税たるを要せず、使用權者に於て納税義務ある他の租税に付て滯納があれば、其の滯納金徴收の方法として使用權の公賣處分を爲し得べく、收税官吏は國稅徵收法に基き使用權の差押を爲したときは、之を使用權者に通知すると同時に、所轄鑛山監督局長に對し差押の登録を囑託すべきである（國稅徵收法第二三條ノ二）。

國稅徵收法に依る公賣處分に基き使用權を買受けた者は、落札に依り直ちに權利移轉の效力を生ずるのではなく、買受代金を納入した上鑛山監督局長の許可を受け、且登録を経ることを要することとは、使用權に對する強制執行に因る權利移轉と同様である。

#### 第二項 使用權移轉の効果

使用權の移轉せられた場合には、使用權者の權利義務は當然承繼人に移轉する（法第一七條ノ四）。之れ鑛業法第六條第一項と全然趣旨を同ふするところである。鑛業權に在りては讓渡其他鑛業法第十七條に依る權利の移轉は（但相續の場合を除く）其の移轉を生ずる原因たる事實に基き、登録を

得るを以て效力發生の要件とされて居るが、使用權の移轉に於ては、單に該事實の發生のみを以て足れりとせず、必ずや本法施行規則第七條ノ十四の定むる所に從ひ鑛山監督局長の許可を得なければならぬ（法第一七條ノ一五）。

使用權の設定せられた場合には、從來鑛業權者若くは砂鑛權者が、自己の鑛業又は砂鑛業に付爲した手續其他の行爲中、本法の規定に依つて鑛業法若くは砂鑛法の規定せるもの内、使用權者の鑛業又は砂鑛業に關して適用又は準用される範圍に於ては、使用權の設定と共に使用權者に承繼せられ、使用權者の爲した手續又は行爲として有効に存續するのである（法第一八條第二項）。

又之と反對に使用權を設定した後於て使用權者の爲した手續其他の行爲は、鑛業法又は砂鑛法の規定を、使用權者の鑛業又は砂鑛業に適用又は準用する限度に於ては、使用權の消滅した時に於て、鑛業權者に對し有効に存續するものである。蓋し使用權の設定せられた場合には、鑛業權者の鑛業實施の權能は一時停止せられ、其の間は使用權者に於て代行するが如き關係にあるを以て、手續又は效果の同一性・連續性を認めたるは素より正當な規定である。然しながら鑛業權の消滅に因る使用權消滅の場合は素より右の移轉は生じない（法第一八條第二項但書）。

右と同一の理由に依り使用權者の有する權利・義務は使用權の移轉と共に當然讓受人に移轉する

のであり（法第一七條ノ四）、又本法第十八條第一項に於ては「本法ニ於テ爲シタル手續其ノ他ノ行爲ハ鑛業權者、使用權者、土地所有者及關係人ノ承繼人ニ對シテモ其ノ效力ヲ有ス」と規定し、使用權者の承繼人中に特定承繼に依る移轉を包含することは當然であるから、前示使用權の設定の場合の手續及效果の同一性・連続性は、此の場合にも適用されるのである。

### 第三項 使用權處分の制限

#### 一、法律上の處分の制限

本法第十七條ノ六に於ては「使用權ハ相續、讓渡、強制執行及滯納處分ノ目的タルノ外權利ノ目的タルコトヲ得ス」と規定して、恰も鑛業法第十七條と同一趣旨を定めて居る。但鑛業法に於ても試掘權には抵當權の設定を許さざると同様、使用權も一時的且つ暫定的の存在であり、債權擔保の目的に適しないとの理由を以て、使用權に對する抵當權は之を採らなかつた。随つて鑛業法に於ける試掘權の處分の制限は、移して以て使用權に適用することが出来るのである。故に試掘權に於ける處分の制限と同じく、使用權に對する用益物權又は擔保物權、或は賃借權等の設定は絶對に爲し得ないのである。

尙改正法第十七條ノ十七第一項に於ては使用權の強制讓渡を認めて、本法第四條及第五條其の他

鑛業權の讓渡若くは鑛區の増減に關する裁定、又は決定に關する規定を準用し、其の第二項に於ては使用權讓渡の裁定申請のあつたとき、又は使用權讓渡に付使用權者に對し協議命令ありたるときは、右の申請を拒否する旨の裁定のある迄、若くは本法第十條第二項の規定に依り裁定若くは決定が其の效力を失ふとき迄、又は使用權移轉の登録ある迄の間は、鑛業權者は當該鑛業權を、又使用權者は該使用權を讓渡し、若くは鑛區又は使用鑛區の分合・減區又は増減區の出願を爲し得ない旨を規定した。之れ後述する本法第六條・第十七條ノ十六第四項及第十七條ノ二十一第二項と同一の趣旨であり、之れ亦使用權處分の制限の一場合で、畢竟使用權移轉の手續の簡素化を圖つたのである。

右の如く法律を以て使用權の處分を制限した理由は、鑛業が公益に關する企業であり、鑛業權者又は使用權者及其の代理人に依り、責任ある鑛業の實施を爲さしめむとする公益的理由に胚胎するものと解すべきである。蓋し第三者をして鑛業實施の衝に當らしむるときは、利益の打算に急なるの餘り、鑛業警察上の義務を無視し、危害豫防に必要な設備又は注意を怠り、濫掘又は侵掘を敢てして鑛利を損じ、公益を害する虞あるが爲である。随つて若し使用權の處分の制限に違背して、鑛業權者又は使用權者若くは之等の者の代理人に非ざるものに依る鑛物の掘採、即ち從來の斤先掘契約等に依る行爲は當然無効なるのみならず、若し鑛業權者が鑛業代理人又は使用權者に非ざる者



をして鑛業を實施せしめたときは、政府は鑛業權の取消を爲し得るものとした（法第一七條ノ二五）。然かも右は鑛業法第九十四條に該當し、鑛業權を有せざる者の採掘行爲として處罰せられ、掘採鑛物は沒收若くは掘採鑛物の價格を追徴せられる（斤先掘契約の無効其の他に付ては前掲拙著二〇〇頁以下参照）。

## 二、差押及裁判に依る處分の制限

租税滞納處分に因る使用權公賣の場合には使用權の差押を爲すを要する。又使用權に對する強制執行として、強制競賣に因る競賣手續の開始決定を爲す場合には、同時に債權者の爲に使用權を差押ふることを宣言すべきである（民訴第六四四條）。随つて使用權の差押は、公賣及競賣手續に於ける第一の過程であり、差押に依り使用權者は使用權の處分を禁ぜられるのである。尙差押を爲すに付ては公賣處分を爲す官署、又は公署或は執行裁判所は、鑛山監督局長に對して使用權の差押の登録を囑託する。

又使用權に付ては強制執行保全の爲にする假差押、及使用權の處分禁止の假處分に因つて其の處分は一時制限せられる。此の場合にも執行裁判所は、鑛山監督局長に對して假差押又は假處分の登録を囑託する。若し本案訴訟で假差押債權者が勝訴の判決を受け夫れが確定すれば、前示強制執行の保全としての手續は進展して本然の差押となり、假處分債權者が本案訴訟で勝訴し該判決が確定すれば、本案判決の趣旨に基く強制執行がなされる。

## 三、本法に於ける鑛業權の處分の制限

本法第四條に依ると重要鑛物の増産を圖らむとする者は、之が爲に必要な鑛業權の讓渡、又は隣接鑛區との間の鑛區の増減に付、當該鑛業權者に對して協議を爲すことが出来るが、若し協議を爲すことの出来ない場合、又は協議不調の場合には統制會に對して裁定の申請を爲すことが出来る。又統制會に於ても必要ありと認めるときは、鑛業權の讓渡又は鑛區の増減に付、重要鑛物の増産を圖らむとする者と、協議を爲すべきことを命ずることを得るけれども、若し鑛業權者が協議を爲さず。又は協議を爲すこと能はず、或は協議不調の場合には統制會は當該事項に付決定を爲し得るのである（法第五條）。

右裁定の申請又は統制會から協議を爲すべき旨の命令のあつた場合には、當該鑛業權者は其の申請を拒否する旨の裁定ある迄、又は本法第十條第二項の規定に依り、裁定若くは決定が其の效力を失ふ時期迄の間は、該鑛業權を讓渡し又は鑛區の分合・減區若くは増減區の出願を爲し得ないこととした（法第六條）。此の點に付ては曩に述べたが之れは鑛業權の處分の制限に外ならない。

然るに改正法第十七條ノ十六第四項に於ては、使用權の設定又は使用鑛區の増減に關し、本法第四條第二項の裁定の申請、若くは第五條第一項に依る命令ありたるときは、當該鑛業權者は、(一)其の申請を拒否する旨の裁定、(二)又は第四條第二項の裁定、若くは第五條第二項の決定に依り、使用權の設定或は使用鑛區變更の登録の爲される迄の間は、當該鑛業權を讓渡し・鑛區の分合・減區若くは増減區の出願・事業設備の讓渡其の他の處分行爲を爲すことを禁止した。又同法第十七條ノ十七第二項に於ても、使用權讓渡の裁定申請又は協議命令のあつた場合には當該鑛業權者は、(一)裁定申請を拒否する旨の裁定ある迄、(二)本法第十條第二項に依り裁定又は決定が其の效力を失ふ時迄、(三)使用權移轉の登録ある迄の間は當該鑛業權の讓渡・鑛區の變更等を爲し得ないこととした。

蓋し斯る場合に於て鑛業權の讓渡又は鑛區の變更等を爲し得るものとせば、使用權設定の關係に於て極めて複雑な手数を繰返すこととなり、鑛業權者若くは使用權者又は使用權を得むとする者の無益な手數と、所轄官廳の事務の煩雜を來し行政事務簡捷化の趣旨に反するが爲である。

## 第六節 登録

### 第一項 登録の種類

鑛業法及本法に於ける登録は權利の設定・移轉又は變更及消滅等に付、其の效力發生の要件であることは既に述べた通りであるが、本法及其の施行令に於て特に認められた登録には、(1)鑛業權の讓渡又は鑛區の増減に付ての裁定又は決定に依る鑛業權移轉の登録、又は鑛區變更の登録(法第一一條)、(2)鑛業權の讓渡又は鑛區の増減に關する裁定申請若くは右に關する政府の命令ありたる場合に於ける登録(法施行令第三條)、(3)抵當權設定の登録、(4)使用權の設定・變更・移轉・消滅・處分の制限及條件付處分及其の消滅の登録(法第一七條ノ八・同第一七條ノ一六第三項)等がある。今之が登録の手續及其の效果に付て概説する。

#### 一、鑛業權の移轉又は鑛區變更の登録

本法第十一條に依れば「裁定又ハ決定ニ依ル對價ノ全部ノ支拂又ハ供託アリタルトキハ政府ハ鑛業權ノ移轉又ハ變更ノ登録ヲ爲ス」と規定し、又重要鑛物増産法施行令第六條に依れば、裁定又は決定に依り鑛業權の讓渡又は鑛區の増減を許されたものが、其の定められた對價の全部に付支拂又は

供託をしたときは、該事實を證明するに足る書面を添附して、鑛山監督局長に届出づべき旨を定め居り、鑛山監督局長に於て之を受理した時、或は増産企業者に於て支拂ふべき對價の全部又は一部に付、鑛業權者より支拂延期の承諾を得た場合に於て、當事者の連署を以てする届書を添附し登録税を納付して、鑛山監督局長に對して鑛業權の移轉又は變更の登録を申請すれば（法施行規則第六條）、其の登録が爲されるのである。然しながら行政官廳職權委讓令に依ると、石炭統制會又は鑛山統制會に於て右裁定の申請を受理し之が裁定を爲し、又重要鑛物増産の爲め必要ありと認められたときは、統制會自身に於て重要鑛物の増産を圖らむとするものとの間に、鑛業權の讓渡又は鑛區の増減に付協議を爲すべき旨を鑛業權者に命じ、又は當該趣旨の決定を爲すことを得るから、之等處分に基く登録に付ても統制會が政府に代りて右登録の囑託を爲すこととした（委讓令第四條第二項及同令第七條）。然しながら統制會は右勅令に依る政府の委任に依り、政府の行政事務を代行するに止るから、統制會の處分は政府の處分行爲として、法令に定められた效力のあるのは勿論である。

## 二、裁定申請又は命令ありたる旨の登録

前にも述べた様に本法第四條第二項に依り、鑛業權の讓渡又は鑛區の増減に付裁定の申請ありたるとき、又は政府に於て重要鑛物増産の必要上、鑛業權者に對して増産企業者と協議すべき旨の

命令のあつたときは、將來右の申請又は命令の趣旨に基く處分の爲されることあるべきは、蓋し想像に難くはない。然しながら斯る場合に於ても、右の申請又は命令のみでは勿論鑛業權の移轉又は鑛區の増減を來すものではないけれども、裁定又は決定の爲される迄、或は其の效力を失ふ迄の間に於て、鑛業權者が鑛業權を他に移轉し又は鑛區の變更等を爲し得るものとすれば、當事者の手數及官廳の事務處理は煩雜となり、急速に所期の結果を得ることが出来ないので本法第六條では、「第四條第二項ノ規定ニ依ル申請アリタルトキ又ハ前條第一項ノ規定ニ依ル命令アリタルトキハ當該鑛業權者ハ其ノ申請ヲ拒否スル旨ノ裁定アル迄又ハ第十條第二項ノ規定ニ依ル裁定若ハ決定カ其效力ヲ失フ時期迄當該鑛業權ヲ讓渡シ又ハ當該鑛區ノ分合、減區若ハ増減區ノ出願ヲ爲スコトヲ得ス」と規定して、所謂鑛業權の處分の制限を明示し、以て事務處理の簡易化を圖つた。

之と同時に右處分の制限を第三者に豫知せしむる爲に、重要鑛物増産法施行令第三條に於ては、鑛山監督局長が前記裁定の申請書を受理したとき、又は重要鑛物増産法第五條第一項の規定に依つて、鑛業權者に對し増産企業者と協議を爲すべき旨の命令が統制會から發せられ、鑛山監督局長に於て其の送付を受けたときは、當該鑛業權に付裁定の申請又は命令のあつた旨の登録を爲すべきものとした。之れ恰かも不動産登記法第三條の豫告登記と同一の趣旨であり、該登録自體としては權

利の移轉若くは變更に付何等の効果を生ずるものではない。故に裁定の申請を拒否する旨の裁定書の交付せられたとき・裁定申請の取下げられたとき・對價の支拂又は供託（支拂延期承諾の場合亦同じ）の爲、礦業權の移轉又は變更の登録のあつたとき・本法第十條第二項の規定に依り裁定又は決定が失効したときには、右の登録は抹消しなければならぬ（法施行令第八條）。尙右の登録及抹消登録は行政官廳職權委讓令第四條第三項及同條第六項に依り、統制會より礦山監督局長に對して其の囑託を爲すのである（委讓令第七條）。

### 三、抵當權設定の登録

採掘權たる礦業權に對して抵當權の設定せられ得ることは、礦業法第十七條に依り明かであるが、茲では本法に特有な抵當權設定登録に付て述べる。即ち本法第四條第二項及第五條第二項の規定に依る裁定又は決定と同時に、定められた對價の全部又は一部の支拂に付礦業權者が延期の承諾をしたならば、當事者双方の連署に依る届書を添附して、礦業權移轉の登録を申請し得べきことは前述の通りであるが、此の場合に於ては政府（統制會）は對價の支拂を受ける權利を有する者の爲に、移轉又は變更せられた礦業權に付抵當權設定の登録を爲すのである（法第一一條第二項・同法施行令第六條第二項）。之れ對價の支拂を確保する爲の礦業權者保護の規定であり、多く説明の要はない。

尙右登録に付ても行政官廳職權委讓令第四條第四項・同令第七條の規定に依れば、統制會から礦山監督局長に對し、礦業權の移轉又は變更の登録を囑託すると同時に、對價の支拂延期承諾の事實を證する書面（施行令第五條）を添附して、抵當權設定の登記を囑託するものとした。

### 四、使用權の設定・移轉・消滅・處分の制限及許可條件の登録

本法第十七條ノ八に於ては使用權に付ての登録事項として、使用權の設定・變更・移轉・消滅及處分の制限の外、（イ）使用權設定の許可に條件の附せられた場合の許可條件（法第一七條ノ一一第一項）、（ロ）使用礦區増減の許可に附せられた許可條件（法第一七條ノ一四第二項）、（ハ）使用權移轉の許可に附せられた許可條件（法第一七條ノ一五第二項）、（ニ）使用權の設定若くは移轉又は使用礦區の増減に關する政府の裁定又は決定（法第一七條ノ一六第二項・第一七條ノ一六第一項）に附せられた條件の内、本法施行令第十二條ノ四に依り定められた「使用權者ノ權利ノ制限ニ關スル條件」及其の消滅は、礦業原簿へ登録すべき旨を定めて居り、登録手續は重要礦物産法施行令及同法施行規則に規定されて居るから之を摘記する。

イ 礦山監督局に於ては使用權又は使用礦區に付、使用原簿及使用礦區圖綴込帳を備置き、之を礦業原簿の一部と爲し、又特定礦床を目的とする使用權に付ては、礦床圖を以て礦區圖の一部と看

做す旨を規定した（法施行令第一二條ノ三）。尙使用原簿の様式は本法施行規則別表に定められてゐる（法施行規則第七條ノ三）。

□ 鑛山監督局長に於ては使用權の設定・變更・讓渡に因る移轉又は存續期間満了前の消滅を許可したる場合、又は使用權の存續期間の短縮若しくは存續期間更新の場合に於て、使用權者より登録税の納付があれば其の登録を爲すことを要する（同令第一二條ノ七第一、二項）。尙本法第十七條ノ十六第一項に於て準用する本法第四條第二項及第五條第二項の規定に依り、使用權の設定若しくは使用鑛區増減に關する裁定又は決定の爲された場合に於て、使用權を取得した者又は使用鑛區の増減せられた使用權者が、登録税を納付したならば、之亦鑛山監督局長に於て使用權の設定又は變更の登録を爲すのである（法施行令第一二條ノ一）。

ハ 鑛山監督局長に於て、（一）使用權を取消した場合、（二）使用權の取消處分の取消を爲した場合、（三）使用權の設定・使用鑛區の増減・使用權の移轉並に之に關する裁定又は決定に於て、使用權者の權利の制限に關する條件ある場合に於ては、該條件は前述の如く登録を要するから、若し之を取消したならば之を公示する爲、鑛山監督局長に於て職權を以て其の登録を爲すのである（同令第一二條ノ五）。尙右（三）の場合の條件の抹消の登録は附記に依つて爲される（同令第一二條ノ六）。

ニ （一）礦業權の消滅に因り使用權が消滅した場合、（二）使用權と當該礦業權とが同一人に歸屬した爲め使用權が消滅した場合、（三）礦業權者が使用鑛區に該當する部分に付、鑛區の分合・増區・減區若しくは増減區等を爲し、礦業權の變更を來した爲め使用權に變更を生じた場合には、鑛山監督局長は職權を以て其の原因を記載して、使用權の登録の抹消又は變更の登録を爲すことを要する（同令第一二條ノ八第一項）。

ホ 當該礦業權に付表示の變更又は鑛種名更正の登録の爲された場合に於ては、鑛山監督局長は職權を以て其の原因を記載して、使用權の表示の變更又は使用權の鑛種名更正の登録を爲すことを要する（同令第一二條ノ八第二項）。

ヘ 鑛山監督局長に於て使用權の設定・變更・移轉・消滅・存續期間の短縮若しくは更新の登録を爲したときは、其の旨を當該礦業權者又は當該抵當權者に通知することを要するのである（法施行規則第七條ノ八本文）。尤も使用權が存續期間の満了に因り消滅し、又は當該礦業權の消滅若しくは變更に因り、使用權の消滅又は變更の登録の爲された場合には、右の通知を爲す必要はない（同條但書）。

ト 本法施行令第十二條ノ十一では、同令第三條及第八條（但し第三號を除く）の規定は本法第十

七條ノ十六の規定に依り、使用權の設定又は使用礦區の増減に關する裁定、若くは決定の場合に準用せられて居るから、同法第四條第一項の規定に依る裁定の申請、又は第五條第一項の規定に依る協議命令を爲したときは、鑛山監督局長に於て其の旨の登録を爲すことを要する。又若し裁定申請を拒否する旨の裁定を爲した場合、裁定申請の取下げられた場合、或は使用權の設定又は使用礦區増減に基く變更の登録のあつた場合には右の登録を抹消することを要する。

チ 本法施行令第十二條ノ十二では、同令第三條乃至第五條・第六條第一項・第七條及第八條の規定を使用權の強制讓渡に關する裁定又は決定の場合に準用して居るから、鑛山監督局長は使用權讓渡の裁定申請、又は協議命令に依る豫告的登録及其の抹消並に使用權の讓渡に關する登録（法施行令第六條）等を爲すべきである。

リ 尙重要礦物増産法施行規則第七條ノ四乃至同條ノ七に於ては、鑛山監督局長に於て爲す登録の記載方法を、又同法施行令第十二條ノ九に於ては、礦業登録令第二條以下多數の規定を、又同法施行規則第七條ノ九に於ても礦業登録令施行細則第二條以下多數の規定を、使用權者の礦業又は砂礦業に關する登録に準用してゐるが、其の解説は省略する。

## 第二項 登録の效力

使用權の設定・移轉・變更等が當事者間の契約に依り政府の許可に因つて生ずると、或は前項に依る各種の登録原因によるとを問はず、前述の様に原則として、該登録を以て其の效力發生の要件として居るが、例外として相續に因る使用權の取得・基本たる礦業權の消滅に伴ふ使用權の消滅及存續期間の満了に因る使用權の消滅の場合のみは、登録を経ざるも該移轉又は消滅の原因たる事實の發生に依り其の效力を生ずるものであり、登録は官廳の事務處理に付て之を明確にするに過ぎないから、不動産登記の如く之に依り對抗力を附與するものでもない。

唯茲に登録の效力として附述すべきは本法第十七條ノ十の規定である。即ち使用權は使用權設定の登録前に於て、既に當該礦業權に對して登録された抵當權者及礦業財團に對する抵當權者に對しても、其の效力を有する旨を定めたことである。素より抵當權者は自ら礦業を實施する者ではないから、礦業權者が礦業を爲すと或は又使用權者に於て稼行を爲すに依り、敢て債權擔保に消長を來すところはないが、唯礦業實施の權が使用權者に移轉する關係上、礦業の實施に依る収益を以てする擔保力は礦業權者に對しては一時停止されるので、法は礦業權に抵當權が設定されて居る場合には、使用權者が礦業權者に對して支拂ふべき使用料を供託せしめ、抵當權者は該供託金に對しても權利を行使し得ることとして之を保護した。

使用權の設定・變更・移轉及消滅の登録稅は登録稅法中改正の結果左の如くである。

一 使用權の設定

試掘權を目的とするもの 一件金十圓

採掘權を目的とするもの 一件金二十圓

砂鑛區を目的とするものは砂鑛區（河床は二里迄其の他は一〇萬坪迄）一件金一圓五十錢

二 使用權の變更

イ 増區又は増減區

試掘權を目的とするもの 一件金五圓

採掘權を目的とするもの 一件金十圓

砂鑛區（一の砂鑛區と同様） 一件金一圓五十錢

ロ 減 區

試掘權を目的とするもの 一件金一圓

採掘權を目的とするもの 一件金二圓

砂鑛區（一の砂鑛區と同様）一件金二十錢

但増區と同時に爲す減區に付ては不要

三 使用權の移轉

イ 相 續

試掘權を目的とするもの 一件金一圓

採掘權を目的とするもの 一件金二圓

砂鑛區を目的とするもの（一の砂鑛區と同様） 一件金五十錢

ロ 相續以外の原因に因る移轉

試掘權を目的とするもの 一件金五圓

採掘權を目的とするもの 一件金十圓

砂鑛區を目的とするもの（一の砂鑛區と同様） 一件金一圓五十錢

四 使用權の存續期間の更新

試掘權を目的とするもの 一件金十圓

採掘權を目的とするもの 一件金二十圓

砂鑛區(一の砂鑛區と同様)

一件金一圓五十錢

五 存續期間満了前の使用權の消滅

一件金二十錢

### 第七節 使用權の消滅

使用權消滅の原因としては、存續期間の満了・期間満了前の使用權の消滅・使用權取消の場合を擧げることが出来る、以下之を概説する。

#### 第一項 存續期間の満了

使用權は曩にも述べた様に暫定的且一時的の存在であり、存續期間の定めを要するから期間の満了に因つて消滅する。本法では使用權の存續期間に付、特に何年間と謂ふが如き規定はないが、本法の施行期間が昭和十八年六月九日を以て終了すべきを、更に五箇年間だけ延長せられた關係と、使用權が今回始めて認められた制度である點からすれば、使用權の存續期間の最長期は改正法施行の日から五箇年であることは疑ひない。故に若し之より短き存續期間を定めた場合に於て、當事者間に期間更新の契約が出来ず、又は五箇年の期間が満了すれば、使用權は其の時に於て當然消滅するのであり多く説明を要しない。唯茲に説明を要するのは、(イ)存續期間の満了に因る使用權の消滅

に付ては特に其の旨の登録がなくても效力を生ずるが、其の他の原因に因る使用權の消滅は、登録がなければ其の效力のないこと(法第一七條ノ九)、(ロ)存續期間満了前の使用權の消滅に付ては、常に政府の許可を受くること(法第一七條ノ一五)、(ハ)使用權消滅の際、現に存する事業設備の賣渡に關し、礦業權者より使用權者たりし者に對する賣渡請求、及之に處する措置等に關するものであるが、右(ハ)は敢て存續期間の満了に因る使用權の消滅の場合だけではなく、廣く使用權の消滅の場合に共通な規定であり、且つ第二編第一章第五節第四項に於て述べるから、茲には(イ)及(ロ)に付てのみ解説する。

(イ)使用權の設定・移轉・變更・消滅及處分の制限等は、原則として登録を爲すに非ざれば其の效力を生じない(法第一七條ノ八及九)。唯本法第十七條ノ九に於ては、存續期間の満了に因る使用權の消滅に付ては登録を経なくても、使用權消滅の效力を生ずることを規定した。之れ恰かも試掘權の存續期間の満了に因る消滅の場合と同様である。蓋し之等の權利は常に存續期間を伴ふものであり、使用權の登録に付ては其の存續期間の定めを爲されるから、第三者は登録に依り其の消滅時期を豫知し得べきが故に、此の場合には使用權が存續期間の満了に因り消滅した旨の登録を受くるまでもなく使用權は消滅するのである。(ロ)次に改正法第十七條ノ十五では「使用權ノ移轉



(相續ニ因ル場合ヲ除ク)又ハ存續期間滿了前ノ使用權消滅ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クヘシ」と規定した。使用權移轉の場合に政府(茲に政府とあるは本法施行令第一四條ノ二に依り鑛山監督局長である)の許可を要するのは、使用權設定の趣旨に従ひ使用權の十分なる活動、即ち使用鑛區に於て重要鑛物の増産を圖るに在るを以て、鑛業の實施・繼續に付不適當な者に使用權が移轉せられ、讓受人に於て果して克く使用權を行使するや否やを監督するの必要上、適當な規定であるが、茲に謂ふ存續期間の滿了前の使用權の消滅に付、政府の許可を要するものとしたのは、使用權が重要鑛物の増産を圖る便法として是認せられ、政府に於ても一種の強制力を以てまで使用權の設定を許した以上、其の健全なる行使を希求するは必然の結果であり、然かも使用權者は鑛業權者に對して支拂ふべき使用料に付、一定條件の下に其の減額の請求さへ認められて居るのであるから、一旦設定せられた使用權は濫りに其の抛棄を許さず、以て事業設備の全能力を發揮せしめて、使用權設定の目的を貫徹せしめむとするに在る。隨つて許可がなければ存續期間滿了前の使用權の消滅も讓渡も出來ないから、使用權者に於て鑛業を繼續しなければならぬ。

尙存續期間滿了前の使用權の消滅に關する手續は、使用權の存續期間の項に於て述べた。

## 第二項 使用權の取消

本法に於て使用權の取消を爲し得るは、同法第十七條ノ十九の各號に該當する場合で、(イ)使用權設定の許可條件に違反した場合、(ロ)使用權設定(移轉を含む)登録の日より六箇月以内に事業に着手せず、又は六箇月以上休業したとき、(ハ)施業案に依らずして採掘を爲した場合、(ニ)妨害排除の命令・危害豫防命令若くは鑛業の停止命令に従はない場合、(ホ)使用權者が他人をして使用權を行使せしめた場合、(ヘ)使用料の支拂遲滞にある使用權に付鑛業權者の使用權取消の申請に依る場合、(ト)政府に於て重要鑛物の増産上使用權の存續を不適當と認めた場合、並に鑛業法に於ける鑛業權取消に關する規定の使用權に準用せられる場合等である。今之を摘記すれば、

### イ 使用權設定の許可條件に違反した場合

使用權の設定又は使用鑛區の増減及使用權の移轉に付ては、常に鑛山監督局長の許可を要することは既に述べた所であるが、鑛山監督局長は該許可に條件を附することが出来る。(法第一七條ノ一第二項・第一七條ノ一四第二項及第一七條ノ一五第二項)。又政府に於て使用權の設定・使用鑛區の増減・使用權の行使に必要な事業設備の使用及使用權の讓渡に關する裁定、又は決定を爲すに際しても、一定條件を附して所定の處分を爲すことが出来るのである(法第一七條ノ一六第二項・同條ノ一七第一項)。之等の場合は單純なる許可と異り、附加せられた條件が完全に

履踐せられることに依り、使用權の設定・移轉、使用鑛區の増減又は事業設備の讓渡、若くは使用を許容した目的を達し得るのであるから、之等條件の實現は右處分の效力維持の要件である。随つて若し使用權者に於て許可條件に違反して鑛業を爲すときは、最早や使用權を存續せしむる必要なきに至るを以て、鑛山監督局長は監督の必要から、使用權の取消を爲すことが出来るのである。

□ 使用權設定（移轉を含む）登録の日より六箇月以内に事業に着手せず、又は六箇月以上休業した場合

使用權者が使用權設定の登録又は使用權移轉の登録を経てから、六箇月以内に事業に着手せず、若くは引續き六箇月以上休業したときは、鑛山監督局長に於て使用權の取消を爲し得るものとした。之れ鑛業法第四十條と同一趣旨の規定であるが、鑛業法では右期間を一箇年として居るに反し、本法では之を六箇月としたのは重要鑛物の増産を圖ると謂ふ緊急性と、使用權設定の本來の特質に鑑み當然のことであり、使用權者の鑛業實施義務違背に對する制裁的措置である。

ハ 施業案に依らず採掘した場合

鑛業法第四十四條及第四十五條の採掘權者の施業案に關する規定は、本法第十七條ノ二十二第二項の規定に依り、使用權者の鑛業（砂鑛業を除く）に關して準用せられるから、使用權が採掘權

に關して設定せられたるときは、使用權者は施業案に依るに非ざれば鑛業を爲すことを得ない（鑛法第四條第二項）。又砂鑛法第十六條ノ三の規定も本法第十七條ノ二十二に於て準用せられて居るから、鑛山監督局長から施業案を作成し其の認可を受くべきことを命ぜられたならば、砂鑛權の使用權者は之に據ることを要するは鑛業權の使用權者と同様である。随つて之等使用權者は其の鑛業を爲すに當り、施業案を定めて鑛山監督局長の認可を受けなければならぬ（之を變更せむとする場合も同様）。又鑛山監督局長に於て必要ありと認めるときは、施業案の變更を命ずることも出来る等施業案に準據する鑛業の實施は、法の強行する所であるから、右施業案に依據しない使用權者に對しては、公益上の理由及使用權者の義務違背に對する制裁的處置として、使用權の取消を爲し得るのである。

二 妨害排除・危害豫防及鑛業の停止命令に従はない場合（法第一七條ノ一九第三號）

鑛業法第三十一條では、鑛業出願地が他人の異種の鑛物の鑛區と重複する場合に於て、他人の鑛業に妨害ありと認められたときは、其の部分に於ての鑛業出願は不許可となるのであるが、其の然らざるものに於ては假令鑛區の重複を生じても鑛業權の設定を爲し得る。若し右の場合に於て重複鑛區に於ける鑛業が後日に至り、他人の鑛業の妨害となる様になつたならば、主務大臣は

鑛業權者に對して妨害の排除、又は鑛業の停止を命ずることが出来るが、若し鑛業權者に於て該命令に依る妨害排除又は鑛業停止の措置を執らなかつたならば、主務大臣は鑛業權の取消を爲し得る（鑛第四一條・同第四三條ノ三）のであり、該規定は使用權の取消に準用されて居る。

尙本法第十七條ノ五第二項に依れば、使用權は特定鑛床に付て設定することが許されて居るか、同一鑛物を目的とする數個の鑛床の存する鑛區に於ては、二以上の使用權の竝存すること、或は鑛業權者の鑛業と使用權者の鑛業との重複を見ることは想像に難くない。斯る場合に甲鑛床に於ての使用權の行使と、乙鑛床での鑛業權又は使用權の行使に依る鑛業と竝行すれば、勢ひ何れかの鑛業の妨害となる虞があり、若し使用權者の鑛業が鑛業權者の鑛業、或は甲使用權者の鑛業が乙使用權者の鑛業に妨害ありと認められたならば、鑛山監督局長は使用權者に對して妨害の排除、又は鑛業の停止を命ずることが出来るのであり、若し使用權者が右命令に拘らず妨害の排除又は鑛業の停止を爲さなかつた場合には鑛山監督局長は使用權の取消を爲すことを得る。

又本法第十七條ノ二十二第二項に於て準用する鑛業法第七十二條に依れば、鑛業上危険の虞あり又は公益を害するものと認められたときは、主務大臣は鑛業權者に對し危害豫防に必要な措置を講ずべきことを命ずることが出来る。故に若し使用權者が鑛山監督局長の發する右の命令を受けな

がら之に従はない場合には、鑛山監督局長は使用權の取消を爲すことが出来るのである。

又石炭の掘採を目的とする使用權者に於ては、鑛害賠償擔保の爲めの供託を爲すべき義務があるが、使用權者に於て之を怠りたる爲鑛山監督局長より鑛業の停止を命ぜられ（鑛第七四條ノ四・法第一七條ノ二二）たるに拘らず、使用權者に於て尙依然として鑛業を繼續することは公益に害あり、且つ使用權者の義務違背に對する制裁的の趣旨で、鑛山監督局長は使用權の取消を爲すことを得るものとした。

**ホ** 使用權者が他人をして使用權を使用せしめた場合

之れ從來の斤先掘契約と同様、鑛業法及本法に於て堅く禁ずる所の使用權の賃貸借等を爲すもので、使用權制度を公認した趣旨に反するので、斯る行爲の根絶を期する爲め政府に於て使用權の取消を爲し得るものとした。

**ヘ** 使用料の支拂遲滞にある使用權に付鑛業權者の使用權の取消申請に依る取消

使用料は使用料の支拂を要件とするものであるから、本法第四條又は第五條の規定する鑛山監督局長の裁定又は決定に依つて使用權の設定を受け、又は使用權の讓渡を受けた者、又は鑛區の増減を得た者が、裁定又は決定に於て定められた使用料の支拂を一箇月以上遲延したときは、鑛

業権者は使用権者に對して使用料の支拂を催告し得るは勿論であるが、使用料の支拂遲滞にあるが如き使用権者の使用鑛區に於ける鑛業の繼續を甘受せしむるは、鑛業権者に酷なるのみならず、使用権の強制的設定又は移轉の趣旨に副はないから、斯る場合に於ては鑛業権者は鑛山監督局長に對して、使用権の取消申請を爲し得ることとした。若し鑛山監督局長に於て該申請を受理したならば、事實を調査し使用権者の辯明を徴し使用権の取消を爲し得るのである。然しながら鑛業権者の申請なきに拘らず、鑛山監督局長に於て積極的に本項に依る取消を爲すことは出来ない。之れ本號は鑛業権者保護の爲めである當然の歸結である。

ト 政府が重要鑛物の増産上使用権の存続を不適當と認めたる場合、

本號に依る取消は政府に於て使用権存続の必要なきに至つたものと認めたる場合、又は使用権者の鑛業實施の狀況、其の他諸般の事情を綜合して認定する所であり、敢て一定の基準がある譯ではない。

チ 鑛業法に於ける鑛業権の取消に關する規定を使用権の取消に準用せられる場合

1 鑛業法第三十八條では錯誤に依り鑛業の出願を許可したときは、主務大臣は鑛區の改正を命じ、又は鑛業権を取消することが出来る旨を定めて居り、又鑛區改正命令のあつたのに鑛業権

者が期間内に其の出願を爲さなければ、鑛業権は取消されるのであるが、該規定を使用権に準用すれば、當事者間に成立した使用権設定契約の許可、又は之に關する裁定、若くは決定に依り使用権の設定せられた場合に於て、之等政府の處分が錯誤に基くときは、使用権の設定に瑕疵あるものと謂ふべきであるから、其の瑕疵の程度が比較的少く使用鑛區の改正に依つて補ふことの出来る場合には、鑛山監督局長は使用鑛區の改正を命ずることを得るも、使用権者が期間内に使用鑛區の改正をしなければ使用権は取消される。

又若し右錯誤の程度が甚しく使用鑛區の改正を以て是正し難きときは、鑛山監督局長は使用権を取消すべきであるが、此の場合の取消は所謂無効の確認であり、最初から使用権を設定すべからざるものに對して之を設定した場合の如きである。

2 使用権者の鑛業が公益を害するものと認められたならば、政府は使用権を取消すべきである。之れ鑛業法第三十九條準用の結果である。鑛業権は公益に害あるものと認められた場合には、主務大臣に於て之を取消するのであるから、若し鑛業権が右の理由に依り取消されたならば、使用権が之と運命を共にして消滅するのは當然であるけれども、本號の取消は斯る場合ではなく、使用権者の鑛業其のものが公益を害するものと認められた場合であり、多くは本法の

規定に依る使用權取消の原因に包含せられるのであるが、其の他に於て之に該當するものあることを豫想したものである。

### 第三項 本法に於ける鑛業權の取消

鑛業法に於ては公益上の理由又は鑛業權者の義務、若くは命令違背に基き鑛業權の取消を爲す場合は尠くない。即ち(一)試掘權者が採掘出願命令に應じない場合(鑛第三七條・第二四條第一項)、(二)鑛區訂正命令に應じない場合(鑛第三七條・第二五條)、(三)鑛區改正命令に從はない場合(鑛第三八條)、(四)錯誤に因り鑛業權の設定せられた場合(鑛第三八條)、(五)鑛業が公益を害するものと認められた場合(鑛第三九條)、(六)鑛業の實施義務に違反した場合(鑛第四〇條)、(七)採掘權者が施業案に依らずして鑛業を爲したる場合(鑛第四〇條)、(八)妨害排除の命令に從はない場合(鑛第四一條・第四三條ノ三)、(九)危害豫防の命令に從はない場合(鑛第四一條第七二條)、及鑛業權者が鑛區税を納めない場合(鑛第四一條)であり、又砂鑛法に於ても第二三條に於て鑛業法第三八條乃至第四一條の規定を準用してゐるから、前掲(三)以下は砂鑛權の取消に付準用あるものと解すべきであるが、之等に付ては前掲拙者第二百十六頁以下に於て説述したから、茲には之を省略する。

依つて本項では右以外に於て本法に依り鑛業權の取消を爲される場合に付て順次述べることにする。

#### 一 許可を受けずして事業に著手し又は休業中の事業を繼續した場合。

本法第一條ノ二に依れば指定地域に於ける指定鑛物を目的とする鑛業權者が、事業に著手し又は休業したる事業の繼續を爲すには、鑛山監督局長の許可を受けなければならぬのであるが、鑛業權者が右の規定に違反して、許可を受けずして事業に著手し、若くは休業中の事業を繼續したときは、鑛山監督局長に於て鑛業權の取消を爲すことが出来る。

#### 二 鑛山監督局長の爲す右(一)の許可に條件の附著する場合に、該許可條件に違反した場合

指定地域に於ける指定鑛物を目的とする鑛業權者に對して、鑛山監督局長の爲す右(一)の許可には條件を附することが出来る(法第一條ノ二第二項)。若し右の許可に條件が附著して居る場合に於て、鑛業權者が之に違反して條件を具備せずして事業を開始し、又は休業中の事業を繼續したならば、鑛山監督局長は鑛業權の取消を爲し得るのである。

#### 三 事業計畫違背の場合。

本法第四條第二項又は第五條第二項に依る裁定又は決定に基いて鑛業權を取得し、又は鑛區の

増區を得た鑛業權者は、本法第十四條及本法施行規則第三條及第四條に依り、事業計畫を定めて鑛山監督局長の認可を受けることを要し、又若し之を變更せむとする場合も同様其の認可を得なければならぬ。又鑛山監督局長の側に於ても必要ありと認むるときは、事業計畫の變更を命ずることも出来るのであるが、鑛業權者に於て、(イ)認可を受けざる事業計畫を實施し又は、(ロ)鑛山監督局長から事業計畫の變更を命ぜられたるに拘らず、事業計畫を變更せずして依然として従前の事業計畫に依り事業を繼續して居れば、鑛山監督局長は鑛業權の取消を爲すことが出来る。

四 本法第十七條ノ二十五に依る取消。

鑛業權者は自ら又は其の代理人に依りて鑛業を爲すか、或は本法に基き設定せられた使用權の行使を爲す使用權者をして鑛業を實施せしむることを要し、其の他の者をして之を爲さしめることの許されないことは鑛業法及本法の堅持する所である。随つて從來存して居た斤先掘契約の如き形態を以て他人をして鑛業を爲さしめたならば、本法第十七條ノ二十五に依り鑛山監督局長は鑛業權を取消すことを得るのである。

五 本法附則第四項に依る鑛業權の取消。

本法附則第二項に依ると指定地域に於て指定鑛物を目的とする鑛業權者が、本法施行の際現に

事業を爲して居る場合でも、昭和十七年十二月一日以後に於て始めて事業に著手し、又は休業中の事業を繼續した場合であるか又は其の承繼人であれば、之等の者が本法施行後も引續き事業を繼續せむとするには、昭和十八年六月一日以後三月以内に本法第一條ノ二本文の規定に準じて、事業繼續に付て鑛山監督局長の許可を得なければならぬが、此の點に付ては後に述べる。

此の場合に於て、(一)許可を受くべき者が期間内に許可申請をしなかつたときは右期間の満了後、(二)許可申請を爲したけれども不許可の指令のあつたときは、其の指令の日以後は引續き其の事業を繼續することは出来ない(附則第三項)。

然るに若し右(一)の場合に於て同年九月一日以後又は、(二)の場合に於て不許可の指令のあつた日以後も尙事業を爲して居る鑛業權者に對しては、附則第六項に依る罰則の制裁あるの外、鑛業權の取消を爲し得るのである(附則第四項・法第一條ノ四)。

## 第二編 鑛業の實施

### 第一章 鑛業の實施と國家の職權

鑛業權若くは使用權は、鑛區又は使用鑛區に於て鑛物を掘採し取得する權利であるから、鑛業權又は使用權が発生した以上鑛業權者又は使用權者は、鑛業を經營する權利があると同時に、又鑛業を經營する積極的の義務を負担して居るのである。之れ鑛業權又は使用權が國家の許可に因つて權利として存在し、又他人の權利を或る程度まで抑制して地下資源を開發させる建前から當然のことであり、此の鑛業權者又は使用權者が鑛業の經營を爲すことを鑛業の實施と稱する。唯本編に於ては重要鑛物増産法を主として解説する關係上、本法に於て規定せられた重要鑛物増産上必要な、鑛業權者又は使用權者の鑛業に關する規定以外は其の叙述を省略して鑛業法の解説に譲る。但本法に於て新に認められた使用權者の鑛業に關して、準用せられる鑛業法及砂鑛法の規定は其の概要を叙述する。

## 第一節 鑛業の意義

鑛業法第一條では「本法ニ於テ鑛業ト稱スルハ鑛物ノ試掘、採掘及之ニ附屬スル事業ヲ謂フ」と規定して鑛業の意義を明示した。随つて鑛業權者又は使用權者が、鑛區又は使用鑛區に於て、鑛物を掘採し取得する爲の事業を主たる鑛業と謂ふことが出来る。然して鑛業權者又は使用權者が鑛業を實施するには、當然土地の掘鑿を必要とするから、之等の者は法令の制限内に於て地下使用の權利を有し、土地所有者と雖も之を拒否することは出来ない。然しながら其の權利の行使は無制限ではないから、一定の限度を超越すれば權利の濫用となる。又一方に於ては鑛業は公企業の性質を有するから、鑛業權者又は使用權者は鑛業實施の義務を負担するのみならず、之が實施に伴ふ危険又は危害の發生を未然に防止する必要上、之に對する國家の監督は極めて嚴重である。

## 第一項 試掘及採掘

使用權の設定は採掘權に付てのみ許されるものではなく、試掘權にも設定し得るから鑛業權者又は使用權者は鑛物の試掘事業、又は採掘事業及其の附屬事業を爲すことが出来る。就中試掘事業と採掘事業は鑛業の本體である。随つて鑛業權又は使用權を有しない者の鑛物の掘採、又は過失に因

つて他人の鑛區又は使用鑛區に侵掘した場合には、鑛業法第九十四條の制裁があり、又前に述べた斤先掘契約の如きも全然無効である。

試掘事業は鑛物の探鑛及品質の良否を調査する鑛業準備の行爲であつて、試錐又は坑道・坑井の開鑿等に依つて地中の鑛物を探索するを主眼とし、採掘事業は鑛床及鑛物の存在状態が大體明確になつて居るものに付て、之を掘採するのであつて、兩者間鑛物掘採事業其のものには差異はない。唯掘採された鑛物の處分に付て、採掘事業では鑛業權者が自由に處分し得るが、試掘では鑛山監督局長の許可を要するだけである。

## 第二項 附屬事業

鑛業の附屬事業と謂ふのは鑛業法及本法中明文を以て之を定めて居ないから、何が附屬事業であるかは明確でない。唯鑛業法第五十六條第一項第三號に於て、鑛業權者が鑛業實施の爲に他人の土地の使用を許される場合として、「選鑛場又は製鍊場の設置」を擧げて居る點や、鑛業法施行細則中様式第十八號甲ノ一に據れば、鑛業明細表の記載事項欄に選鑛元鑛高又は製鍊元鑛高と謂ふ項目があり、又様式第十九號甲の鑛業施業案の記載事項中、選鑛及製鍊に關する事項の内「選鑛及製鍊ノ方法」を記載することを要するものとし、又本法施行規則第二條但書に於て「製鍊ヲ爲ス場合ヲ



除クノ外」と謂ひ、又第四條第二項の事業計畫は鑛業權者又は使用權者が、製鍊を兼業する場合の規定である等の點から觀れば、茲に所謂附屬事業とは選鑛と製鍊の二種と解すべきである。我國に於ては舊時日本坑法に於て鑛業の發達を圖る爲に、特に鑛業人に製鍊事業の兼營を強制して居た歴史もあり、製鍊事業を鑛業の一部と看做す制度であつたから、此の精神を現行鑛業法でも踏襲したものと解される。

之等の附屬事業を鑛業と看做す結果、昭和十八年四月一日商工省令第十八號鑛業獎勵規則（該規則は公布の日より施行せられた、其の結果として從來の産金獎勵規則・探鑛獎勵金交付規則・選鑛場設置獎勵規則及鑛山機械化痰獎勵規則は孰れも廢止された）第一條では、商工大臣（現在は軍需大臣）は同條所定の獎勵鑛物を目的とする鑛業權者・砂鑛權者・使用權者（使用權者が鑛業者なることは既に述べた。法施行規則第七條ノ二八第三項）・選鑛業者及製鍊業者等の所謂鑛業者に對し、毎年度豫算の範圍内に於て獎勵金を交付し、又は探鑛の爲め必要な鑿岩用機械及器具類を貸與することとした。然して該獎勵金は獎勵鑛物の探鑛作業・獎勵鑛物の選鑛場又は製鍊場の設置、及商工大臣（軍需大臣）の指定した鑛山用機械の購入・設置又は道路及其の附屬物の新設若くは改良（本號は昭和一八年一月二四日軍需省令第二號を以て追加）等の所謂獎勵行爲を爲さむとする者に對し

て交付せらるべきであり、獎勵金額の限度は軍需大臣が定める（同規則第二條）。

註一 同規則に於て獎勵鑛物と謂ふのは、本法に依る重要鑛物とは多少異り、金鑛・銀鑛・銅鑛・鉛鑛・鋅鑛・錫鑛・安質母尼鑛・水銀鑛・亜鉛鑛・鐵鑛・硫化鐵鑛・格魯謨鐵鑛・滿侖鑛・重石鑛・水鉛鑛・砒鑛・ニッケル鑛・コバルト鑛・黒鉛・硫黃・石膏・重晶石・明礬石・螢石・石棉・砂金・砂白金・砂鐵及砂格魯謨鐵の二十九種であり、本法と同じく鑛業法上の鑛物と、砂鑛とを包含して居る。

註二 鑛業獎勵規則第二條第一項第三號の規定に依り購入又は設置すべき鑛山用機械は昭和一八年四月一日商工省告示第二八七號を以て、鑿岩機・空氣壓縮機・原動機・シャープナー・積込機・機關車及索道が指定せられ、昭和一六年商工省告示第三四二號は廢止せられた。

註三 又鑛業獎勵規則第二條第二項の規定に依る獎勵金は、昭和一八年四月一日商工省告示第二八八號を以て左の如く定められた。

- (一) 第二條第一項第一號に掲ぐる行爲を爲さむとする場合、
  - イ 水平坑道（三〇度未満の傾斜を有する斜坑を含む）に在りては延長一メートルに付五十圓、
  - ロ 豎坑（三〇度以上の傾斜を有する斜坑を含む）に在りては延長一メートルに付百五十圓、
  - ハ 砂鑛以外の鑛物を目的とする試錐に在りては延長一メートルに付二十圓、
  - ニ 砂鑛を目的とする試錐に在りては錐坑一本に付十五圓、
- (二) 第二條第一項第二號に掲ぐる行爲を爲さむとする場合、
  - 選鑛場又は製鍊場の設置に要したる費用の七割、
- (三) 第二條第一項第三號に掲ぐる行爲を爲さむとする場合、
  - 鑛山用機械の購入又は設置に要したる費用の七割、

註四 鑛業獎勵規則第一四條第二項の規定に依り貸與すべき鑿岩用機械器具類としては、昭和一八年四月一日商工省告示第二八九號を以て空氣鑿岩機・電氣鑿岩機類に區別して指定せられ、昭和一七年商工省告示第四三八號は廢止せられたが、其の詳細は省略する。

### 第三項 鑛區の地下使用

鑛業の實施に當りては常に必ず土地を使用し掘鑿する必要がある。鑛業權者又は使用權者が土地所有者であるならば何等問題はないが、多くの場合には之者の者と土地所有者とは異つて居り、土地所有者は民法第二百六條に依つて、法令の制限内で自由に其の所有物の使用・收益及處分を爲す權限を有し、又土地の所有權は法令の制限内に於て、其の土地の上下に効力が及ぶのであるから（民法第二〇七條）、鑛業權者又は使用權者と土地所有者との間には、土地の使用に付て利害の衝突するのは當然である。茲に於て法律は此の兩者の關係を適當に調和する必要がある。（一）地表の使用に付ては使用權に準用せらるる鑛業法第三章に於て詳細な規定を設けて、鑛業權者又は使用權者に一定の要件の下に土地使用權を與へ、（二）地下使用に付ては該權利の本來の特質に鑑み、土地所有者の正當な權利を侵害しない程度に於ては、地表に於けるとは異り土地使用權を設定しないでも、之を掘鑿し使用することが許される。蓋し鑛業實施の爲の地下の掘鑿又は使用は、地表を距る

こと相當深く、比較的地表に損害を及ぼさないとの觀點から生ずる權利である。然しながら假令之等權利者が鑛業實施に付地下を掘鑿する權利はあつても、それは無制限に許されるのではなく、自ら鑛業實施の爲の必要性と、土地所有者及關係人の正當な利益を侵害しない限度に限られるのである。若し之を超越すれば權利の濫用となり損害賠償の義務を免れない。畢竟之を決するのは土地所有者の個人的利益と、公企業である鑛業との利害衡量の問題である。

鑛物の増産を目指す現下に於て鑛業の實施に依る國家的利益の爲には、土地所有者は多少の損失は甘受しなければならぬ。唯抽象的に謂へば右の原則に誤りはないが、土地所有權も鑛業權又は使用權も共に國家の認めたる物權であり、排他性があるから之を具體的に社會通念に照し、彼此對照し考量して利害の輕重を決し、之を限界として權利行使の範圍であるかを判断すべきである。隨つて假令鑛業の實施でも未だ探鑛の程度で、果して鑛業としての價值あるや否やが確實にならない様な鑛區で、廣大な土地所有者又は關係人の利益を侵害する様な場合には、右と反對の結論に到達せざるを得ない。

註 大審院昭和一六年九月一六日の判決は「土地所有者ハ法令ノ制限内ニ於テ其ノ所有物ノ使用收益及處分ヲ爲スコトヲ得ルニ過キササルコト民法第二〇六條ノ明定スル所ナレハ他人ノ所有土地ヲ鑛區トシテ鑛業

法ニ依ル鑛業權ヲ取得シタル者アル場合其ノ土地所有者ハ所有權ニ付鑛業法ニ定ムル制限ヲ受ケ其ノ制限ノ範圍内ニ於テノミ其ノ權利ヲ行使シ得ルニ過キサレノミナラス或ハ不作爲ノ義務ヲ負擔シ或ハ忍從ノ義務ヲ負擔スルニ至ルモノトス」と謂つて居るのは正當である。

第四項 地下使用に付許可又は承諾を要する場所

鑛業法第十一條に依ると「鐵道、軌道、道路、運河、河湖、沼池、堤塘、社寺境内地、墓地、公園地其ノ他ノ營造物及建物ノ地表地下トモ周圍三十間以内ノ場所ニ於テハ所轄官廳ノ許可、所有者及關係人ノ承諾ヲ受クルニ非サレハ鑛業ヲ爲スコトヲ得ス但シ所有者及關係人ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ承諾ヲ拒ムコトヲ得ス」と規定して居る。之れ全く鑛業の實施に依つて之等公共施設に危険又は危害を及ぼし、又は私人の權利及利益を侵害することを未然に防止せむとするが爲である。茲に謂ふ官廳は右施設又は營造物を管理するものの意であるから、市町村等の公共團體が右の營造物を所有し或は管理して居れば、其の許可を受けなければならぬ。

私有土地又は建物の建設してある土地の地下使用に付ては、鑛業權者は之等の物の所有者又は地上權者・永小作權者・地役權者・賃借權者等の關係人と協議をすることを得るは勿論であるが、所有者及關係人は正當の理由がなければ濫に之を拒否することは出来ない。若し所有者若しくは關係人

が承諾を拒否したとき、又は其の承諾を得ることの不能な場合には、鑛業權者又は使用權者は鑛山監督局長に對して裁決を申請することが出来る（鑛第九〇條第一項）。若し右裁決に不服な者は訴訟を提起することが出来るのみならず、違法に權利を傷害せられたときは、行政訴訟を提起して其の救済を求むることが出来る（鑛第九〇條第二項）。

第二節 鑛業に關する國家の監督

鑛業の實施は國家の許可に依つて鑛業權者又は使用權者に與へられた權利で、之等の者は一方に於て鑛物の掘採及取得を爲す權利があると同時に、他方では鑛業實施の義務を負擔させて居る。例へば本法第三條に於て、政府は重要鑛物の増産上必要ありと認めたらば、重要鑛物を目的とする鑛業權者に對して、事業に著手し或は休業中の事業の繼續を命ずるが如きである。隨つて一般の營利事業とは異り公企業たるの性質を有する關係上、國家は之に對して特別な監督を講じて居る。然して其の監督の態様は鑛業の發達助長を期する爲の積極的な特別の監督即ち、之に關する鑛業法の規定の準用、並に本法に於て可成り強度の許可事項・認可事項・命令事項及届出事項を定めたこと、及危険若しくは危害の防止に關する鑛業警察に於ける規定の準用、或は本法に於ても違反者に對する

罰則の強化を圖ると同時に、場合に依つては鑛業權又は使用權の取消を爲す點等に類はれて居る。右の内鑛業警察に關する事項、及本法の罰則に就ては後に述ぶることとし、其の他は本節以下に於て之を述べるが、本法に依る國家の監督の態様を規定の順を追ふて列擧すれば、

- イ 指定地域に於て指定鑛物を目的とする鑛業權者の鑛業著手、又は休業中の鑛業の繼續實施に付政府の許可を要すること（法第一條ノ二）、之が違反に對しては罰則ある外鑛業權の取消を以て臨んだこと（法第一條ノ四）。
- ロ 指定地域に於て指定鑛物を目的とする鑛業權者の休業に對し、届出を要としたこと（法第一條ノ三）。
- ハ 指定地域に於ける指定鑛物に對しては、期間を定めて鑛業出願を禁止し、又は制限するを得べきこと（法第一條ノ六）。
- ニ 政府は重要鑛物増産上必要あるときは、重要鑛物を目的とする鑛業權者に對し、事業計畫を定めて届出を爲さしめたこと（法第二條）。
- ホ 重要鑛物増産上必要あるときは、重要鑛物を目的とする鑛業權者に對して、事業の著手又は休業中の事業の繼續を命ずること（法第三條）。

ヘ 重要鑛物の増産上必要あるときは、鑛業權の讓渡又は隣接鑛區との間の鑛區の増減に付裁定を爲すこと（法第四條）。

ト 同様の目的を以てする政府より鑛業權者に對する協議命令及決定を爲すこと（法第五條）。

チ 重要鑛物の増産上必要ある事業設備の讓渡に關する裁定・協議命令及決定を爲すこと（法第一二條）。

リ 裁定又は決定に因り鑛業權の讓渡又は鑛區の變更を得たる鑛業權者は、事業計畫を定めて政府の認可を受くべきこと、又は之が變更を命ずること（法第一四條）、若し之に違反すれば罰則の制裁あるは勿論、鑛業權の取消を爲し得ること（法第一五條）。

又 重要鑛物の増産上必要あるときは、重要鑛物を目的とする鑛業權者に對して、事業設備の新設・擴張・改良を命じ得ること（法第一六條）。

ル 右に關し作業方法及作業用品の規格に關して必要な命令を爲し得ること（同上）。

ヲ 重要鑛物を目的とする鑛業權者に對する業務及財産の狀況に付報告徴收の權（法第一七條）。

ワ 帳簿書類其の他の物件検査の權（法第一七條）。

カ 重要鑛物の増産上必要あるときには、鑛業權者の業務及會計に關し監督上必要な命令又は處分